

# 一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

乙訓環境衛生組合



## はじめに

私たちは、これまで大量生産、大量消費型の社会構造により、便利で豊かな生活を手に入れた一方で、大量の資源やエネルギーを消費し、大量の廃棄物を発生させ、環境に過大な負荷を与えてきました。近年では、2015年9月の国連サミットにおいて、持続可能でよりよい世界をめざす国際目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、気候変動、食品ロス及び海洋プラスチックごみなどの問題が国際社会全体で取り組むべき課題となり、廃棄物行政を取り巻く社会状況は大きく変化しています。

こうした社会情勢が変転する中で、本組合は、引き続き安全かつ安定的な廃棄物の適正処理を行い、乙訓地域の生活環境の保全に努めてまいります。更に、住民や事業者の皆様の廃棄物発生抑制や正しいごみ分別などへの積極的な行動につながる情報発信や啓発活動に取り組むことにより、可燃ごみの減量、資源ごみのリサイクル推進及び埋立地の延命化を図り、環境負荷の低減と循環型社会の実現をより一層進めていく必要があります。

そこで、本組合では、計画期間を15年、令和4年度を初年度とした「乙訓環境衛生組合一般廃棄物処理基本計画」を策定し、令和元年度比で一人一日当たり収集ごみを約12%削減し、再生利用率を2倍の約20.1%とする大きな目標を掲げ、計画的なごみ及び生活排水処理の推進を図るために必要な基本事項を定めることとしました。

結びに、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に深く感謝し、今後も本計画の実現に向けご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

乙訓環境衛生組合 管理者 前川 光



# — 目 次 —

## 第1部 序 論

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の範囲	3
第2章 地域の概要	4
第1節 地域の概要	4
1) 位置	4
2) 沿革	5
第2節 自然条件	5
1) 地形	5
2) 水系	5
3) 気象	5
第3節 社会条件	6
1) 人口	6
2) 産業の動向	7
3) 土地利用	8
4) 道路・交通	9
5) 都市計画	10
第4節 地域環境の現状	11
1) 大気環境	11
2) 水環境	12
3) 騒音・振動	12
第5節 関連計画等	14
1) 関連計画	14
2) 条例等	16

## 第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状	18
第1節 ごみ処理の沿革	18
1) 関係市町	18
2) 乙訓環境衛生組合	18

第2節 分別区分と処理フロー	19
1) 分別区分	19
2) 処理フロー	21
第3節 ごみ発生量の実績及びその性状	22
1) 種類別発生量	22
2) ごみの性状	24
第4節 ごみ処理の実績	26
1) 収集運搬	26
2) 中間処理	28
3) 最終処分	29
第5節 ごみ処理体制	30
1) 運営・維持管理体制	30
2) ごみ処理経費	30
第6節 関連計画	30
1) 分別収集計画	30
2) 一般廃棄物処理実施計画	33
3) 乙訓環境衛生組合一般廃棄物処理施設整備基本構想	33
第2章 ごみ処理環境の動向	34
第1節 関係法令等	34
1) 国の関係法令等	34
2) 京都府の関係条例等	35
第2節 近隣市町村の動向	36
第3節 ごみ処理方法の動向	36
1) 収集運搬方法	36
2) 中間処理方法	36
3) 最終処分方法	36
第3章 ごみ発生量の見込み	37
第4章 現状と課題	38
第1節 現状	38
1) ごみ処理の実態	38
2) 家庭系ごみの排出実態	38
3) 事業系一般廃棄物の処理実態	38
4) 資源ごみの回収状況	38
5) 施設の状況	39
第2節 課題	46
1) 排出抑制	46
2) 収集運搬	46

3) 中間処理	47
4) 最終処分	47
第5章 ごみ組成調査	48
第1節 調査の目的	48
第2節 調査内容	48
1) 調査内容	48
2) 調査場所	48
3) 調査対象	48
4) 調査日程	48
5) 調査対象量	49
6) 調査手順	49
7) 調査方法	49
第3節 調査結果	54
1) 家庭系ごみ	54
2) 事業系ごみ	64
3) 資源化可能量	73
第6章 ごみ処理の基本方針	74
第1節 基本方針	74
第2節 数値目標	75
1) 減量化目標	75
2) 再資源化目標	75
3) 最終処分量削減目標	76
第3節 ごみ処理量の見込み	77
第4節 将来の分別区分	79
1) 分別区分	79
2) 排出方法	80
第5節 適正処理に係る基本事項	80
1) 収集運搬計画	80
2) 中間処理計画	83
3) 最終処分計画	86
第6節 中間処理施設の整備に関する事項	87
1) ごみ処理施設（1・2・3号炉）	87
2) リサイクルプラザ	88
3) プラプラザ	88
第7節 最終処分場の整備に関する事項	88

第7章 3R促進に係る施策	89
第1節 排出抑制策	89
1) 組合における方策	89
2) 関係市町における方策	90
第2節 その他ごみ処理に関し必要な事項	92
1) 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物等に対する対処方針	92
2) ポイ捨てごみ・不法投棄対策	94
3) 広報啓発活動のあり方	94
4) 計画推進体制	94
5) 情報管理計画	94
6) 災害等緊急時の廃棄物対策	95

### 第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水の排出状況	96
第1節 生活排水処理の現状	96
1) 生活排水処理の沿革	96
2) 処理、処分体系	96
3) 人口等の実績	97
4) 生活排水処理の実績	99
5) 収集、運搬	101
6) 中間処理	101
7) 最終処分	103
8) 生活排水処理の課題抽出	103
第2節 生活排水の予測	104
1) 処理形態別人口の予測	104
2) 生活排水処理率の予測	106
3) し尿・汚泥等処理量の予測	106
第2章 生活排水の処理主体	108
第3章 生活排水処理の基本方針	109
第1節 生活排水処理の基本的な考え方	109
第2節 生活排水処理の目標	109
第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画	111
1) 収集運搬計画	111
2) 中間処理計画	112
3) 最終処分計画	114
第4節 し尿処理施設の整備に関する事項	114



◆資料編

資料1 ごみ発生量の見込み

資料2 生活排水処理形態別人口・処理量の見込み

資料3 用語解説



# 第1部 序論



## 第1章 計画の基本的事項

### 第1節 計画策定の趣旨

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルや社会経済活動により、私たちは物質的な豊かさを手に入れた一方で、環境への負荷が増大し、天然資源の枯渇や地球温暖化等、地球規模での環境問題を招き、今日では国際的にその解決を図ることが人類共通の課題となっています。

これらのことから、2015年9月に国連持続可能な開発サミットが開催され、2030年に向けた具体的な行動指針である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）が示されており、ごみ処理や生活排水処理にも関連しています。

国では、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下、「資源有効利用促進法」という。）の改正、各種リサイクル法の制定等、法整備が進められてきました。

これらの法体系のもと、3R（「発生抑制（Reduce：リデュース）」、「再使用（Reuse：リユース）」、「再生利用（Recycle：リサイクル）」）の推進や、中間処理施設における積極的な熱回収等、次世代に持続可能な循環型社会の形成に取り組んでいます。

一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、乙訓環境衛生組合（以下、「本組合」という。）が長期的・総合的視点に立って、循環型社会形成のための計画的なごみ及び生活排水処理の推進を図るための基本方針として、ごみ及び生活排水の発生から収集運搬、中間処理及び最終処分に至るまでの適正な処理を進めるために必要な基本事項を定めることを目的として策定するものです。

## 第2節 計画の性格

本計画は、向日市、長岡京市及び大山崎町（以下、「関係市町」という。）が定めている総合計画及び環境基本計画並びに一般廃棄物処理基本計画を基に、廃棄物行政における目標と計画を定め、その具体的な方針を示すものです。

なお、本計画は、廃棄物処理法に基づき策定される一般廃棄物処理計画のうち、長期的（10～15年）視点に立った一般廃棄物処理の基本方針となるものであり、本計画に基づき各年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）を策定します。

また、ごみの排出抑制及び収集運搬、し尿の収集運搬等については、関係市町の施策によるものとし、本計画では、本組合の責務である適正処理、処分について本組合の施策を示すものとし、なお、ごみ及びし尿の処理・処分に関する施設整備方針に関しては、本計画に基づく「一般廃棄物処理施設整備基本構想」を策定するものとします。

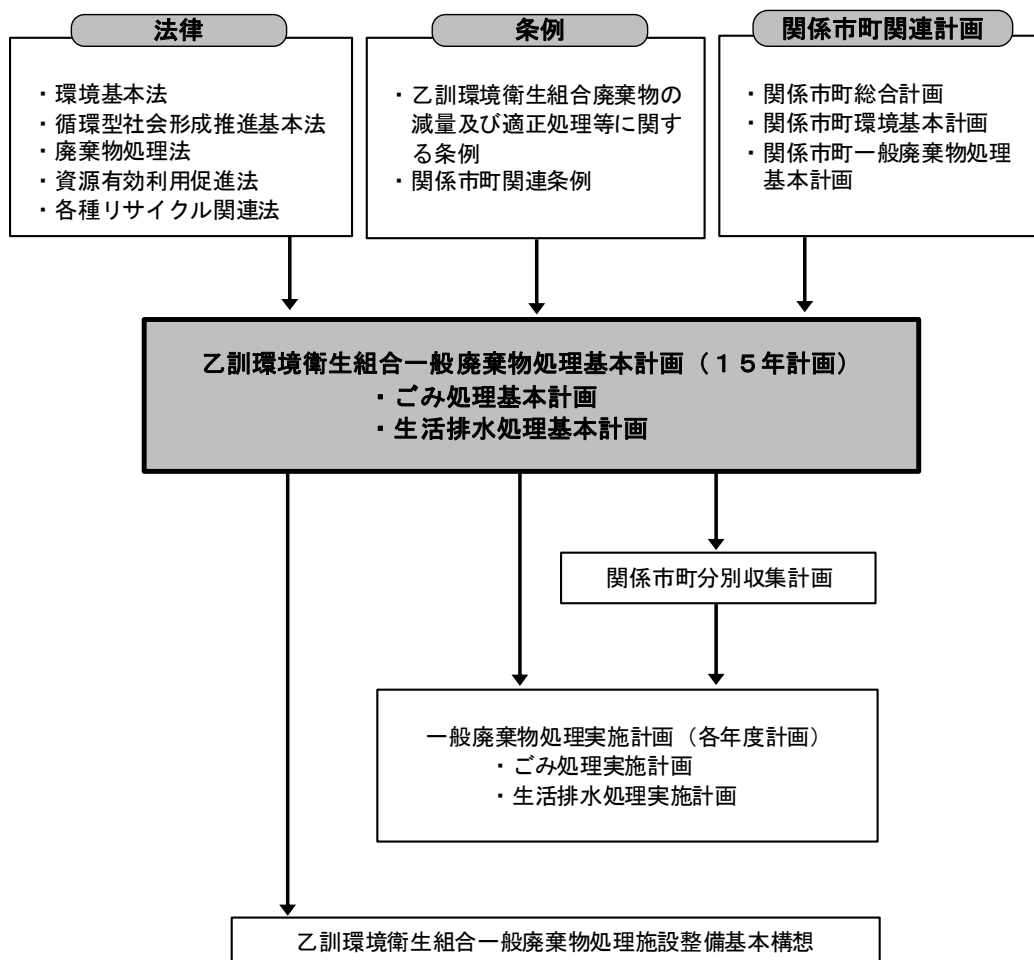


図 1-1-1 計画の性格

### 第3節 計画の期間

令和4年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする15年を計画期間とします。

なお、おおむね5年後、又は計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

### 第4節 計画の範囲

関係市町の行政区域全域とし、区域内から排出される一般廃棄物を対象とします。

## 第2章 地域の概要

### 第1節 地域の概要

#### 1) 位置

組合は、京都府の南西部に位置しており、関係市町の総面積は 32.86 km<sup>2</sup>です。



図 1-2-1 位置図



## 2) 沿革

組合及び関係市町の沿革は、表 1-2-1 に示すとおり向日市、長岡京市は昭和 47 年に市制、大山崎町は昭和 42 年に町制が施行され、現在に至っています。

表 1-2-1 組合及び関係市町の沿革

	年 月	沿 革
組 合	昭和39年 6月	乙訓環境衛生組合設立
向日市	明治22年 4月	市町村制施行により向日町誕生
	昭和47年10月	市制施行
長岡京市	昭和24年10月	新神足・海印寺・乙訓の3村が合併し、長岡町となる
	昭和47年10月	市制施行
大山崎町	明治22年	大山崎荘・円明寺村・下植野村が合併し大山崎村となる
	昭和42年11月	町制施行

## 第2節 自然条件

### 1) 地 形

向日市から長岡京市を経て大山崎町にいたる地区東部は、南北に比較的平坦な地域が広がっています。西部山地は西山連峰を境に大阪府に接しており、西高東低の地形となっています。

### 2) 水 系

中央を小畑川、西部を小泉川が縦断し、大山崎町の南で淀川水系の桂川に合流しています。桂川は宇治川・木津川と合流して淀川となり、高槻市・枚方市・寝屋川市などを経て大阪平野を西南に流下し、大阪湾に注いでいます。

### 3) 気 象

気候はおおむね温和で、過ごしやすくなっています。平成 30 年の年間気象は、平均気温が 16.5℃、最高 39.4℃、最低-3.7℃、年間降雨量は 1,522.5 mmでした。

表 1-2-2 気温と降雨量 [平成 26 年～平成 30 年]

観測地点：乙訓消防組合消防本部

区 分	単 位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
平均気温	℃	16.9	16.6	16.8	15.7	16.5
最高気温	℃	40.9	39.1	37.8	37.1	39.4
最低気温	℃	-1.7	-1.2	-4.1	-2.5	-3.7
年間降雨量	mm	1,186.0	1,781.5	1,719.0	1,380.5	1,522.5

資料：「乙訓の統計」（令和元年版）

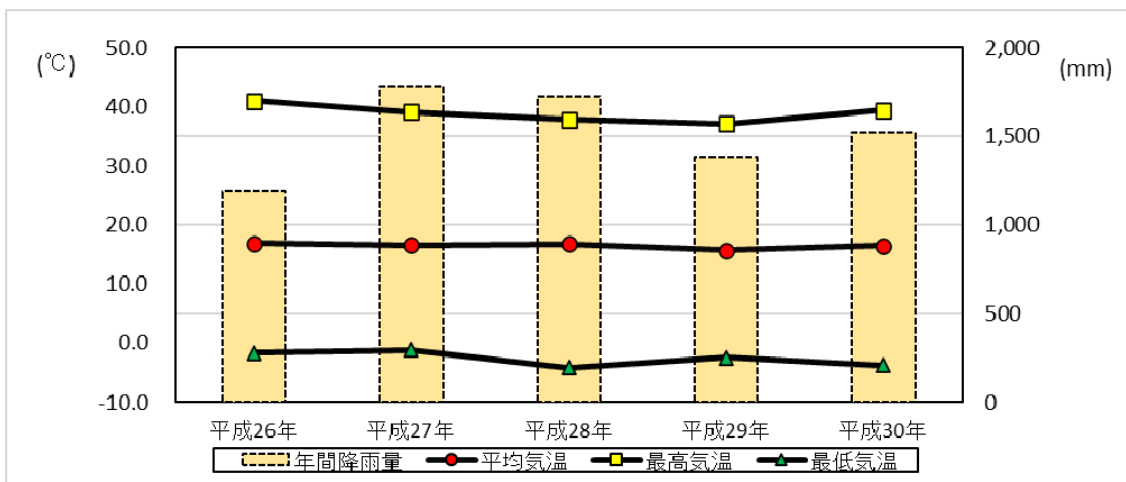


図 1-2-2 気温と降雨量 [平成 26 年～平成 30 年]

### 第 3 節 社会条件

#### 1) 人 口

過去 10 年間の人口は表 1-2-3、図 1-2-3 に示すとおりであり、関係市町ともほぼ横ばいで推移しています。

表 1-2-3 人 口 の 推 移

各年10月1日現在 (単位：人)

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
向日市	55,054	54,746	54,435	54,298	54,297	54,513	55,563	56,862	57,527	57,548
長岡京市	79,967	79,873	79,899	80,283	80,224	80,658	80,781	80,992	81,130	81,082
大山崎町	15,524	15,407	15,432	15,418	15,431	15,527	15,701	15,798	15,949	16,050
計	150,545	150,026	149,766	149,999	149,952	150,698	152,045	153,652	154,606	154,680

資料：「向日市住民基本台帳」「長岡京市住民基本台帳」「大山崎町住民基本台帳」(各年)

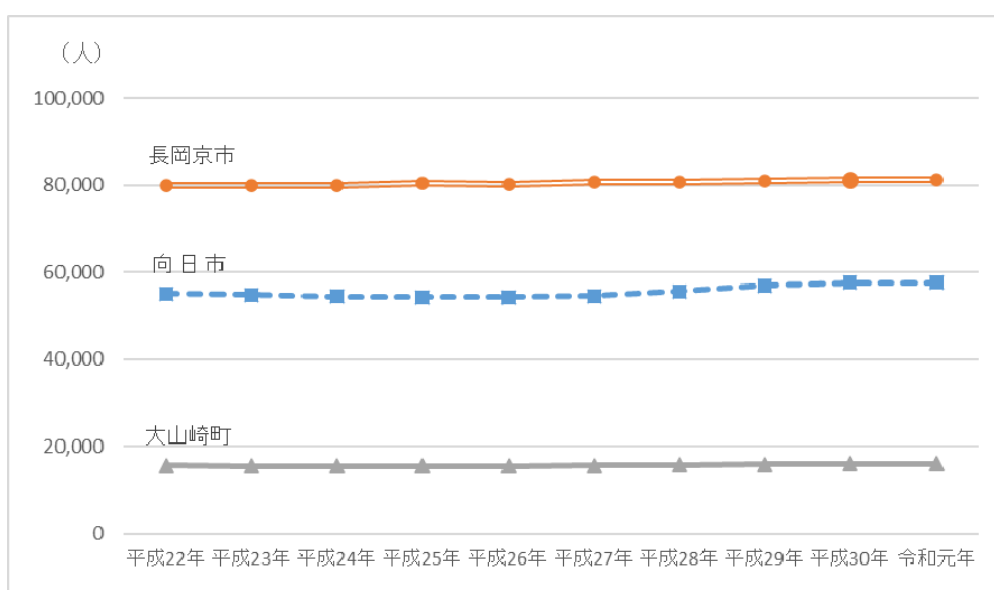


図 1-2-3 人 口 の 推 移

## 2) 産業の動向

平成28年の産業（大分類）構造は表1-2-4、図1-2-4に示すとおりであり、事業所数では、サービス業（31.5%）と卸売・小売業（21.5%）で全体の約5割を占め、次いで医療・福祉（10.6%）と不動産業・物品賃貸業（10.6%）の順となっています。従業者数では、製造業（28.2%）が最も多く、次いでサービス業（19.6%）、卸売・小売業（17.0%）の順となっています。

表1-2-4 産業（大分類）別事業所数及び従業者数

区 分		総 数	農林漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業、物品賃貸業	サービス業※	教育・学習支援業	医療・福祉	公 務	
向日市	平成26年	事業所数	1,886	2	-	176	141	4	46	405	15	212	585	108	178	14
		従業者数	15,559	6	-	738	2,268	38	883	3,243	227	530	3,489	1,037	2,552	548
	平成28年	事業所数	1,790	1	-	171	131	1	48	412	17	190	552	93	174	-
		従業者数	14,110	4	-	735	1,950	6	934	3,343	217	425	3,653	607	2,236	-
長岡京市	平成26年	事業所数	2,762	1	-	222	185	6	75	536	35	290	882	182	335	13
		従業者数	32,613	8	-	1,087	7,508	113	1,693	4,237	439	831	8,362	1,902	5,839	594
	平成28年	事業所数	2,601	1	-	211	171	2	74	533	34	275	829	164	307	-
		従業者数	30,067	4	-	1,056	9,397	67	1,631	4,620	464	813	5,114	1,311	5,590	-
大山崎町	平成26年	事業所数	416	-	-	42	32	2	18	97	4	48	126	17	30	-
		従業者数	5,392	-	-	197	2,698	23	589	572	13	83	872	70	275	-
	平成28年	事業所数	401	-	-	42	35	2	16	86	4	41	129	20	26	-
		従業者数	5,146	-	-	243	2,540	35	571	441	10	77	878	84	267	-
計	平成26年	事業所数	5,064	3	-	440	358	12	139	1,038	54	550	1,593	307	543	27
		従業者数	53,564	14	-	2,022	12,474	174	3,165	8,052	679	1,444	12,723	3,009	8,666	1,142
	平成28年	事業所数	4,792	2	-	424	337	5	138	1,031	55	506	1,510	277	507	-
		従業者数	49,323	8	-	2,034	13,887	108	3,136	8,404	691	1,315	9,645	2,002	8,093	-

資料：「向日市統計書」「長岡京市統計書」「大山崎町統計書」（平成29年版、令和元年版）

※学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス業を含む。

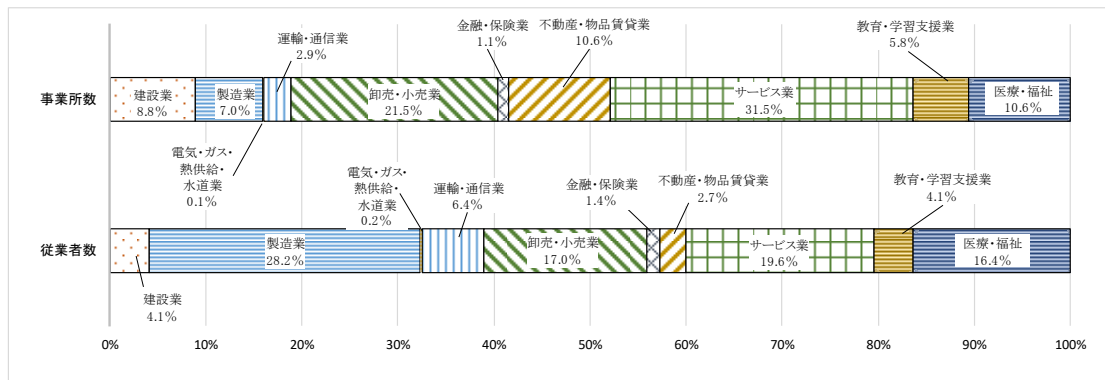


図1-2-4 産業（大分類）別事業所数及び従業者数の比率 [平成28年]

### 3) 土地利用

地目別土地利用面積は、表 1-2-5、図 1-2-5 に示すとおりであり、宅地が約 5 割、山林と農地（田・畑）がそれぞれ約 2 割、雑種地が約 1 割の構成となっており、近年大きな変化は見られません。

表 1-2-5 地目別土地利用面積

(単位:千㎡)

区分	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	
向日市	平成29年	5,292	932	534	2,901	-	206	-	719
	平成30年	5,291	912	543	2,909	-	204	-	724
	令和元年	5,291	912	541	2,916	-	201	-	723
長岡京市	平成29年	11,168	1,048	1,442	5,213	1	2,919	4	540
	平成30年	11,162	1,031	1,438	5,231	1	2,993	10	457
	令和元年	11,160	1,018	1,430	5,236	1	2,975	10	488
大山崎町	平成29年	2,723	151	142	1,443	1	751	-	235
	平成30年	2,711	146	139	1,464	1	749	-	213
	令和元年	2,713	140	138	1,467	1	747	-	221
計	平成29年	19,183	2,131	2,118	9,557	2	3,876	4	1,494
	平成30年	19,164	2,089	2,120	9,604	2	3,946	10	1,394
	令和元年	19,164	2,070	2,109	9,619	2	3,923	10	1,432

注)課税の対象にならない土地を除く。

資料:「京都府統計書」(各年)

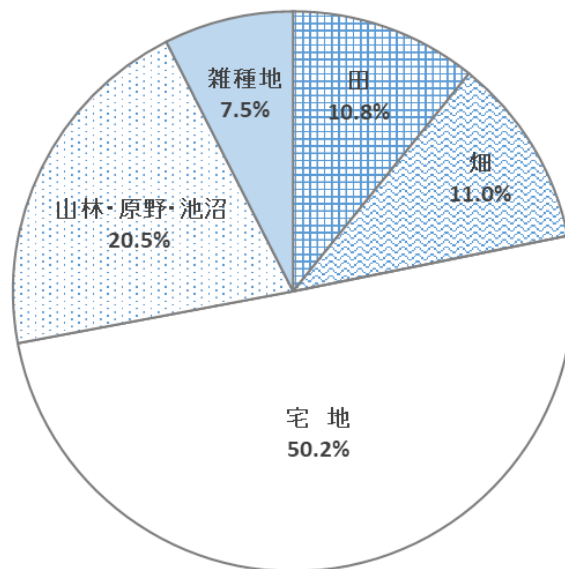


図 1-2-5 地目別土地面積の比率 (全体) [令和元年]

#### 4) 道路・交通

##### (1) 道路

道路は、表 1-2-6 に示すとおり南北に縦断する国道 171 号をはじめとして、府道・市町道あわせて総延長 407,372m の道路網を形成しています。平成 31 年 4 月 1 日現在の舗装率は、国・府道は 100%、市町道についても向日市 97.0%、長岡京市 97.3%、大山崎町 96.5% とほとんどが舗装済となっています。

表 1-2-6 道路現況

平成31年4月1日

区分	道路延長 (m)				舗装率 (%)		
	総延長	国道	府道	市町道	国道	府道	市町道
向日市	138,059	2,123	12,663	123,273	100.0	100.0	97.0
長岡京市	212,730	2,510	29,331	180,889	100.0	100.0	97.3
大山崎町	56,583	3,943	5,071	47,569	100.0	100.0	96.5
計	407,372	8,576	47,065	351,731	100.0	100.0	—

資料:「乙訓の統計」(令和元年版)

##### (2) 鉄道

鉄道は、J R 京都線と阪急電鉄京都線が、南北に縦断して併走し、大阪(梅田)に至っています。各駅の日当たり乗降客数は、表 1-2-7 に示すとおり J R 長岡京駅が約 4 万 2 千人(乗客数の 2 倍で算出)で最も多く、次いで阪急電鉄長岡天神駅が約 3 万 1 千人、J R 向日町駅と阪急電鉄東向日駅が約 1 万 6 千人の順となっています。

表 1-2-7 鉄道駅乗降客数

(単位:人/日)

区分	J R			阪 急 電 鉄									
	向日町	長岡京	山 崎	東向日		西向日		長岡天神		西山天王山		大山崎	
	乗客数	乗客数	乗客数	乗客数	降客数	乗客数	降客数	乗客数	降客数	乗客数	降客数	乗客数	降客数
平成26年度	7,864	20,452	5,612	8,666	8,746	6,175	5,985	18,062	18,106	3,420	3,118	3,517	3,515
平成27年度	7,693	20,602	5,645	8,339	8,304	6,248	6,134	15,479	15,602	5,943	5,709	3,571	3,467
平成28年度	7,648	20,796	5,738	8,028	7,930	6,321	6,190	15,047	15,200	6,250	5,994	3,591	3,593
平成29年度	7,764	20,778	5,815	8,006	7,875	6,264	6,176	15,051	15,117	6,715	6,546	3,549	3,611
平成30年度	7,921	20,805	5,892	7,853	7,698	6,289	6,257	15,309	15,498	6,905	6,679	3,592	3,683

注) 年間乗客数(降客数)の1日あたりの平均である。

資料:「長岡京市統計書」(令和元年版)

## 5) 都市計画

### (1) 用途地域

用途地域の指定状況は表 1-2-8、図 1-2-6 に示すとおりであり、行政区域全体の約 55%が市街化区域(1,827ha)となっており、その3分の2以上が、第1種住居地域を中心とした住居系の用途地域指定になっています。

表 1-2-8 用途地域指定状況 [令和元年]

区分	都市計画区域	市街化区域	用途地域												市街化調整区域
			第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	
向日市	772	551	127.0	1.4	26.0	-	235.0	11.0	15.0	33.0	4.7	35.0	63.0	-	221
長岡京市	1,917	958	185.2	-	94.0	-	374.6	31.5	18.2	26.8	2.3	42.8	138.4	44.2	959
大山崎町	597	318	17.0	-	59.6	2.6	124.4	3.8	-	-	-	20.6	90.0	-	279
計	3,286	1,827	329.2	1.4	179.6	2.6	734.0	46.3	33.2	59.8	7.0	98.4	291.4	44.2	1,459
比率	100.0%	55.6%	40.4%						2.0%		13.2%			44.4%	

(単位:ha)

資料:「令和元年京都府統計書」(令和3年3月)

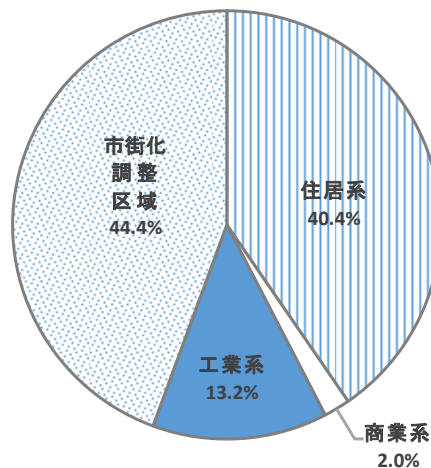


図 1-2-6 用途別面積の比率 (全体) [令和元年]

### (2) 公園の状況

公園は、表 1-2-9 に示すとおり都市計画公園を含め、向日市 116ヶ所、長岡京市 276ヶ所、大山崎町 58ヶ所の計 450ヶ所となっています。

表 1-2-9 公園の状況 [令和元年]

区分	合計		都市公園		その他の公園		1人当たり公園面積 (㎡)
	園数 (ヶ所)	面積 (㎡)	園数 (ヶ所)	面積 (㎡)	園数 (ヶ所)	面積 (㎡)	
	向日市	116	71,572	44	60,900	72	
長岡京市	276	257,662	249	244,922	27	12,739	3.2
大山崎町	58	72,485	23	62,385	35	10,100	4.7
計	450	401,719	316	368,207	134	33,511	-

資料:「乙訓の統計」(令和元年版)

## 第4節 地域環境の現状

### 1) 大気環境

計画範囲内の3測定局における一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物（NO、NO<sub>2</sub>、NO+NO<sub>2</sub>）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（Ox）の令和元年度の測定結果は、表1-2-10に示すとおりとなっています。

表1-2-10 大気汚染常時監視測定結果〔令和元年度〕

#### ○一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物（NO、NO<sub>2</sub>、NO+NO<sub>2</sub>）

市町	測定局	一酸化窒素(NO)			二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )										窒素酸化物(NO+NO <sub>2</sub> )								
		年平均値	1時間値の最高値	年平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		年平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		年平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		年平均値98%値	98%値評価による年平均値が0.06ppmを超えた日数	年平均値	1時間値の最高値	年平均値98%値	年平均値(NO <sub>2</sub> /NO+NO <sub>2</sub> )	
									(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)							
向日市	向陽	0.002	0.084	0.011	365	8,698	0.008	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.021	0	0.011	0.122	0.032	78.2
大山崎町	大山崎	0.003	0.120	0.013	365	8,702	0.011	0.058	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	0.014	0.168	0.037	77.2	
	国道171号	0.016	0.148	0.039	289	6,911	0.018	0.062	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.031	0	0.033	0.198	0.068	53.5	

#### ○浮遊粒子状物質（SPM）

市町	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
					(時間)	(%)	(日)	(%)				
向日市	向陽	363	8,721	0.012	0	0.0	0	0.0	0.067	0.032	○	0
大山崎町	大山崎	364	8,731	0.016	0	0.0	0	0.0	0.121	0.035	○	0
	国道171号	364	8,725	0.012	0	0.0	0	0.0	0.059	0.028	○	0

#### ○光化学オキシダント（Ox）

市町	測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数			昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数			昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
					(日)	時間数とその割合		日数とその割合		(時間)		
		(日)	(時間)	(%)		(日)	(%)	(時間)	(ppm)		(ppm)	
向日市	向陽	364	5,386	0.035	80	478	8.9	1	0.3	1	0.121	0.049
大山崎町	大山崎	366	5,434	0.034	77	415	7.6	1	0.3	1	0.121	0.048

資料：「京都府環境白書」（令和2年度版）

## 2) 水環境

本組合管内の河川における令和元年度の公共用水域水質測定の結果は、表 1-2-11 に示すとおりとなっています。

表 1-2-11 公共用水域水質測定結果

水域名	河川名	地点名	類型	区分	令和元年度						
					pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	全窒素 (mg/ℓ)	全磷 (mg/ℓ)
小畑川 下流	小畑川	小畑橋	A	年平均	-	9.3	0.7*	2.2	28,000	0.75	0.034
				最大値	8.6	12.0	1.0	9.0	130,000	1.1	0.069
				最小値	6.5	7.3	<0.5	<1	330	0.28	0.015
桂川 下流	小泉川	新山崎 橋	-	年平均	-	8.2	0.5	1.0	37,250	0.9	0.023
				最大値	8.5	10.0	0.6	1	110,000	1.1	0.040
				最小値	7.2	7.3	<0.5	<1	1,100	0.6	0.008
	七間堀 川	桂川 流入前	-	年平均	-	7.1	1.3	1.5	280	8.1	0.82
				最大値	8.5	8.5	1.7	3	1,100	15.0	1.70
				最小値	7.1	5.8	0.9	<1	2.0	4.3	0.39
	桂川	三川 合流前	A	年平均	-	6.4	1.0	5.0	17,000	3.7	0.34
				最大値	8.3	7.2	2.4	7	33,000	5.0	0.42
				最小値	6.9	5.6	<0.5	3	1,100	2.6	0.23

\*: 75%値を示す。

注) 環境基準 (A 類型)

pH 日間平均値 6.5以上8.5以下

DO 日間平均値 7.5mg/ℓ以上

BOD 日間平均値 2mg/ℓ以下

SS 日間平均値 25mg/ℓ以下

大腸菌群数 日間平均値 1,000MPN/100mℓ以下

資料: 「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和2年12月 京都府)

## 3) 騒音・振動

道路に面する地域(自動車騒音)測定結果(令和元年度)は表 1-2-12 に示すとおりであり、地域内の 25 測定地点のうち、昼間は 2ヶ所、夜間は 1ヶ所で環境基準を超えている状況となっています。

また、新幹線については、京都府全体の 10ヶ所のうち地域内にある 5ヶ所の実態調査地点での測定結果は表 1-2-13 に示すとおりであり、一部の地点の騒音レベルでは環境基準を超える地点があります。



表 1-2-12 道路に面する地域（自動車騒音）測定結果〔令和元年度〕

一連番号	道路名	測定地点	測定年月日		車線数	環境基準類型	近接空間特例	測定位置(m)		等価騒音レベル(dB)					
			開始	終了				車道端からの距離	地上からの高さ	屋間	対環境基準値	対要請限度	夜間	対環境基準値	対要請限度
73	府道向日町停車場線	向日市寺戸町	R2.2.13	R2.2.14	2	C	有	3	1.2	65	○	○	61	○	○
74	府道向日町停車場線	向日市寺戸町	R2.2.13	R2.2.14	2	C	有	1.6	1.2	65	○	○	59	○	○
75	府道西京高槻線	長岡京市柴の里	R1.12.9	R1.12.10	4	C	有	5	1.2	63	○	○	54	○	○
76	府道西京高槻線	長岡京市神足3丁目	R1.12.9	R1.12.10	2	B	有	3.2	1.2	70	○	○	64	○	○
77	一般国道171号	長岡京市神足麦生	R1.12.12	R1.12.13	4	C	有	35	2	59	○	○	54	○	○
78	一般国道171号	長岡京市城の里	R1.12.12	R1.12.13	4	B	有	19	2	64	○	○	61	○	○
79	府道大山崎大枝線	長岡京市天神4丁目	R1.11.14	R1.11.15	2	A	有	0	3	63	○	○	55	○	○
80	府道大山崎大枝線	長岡京市花山1丁目	R1.10.26	R1.10.27	2	A	有	0	3	72	×	○	64	○	○
81	府道伏見柳谷高槻線	長岡京市馬場見走り	R1.11.21	R1.11.22	2	C	有	0	2	69	○	○	63	○	○
82	府道奥海印寺納所線	長岡京市久貝3丁目	R1.11.28	R1.11.29	2	B	有	0	3	67	○	○	60	○	○
83	府道西京高槻線	長岡京市神足3丁目	R1.11.21	R1.11.22	2	B	有	1	2	69	○	○	63	○	○
84	府道中山向日線	長岡京市滝ノ町2丁目	R1.11.20	R1.11.21	2	B	有	0	3	71	×	○	66	×	○
85	府道西京高槻線	長岡京市野添1丁目	R1.11.20	R1.11.21	4	B	有	0.2	3	64	○	○	57	○	○
86	市道0102線	長岡京市八条が丘2丁目	R1.11.26	R1.11.27	4	A	有	3	3	67	○	○	60	○	○
87	府道奥海印寺納所線	長岡京市高台1丁目	R1.11.14	R1.11.15	2	A	有	3	3	61	○	○	51	○	○
88	府道奥海印寺納所線	長岡京市調子2丁目	R1.11.28	R1.11.29	2	B	有	0	3	70	○	○	64	○	○
89	市道2184号線	長岡京市下海印寺下内田	R1.10.30	R1.10.31	2	B	無	31	3	65	○	○	57	○	○
90	市道2184号線	長岡京市下海印寺方丸	R1.10.30	R1.10.31	2	B	無	0.3	3	62	○	○	53	○	○
91	京都縦貫自動車道	長岡京市奥海印寺荒堀	R1.10.31	R1.11.1	4	-	有	22	1	53	○	○	46	○	○
109	府道下植野大山崎線	大山崎町下植野飯田	R1.12.3	R1.12.4	2	C	有	1.8	1.2	59	○	○	52	○	○
110	府道大山崎大枝線	大山崎町字円明寺小字夏目	R1.11.12	R1.11.13	2	B	有	10	4	61	○	○	56	○	○
111	名神高速道路	大山崎町字円明寺小字西山田	R1.11.14	R1.11.15	8	A	有	5	1.2	54	○	○	52	○	○
112	名神高速道路	大山崎町字円明寺小字茶屋前	R1.11.18	R1.11.19	8	B	有	19	1.2	60	○	○	59	○	○
113	名神高速道路	大山崎町字円明寺小字夏目	R1.11.20	R1.11.21	8	B	有	10	1.2	58	○	○	55	○	○
114	名神高速道路	大山崎町字円明寺小字松田	R1.11.25	R1.11.26	8	A	有	72	1.2	55	○	○	50	○	○

資料:「京都府環境白書」(令和2年度版)

表 1-2-13 新幹線鉄道騒音・振動実態調査結果〔令和元年度〕

地点番号	測定年月日	測定地点 (線路最寄地点名)	用途地域 地域類型	平均列車 速度 (km/h)	構造物の種類		軌道の 種類	防音壁		騒音レベル(dB)				振動 レベル (dB)
					種類	構造物 の高さ (m)		種類	構造物 からの 高さ (m)	12.5m	25m	50m	25m	
										値	値	値	値	
⑥	R1.10.8	向日市森本町東ノ口 (上り側)	調整区域 I	240	高架橋 (ラーメン)	5.8	バラスト (マット有)	改良型	2.9	74	70	65	59	
⑦	R1.10.23	向日市森本町佃(下 り側)	工業II	241	高架橋 (ラーメン)	5.8	バラスト (マット有)	直壁型	2.0	75	74	67	62	
⑧	R1.12.10	長岡京市神足橋本 (下り側)	工業II	254	高架橋 (ラーメン)	9.3	バラスト (マット有)	新型	2.0	71	70	69	55	
⑨	R2.3.12	大山崎町大山崎鏡 田(上り側)	第1種住居 I	264	高架橋 (ラーメン)	8.4	バラスト (マット有)	新型	2.9	69	66	63	63	
⑩	R2.3.12	大山崎町大山崎茶 屋前(下り側)	第1種住居 I	237	高架橋 (桁式)	7.7	バラスト (マット有)	干渉型	2.2	67	67	65	54	

※測定地点⑩は、「12.5m地点」は「15m地点」で測定

環境基準(騒音)・・・I 70dB

II 75dB

指針値(振動)・・・・・・70dB

資料:「京都府環境白書」(令和2年度版)

## 第5節 関連計画等

### 1) 関連計画

関係市町の将来計画のうち、本計画に関連する計画は以下に示すとおりです。

#### (1) 第2次ふるさと向日市創生計画

この計画は、社会情勢の変化にしなやかに対応しながら、貴重な地域資源や利便性といった向日市の魅力を高め発信するとともに、将来にわたって誰もが安心・安全・健康に暮らし続けられる環境づくりに取り組むことで、向日市をより一層発展させ、全ての市民が向日市のことを「ふるさと」だと思えるまちづくりを推進するため策定されています。

この計画は、向日市が目指すべき方向性を示したまちづくりの上位計画と位置付けられています。

○策定時期 令和2年3月

○計画期間

2020年度（令和2年度）～2024年度（令和6年度）

○施策の柱

1. 歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり
2. 人と暮らしに明るくやさしいまちづくり
3. 信頼と協働で市民の声が届くまちづくり

○ごみ排出量の目標

施策の柱「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」の中では、「施策分野6」の施策1として、「持続可能な循環型社会の実現」を掲げており、この中で家庭ごみの排出量（資源ごみ等を含む収集されるごみ量）について、以下のとおり目標値を設定しています。

家庭ごみ排出量目標：531g/日/人(H30) → 490g/日/人(R6)

#### (2) 新向日市環境基本計画

○計画時期 平成24年10月

○計画期間 平成24年度～おおむね平成33年度（令和3年度）

○計画の目的

この計画は、向日市と向日市に暮らす市民・事業者等が環境保全に取り組んでいく上での共通の理念や目標、施策の方向を示すとともに、各主体の環境保全に向けた行動を積極的に誘導していく役割を担うことを目的としています。

○目指すべき環境像

みんなが優しくすむまち — 『う・る・お・い』環境都市 むこう

## ○基本目標

目指すべき環境像を実現するため、向日市の今後の環境保全施策を展開するにあたって、以下に示す6つの基本目標を定めています。

- ・生活環境の保全 ～ 公害のない健康に暮らせるまち
- ・都市環境の創造 ～ 緑あふれる美しいまち
- ・人と自然との共生 ～ 自然とふれあえるまち
- ・資源の循環的利用 ～ 環境への負荷が少ない資源循環型のまち
- ・地球環境の保全 ～ 地球の未来を大切にすまち
- ・環境保全への市民参画 ～ 環境保全行動を実践するまち

### (3) 長岡京市第4次総合計画

策定時期、計画期間、政策の大綱については、以下に示すとおりです。

なお、現在、第2期基本計画の期間にあたります。

この中では施策体系のうちの「みどり」の中で「資源循環」分野の施策として「ごみ減量と適正処理」があげられ、「資源の有効利用とごみの減量、適正処理を推進し、最終処分場の受容量の限界を踏まえた延命化を図ります。」と施策の内容が示されています。

○策定時期 平成28年3月（第2期基本計画：令和3年3月）

○計画期間 平成28年から15年間（第2期基本計画：令和3年度～令和7年度）

- 政策の大綱
1. うるおいに満ちた、“良質の住み心地”をつくる
  2. まちの魅力を高め、“多彩なにぎわい”をつくる
  3. 人・地域の絆に根ざした、“ゆるぎない安心”をつくる

### (4) 長岡京市第二期環境基本計画

策定時期、計画期間、基本理念については、以下に示すとおりです。

この計画は平成14年に定めた将来都市像、7つの基本理念の実現に向け、長岡京市における、概ね今後10年の具体的な環境施策が定められたものです。

この中では基本方向の一つとして「循環環境型の社会づくりを進めます」があげられており、基本施策としては「廃棄物の発生抑制・再生利用の推進」、「資源回収の推進」、「廃棄物の適正処理」等とされています。また、これらの評価の指標として、「平成34（令和4）年に一人一日当たりの収集ごみ量523g以下を目指します。」としています。

○策定時期 平成25年3月

○計画期間 おおむね10年間

- 基本理念
1. すべての施策・行動を持続可能性に基づいて策定し総合化します
  2. 環境と地域経済・雇用・生活の質の改善を両立させます

3. 地域に固有の自然と文化を大切に守り、育てます
4. 社会的公正に配慮しすべての人々と資源と環境を分かち合います
5. 資源・エネルギーが循環する地域をつくります
6. みんなが参加して、いっしょに計画をつくり、実践します
7. 持続可能な社会を実現するための教育、人づくりに力を注ぎます

## (5) 大山崎町第4次総合計画

「大山崎町第4次総合計画」は、大山崎町が策定する最上位計画であり、大山崎町のまちづくりの根拠となり、進むべき基本方向を明らかにする役割を担うものです。

この計画は、総合的かつ計画的な町政運営を図り、もって町民の福祉の向上と住みよいまちづくりを推進することを目的に策定されています。

○策定時期 平成28年3月

○計画期間

基本構想 平成28年度～令和7年度

前期基本計画 2016年度（平成28年度）～2020年度（令和2年度）

後期基本計画 2021年度（令和3年度）～2025年度（令和7年度）

○基本目標

- 1 彩（いろどり）のあるまち
- 2 行きたい、住みたい、住み続けたいまち
- 3 支え合う、助け合うまち
- 4 生涯を通じて、理解し合う、学び合うまち
- 5 協働で創るまち

## 2) 条例等

### (1) 乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

(平成23年条例第7号)

○施行

平成24年4月1日 全部改正

平成31年4月1日 一部改正

### (2) 向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成9年条例第13号）

○施行

平成9年10月1日 全部改正

平成24年4月1日 一部改正

### (3) 長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成9年条例第5号）

○施行

平成9年10月1日 全部改正

平成24年4月1日 一部改正

(4) 大山崎町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成9年条例第8号）

○施行

平成 9年 10月 1日 全部改正

令和 2年 4月 1日 一部改正

(5) 大山崎町生活環境美化に関する条例（平成14年条例第1号）

○施行

平成 14年 10月 1日

令和 2年 3月 25日 一部改正

令和 2年 10月 1日 一部改正



## 第2部 ごみ処理基本計画





## 第1章 ごみ処理の現状

### 第1節 ごみ処理の沿革

#### 1) 関係市町

関係市町では、表 2-1-1 に示す区分変更を経て、ごみ及び資源ごみの収集が行われています。

表2-1-1 収集処理品目の沿革

収集開始区分	向日市	長岡京市	大山崎町
ごみ	昭和24年 4月	昭和26年 4月	昭和34年 4月
カン類、ビン類	昭和53年12月	昭和53年11月	昭和54年 4月
廃乾電池	昭和59年 5月	昭和59年 5月	昭和59年 5月
ペットボトル	平成11年 4月	平成11年 4月	平成12年 4月
スプレー缶・カセットボンベ	—	平成12年 4月	—
その他プラスチック類	平成13年 4月	平成13年 4月	平成13年 4月
廃蛍光灯	平成14年 4月	平成13年 4月	平成14年 4月
現在の収集区分	もやすごみ	家庭ごみ (可燃ごみ)	燃えるごみ
	粗大(大型)ごみ	粗大(大型)ごみ	粗大ごみ
	側溝清掃汚泥	側溝清掃汚泥	側溝清掃汚泥
	〔資源物7区分〕 空缶 スプレー缶 空ビン ペットボトル その他不燃物 その他プラスチック 有害ごみ	〔資源物11区分〕 空きカン(アルミカン) 空きカン(スチールカン) スプレー缶・カセットボンベ 空きビン(無色) 空きビン(茶色) 空きビン(他の色) ペットボトル(PETのマークがついているボトル(容器)) その他不燃物 その他プラスチック 蛍光灯 筒型乾電池	〔資源ごみ7区分〕 カン ビン ペットボトル スプレー缶類・ガスライター その他不燃物 容器・包装プラスチック類 有害ごみ

#### 2) 乙訓環境衛生組合

昭和 39 年 6 月に関係市町で組合を構成し、ごみの中間処理及び最終処分を行っています。

## 第2節 分別区分と処理フロー

### 1) 分別区分

関係市町では、家庭から排出されるごみの収集を行っています。

以下収集を行うごみを「収集ごみ」、組合に直接搬入されるごみを「直接搬入ごみ」とします。なお、直接搬入ごみのほとんどが事業活動に伴い排出されるごみとなっています。

収集ごみの分別区分は、表 2-1-2 に示すとおりです。

表 2-1-2 分別区分

向日市		長岡京市		大山崎町	
区分	品目	区分	品目	区分	品目
収集 ごみ	もやごみ	家庭ごみ (可燃ごみ)	台所ごみ、紙くず、プラスチック製品(バケツ、灯油容器、カセットテープ、ビデオテープ、CDなど)、革製品(くつ、かばんなど)、紙おむつ(汚物は取り除く)など	燃えるごみ	紙くず、台所のごみ、汚れたビニール袋、革くつ、長ぐつ、カバン、枝きり、草・竹・木、木くず、カセットテープ、ビデオテープ、花火・マッチ
	空缶	空きカン	アルミカン スチールカン(飲料缶、缶詰、菓子缶など)	カン	カン類全般
	スプレー缶	スプレー缶・カセットボンベ	スプレー缶・カセットボンベ	スプレー缶類・ガスライター	
	空ビン	空きビン	無色 茶色 他の色(食糧ビン、食品ビン、ワイン、ジュース、調味料、ジャムなど)	ビン	ビン類全般
	ペットボトル	資源物(分別ごみ)	ペットボトル(PETのマークがついているボトル(容器))	ペットボトル	飲料用、酒用、調味料用
	その他不燃物	その他不燃物	金属製品、電球(割れた蛍光灯)、植木鉢、陶器類、小型電化製品、金属キャップ	その他不燃物	金属製品類、植木鉢・陶器類、小型電化製品、電球類等、耐熱ガラス及びガラスビン以外のガラス
	その他プラスチック	その他プラスチック	レジ袋、ボトル類、トレイ・カップ類、キャップ類、発泡スチロール、バック類、ポリ袋、家庭から出るビニール・プラスチック製の容器包装材	容器・包装プラスチック類	スーパーの袋、シャンプー・リンスの容器、ポリ袋、プラスチック容器、キャップ類、卵・豆腐などのケース類
	有害ごみ	有害ごみ	筒型乾電池、蛍光灯	有害ごみ	蛍光灯、筒型乾電池
	粗大(大型)ごみ	粗大(大型)ごみ	再利用できない家具類、電化製品(家電4品目を除く)	粗大ごみ	家具類、レジャー用品、日用品、電化製品(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンを除く)
	側溝清掃汚泥	側溝清掃汚泥	側溝清掃汚泥	側溝清掃汚泥	側溝清掃汚泥
収集 しない ごみ	処理困難物(タイヤ、バッテリー、ピアノ、コンクリート・ブロック・土砂等)、危険物(消火器、農薬等)、在宅医療にともなうごみ(注射器等の医療廃棄物、点滴バック)、事業系一般廃棄物	収集しないごみ	処理できないもの(タイヤ、バッテリー、消火器、農機具、ドラム缶、オイルヒーターなど)、薬品(劇物、毒物、農薬など)、在宅医療に伴うごみ(注射針や感染の危険がある廃棄物)、バイク(原付～大型)、商店・会社などからのごみ	収集しないごみ	土、医療系廃棄物、タイヤ、バッテリー、オイル等自動車部品、ガスボンベ、バイク(部品含む)、耐火金庫、薬品、ガソリン、灯油、ペンキ、シンナー等、消火器、ピアノ、オイルヒーター、事業系一般廃棄物、産業廃棄物
	メーカーによるリサイクル	メーカーによるリサイクル	エアコン・テレビ・冷蔵庫および冷凍庫・洗濯機(衣類乾燥機含む)、パソコン	メーカーによるリサイクル	エアコン・テレビ・冷蔵庫および冷凍庫・洗濯機(衣類乾燥機含む)、パソコン

直接搬入ごみには「可燃ごみ」、「粗大ごみ」と「資源ごみ」があります。

また、関係市町による拠点回収、自治会等による集団回収及び事業所による資源回収により「紙パック、トレイ、アルミカン、ペットボトル、卵パック、水銀含有廃棄物」等を回収しています。小型家電については、国の認定事業者と関係市町が連携し、宅配便等を利用した回収をしています。

組合へ搬入されるごみについて、表 2-1-3 のとおり、関係市町の分別区分と名称に一部統一されていない部分がありますので、次期中間処理施設の整備時期に関係市町と検討します。

表 2-1-3 分別区分名称

組 合		向日市	長岡京市	大山崎町
可燃ごみ		もやすごみ	家庭ごみ(可燃ごみ)	燃えるごみ
資源ごみ	カン類	空缶	空きカン(アルミカン、スチールカン)	カン
	ビン類	空ビン	空きビン(無色、茶色、他の色)	ビン
	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル(PETのマークがついているボトル(容器))	ペットボトル
	その他不燃物	その他不燃物	その他不燃物	その他不燃物
		スプレー缶	スプレー缶・カセットボンベ	スプレー缶類・ガスライター
その他プラスチック類	その他プラスチック	その他プラスチック	容器・包装プラスチック類	
有害ごみ	廃蛍光灯	有害ごみ	蛍光灯	有害ごみ
	廃乾電池		筒型乾電池	
粗大ごみ		粗大(大型)ごみ	粗大(大型)ごみ	粗大ごみ
側溝清掃汚泥		側溝清掃汚泥	側溝清掃汚泥	側溝清掃汚泥

## 2) 処理フロー

収集ごみには「可燃ごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」、「有害ごみ」と「側溝清掃汚泥」があります。

直接搬入ごみには「可燃ごみ」、「粗大ごみ」と「資源ごみ」があります。

これらのごみの処理フローは図 2-1-1 に示すとおりです。

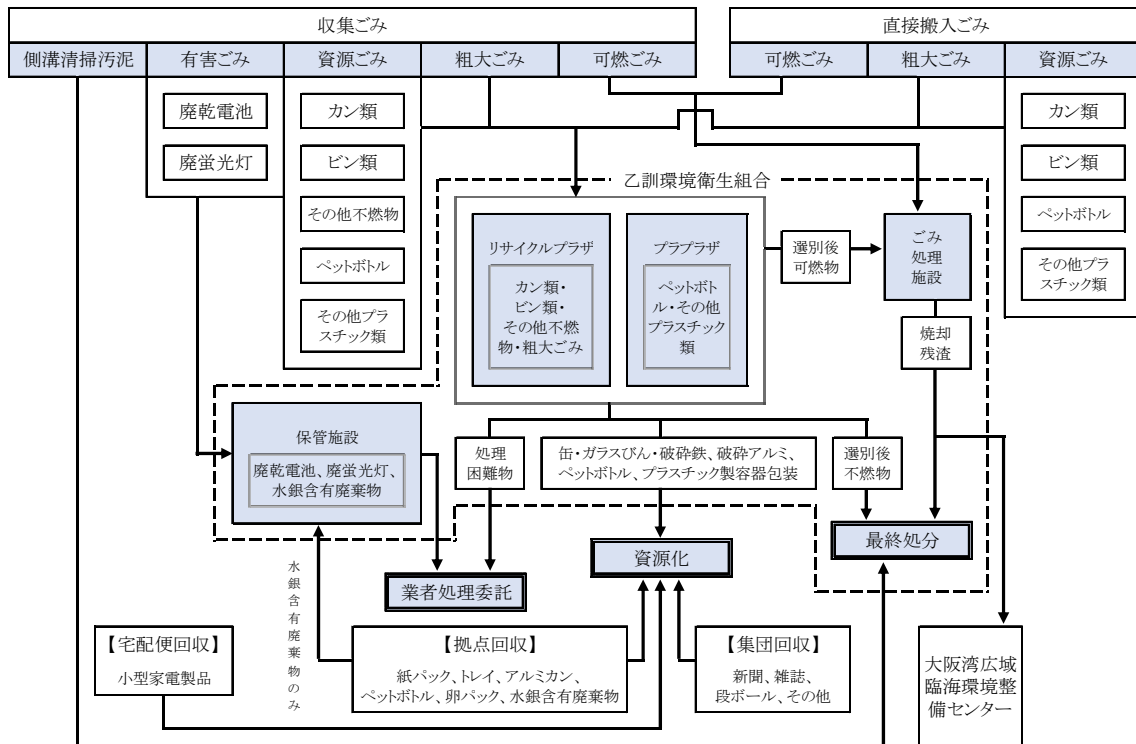


図 2-1-1 処理フロー

### 第3節 ごみ発生量の実績及びその性状

#### 1) 種類別発生量

ごみの種類別発生量は表 2-1-4(1)、図 2-1-2 に示すとおりであり、ごみ発生量は、減少傾向にありましたが、平成 30 年度には災害等の影響もあり、一旦増加しています。

表 2-1-4(1) ごみの種類別発生量（全体）

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
人 口		人	150,698	152,045	153,652	154,606	154,680	
収集ごみ	可燃ごみ	収集量	t/年	26,206	25,703	25,539	25,728	25,518
		原単位	g/人/日	475.14	463.14	455.37	455.92	450.74
	粗大ごみ	収集量	t/年	296	284	320	453	384
		原単位	g/人/日	5.37	5.11	5.70	8.02	6.79
	資源ごみ	収集量	t/年	3,255	3,221	3,238	3,717	3,579
		原単位	g/人/日	59.02	58.04	57.74	65.88	63.21
	有害ごみ	収集量	t/年	45	42	44	41	46
		原単位	g/人/日	0.82	0.76	0.79	0.73	0.81
	側溝清掃 汚泥	収集量	t/年	100	132	107	130	166
		原単位	g/人/日	1.82	2.39	1.91	2.30	2.93
計	収集量	t/年	29,903	29,382	29,248	30,069	29,692	
	原単位	g/人/日	542.16	529.44	521.51	532.85	524.48	
直接 ごみ 搬入	可燃ごみ	t/年	9,720	9,746	9,815	10,212	10,408	
	粗大ごみ	t/年	482	435	447	520	569	
	資源ごみ	t/年	26	24	27	26	23	
	計	t/年	10,229	10,205	10,290	10,758	11,000	
組合搬入量	搬入量	t/年	40,132	39,587	39,537	40,828	40,693	
	原単位	g/人/日	727.62	713.33	704.98	723.49	718.79	
集団回収		t/年	2,551	2,368	2,258	2,047	2,049	
拠点回収		t/年	77	46	75	100	133	
小 計		t/年	2,627	2,414	2,332	2,147	2,182	
総 計	ごみ総量	t/年	42,759	42,001	41,870	42,975	42,875	
	原単位	g/人/日	775.25	756.83	746.56	761.55	757.33	

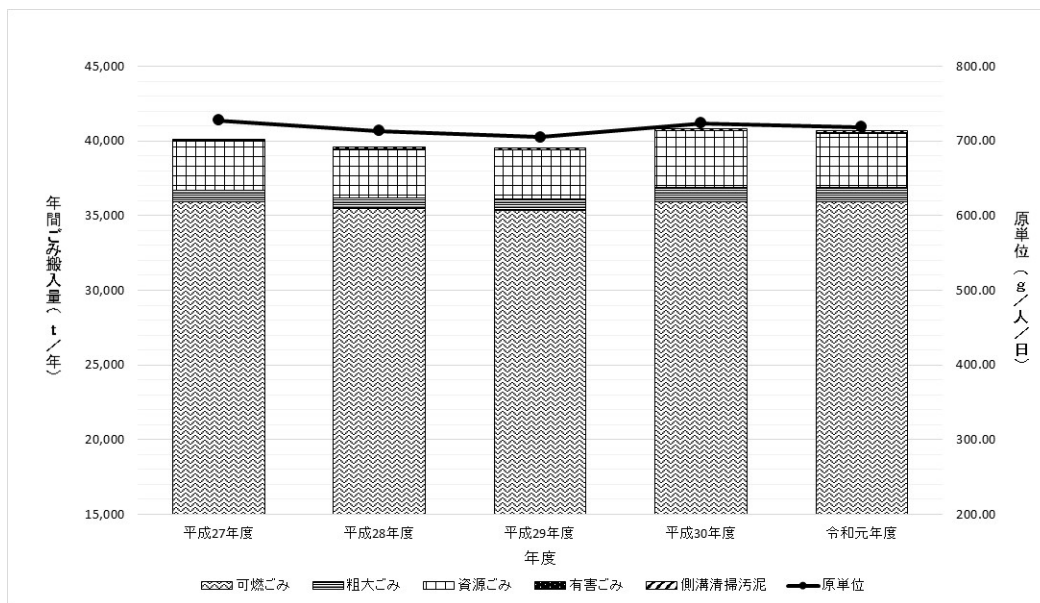


図 2-1-2 種類別発生量と原単位の推移（全体）

表 2-1-4(2) ごみの種類別発生量 (向日市)

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
人 口		人	54,513	55,563	56,862	57,527	57,548	
収集 ごみ	可燃ごみ	収集量	t/年	9,980	9,820	9,845	9,996	9,798
		原単位	g/人/日	500.23	484.21	474.35	476.05	465.17
	粗大ごみ	収集量	t/年	111	104	129	138	128
		原単位	g/人/日	5.56	5.13	6.23	6.57	6.10
	資源ごみ	収集量	t/年	826	833	831	928	884
		原単位	g/人/日	41.42	41.06	40.03	44.22	41.95
	有害ごみ	収集量	t/年	14	13	14	14	14
		原単位	g/人/日	0.70	0.65	0.65	0.65	0.68
	側溝清掃 汚泥	収集量	t/年	60	78	56	64	110
		原単位	g/人/日	3.00	3.83	2.68	3.05	5.20
計	収集量	t/年	10,991	10,848	10,874	11,140	10,933	
	原単位	g/人/日	550.90	534.88	523.93	530.53	519.09	
直 ご 接 み 搬 入	可燃ごみ	t/年	3,349	3,408	3,448	3,618	3,498	
	粗大ごみ	t/年	132	114	121	172	205	
	資源ごみ	t/年	7	7	8	8	6	
	計	t/年	3,488	3,529	3,576	3,798	3,710	
組合搬入ごみ量	搬入量	t/年	14,479	14,376	14,450	14,938	14,643	
	原単位	g/人/日	725.72	708.87	696.23	711.42	695.22	
集団回収		t/年	—	—	—	—	—	
拠点回収		t/年	2	2	2	2	2	
小 計		t/年	2	2	2	2	2	
総 計	ごみ総量	t/年	14,481	14,378	14,452	14,940	14,645	
	原単位	g/人/日	725.82	708.97	696.32	711.52	695.32	

表 2-1-4(3) ごみの種類別発生量 (長岡京市)

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
人 口		人	80,658	80,781	80,992	81,130	81,082	
収集 ごみ	可燃ごみ	収集量	t/年	13,667	13,387	13,255	13,267	13,247
		原単位	g/人/日	462.97	454.03	448.38	448.02	446.39
	粗大ごみ	収集量	t/年	151	148	160	250	217
		原単位	g/人/日	5.11	5.02	5.40	8.44	7.30
	資源ごみ	収集量	t/年	2,084	2,042	2,056	2,391	2,344
		原単位	g/人/日	70.60	69.25	69.54	80.74	78.98
	有害ごみ	収集量	t/年	26	24	25	23	26
		原単位	g/人/日	0.88	0.81	0.85	0.77	0.88
	側溝清掃 汚泥	収集量	t/年	41	55	51	66	56
		原単位	g/人/日	1.37	1.86	1.73	2.23	1.87
計	収集量	t/年	15,969	15,656	15,547	15,996	15,889	
	原単位	g/人/日	540.94	530.97	525.90	540.19	535.43	
直 ご 接 み 搬 入	可燃ごみ	t/年	5,612	5,594	5,628	5,842	6,205	
	粗大ごみ	t/年	277	255	248	252	271	
	資源ごみ	t/年	19	17	19	18	17	
	計	t/年	5,908	5,865	5,895	6,111	6,492	
組合搬入ごみ量	搬入量	t/年	21,877	21,521	21,441	22,107	22,382	
	原単位	g/人/日	741.07	729.89	725.30	746.55	754.20	
集団回収		t/年	2,236	2,104	2,007	1,932	1,818	
拠点回収		t/年	74	44	73	98	131	
小 計		t/年	2,310	2,149	2,079	2,030	1,950	
総 計	ごみ総量	t/年	24,187	23,670	23,521	24,137	24,331	
	原単位	g/人/日	819.33	802.77	795.64	815.11	819.90	

表 2-1-4(4) ごみの種類別発生量 (大山崎町)

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
人 口		人	15,527	15,701	15,798	15,949	16,050	
収集 ごみ	可燃ごみ	収集量	t/年	2,559	2,495	2,439	2,465	2,473
		原単位	g/人/日	450.23	435.45	422.92	423.45	420.97
	粗大ごみ	収集量	t/年	34	32	31	65	39
		原単位	g/人/日	6.07	5.52	5.37	11.14	6.67
	資源ごみ	収集量	t/年	344	347	352	398	351
		原単位	g/人/日	60.61	60.48	61.01	68.40	59.82
	有害ごみ	収集量	t/年	6	5	5	5	6
		原単位	g/人/日	0.97	0.88	0.93	0.87	0.94
	側溝清掃 汚泥	収集量	t/年	0	0	0	0	1
		原単位	g/人/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.09
計	収集量	t/年	2,943	2,879	2,827	2,933	2,870	
	原単位	g/人/日	517.88	502.32	490.23	503.86	488.50	
直 接 搬 入	可燃ごみ	t/年	760	744	740	752	704	
	粗大ごみ	t/年	73	67	78	96	94	
	資源ごみ	t/年	0	0	1	1	0	
	計	t/年	833	811	819	849	798	
組合搬入ごみ量	搬入量	t/年	3,776	3,690	3,646	3,783	3,668	
	原単位	g/人/日	664.39	643.87	632.27	649.77	624.39	
集団回収		t/年	315	263	251	115	230	
拠点回収		t/年	0.60	0.00	0.00	0.00	0.00	
小計		t/年	315	263	251	115	230	
総計	ごみ総量	t/年	4,091	3,953	3,897	3,897	3,898	
	原単位	g/人/日	719.85	689.84	675.80	669.51	663.60	

## 2) ごみの性状

ごみの性状分析は、組合で行っているため関係市町全体での結果となっています。近年5年間のごみ質測定結果による湿ベースの可燃ごみ組成を種類別にみると、紙布類の占める割合が高く、おおむね50%で推移しています。次いで、プラスチック類が25%程度、木・竹・ワラ類と厨芥類が10%程度を占めています。三成分は、可燃分が50%程度を占め、水分は40%程度となっています。

表 2-1-5 ごみ質分析 (湿ベース)

分析項目		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平均
三 成 分	水 分	%	44.81	36.81	49.76	33.39	44.70	41.89
	灰 分	%	4.69	8.47	5.04	8.39	5.72	6.46
	可 燃 分	%	50.50	54.73	45.20	58.23	49.58	51.65
低位発熱量		kJ/kg	10,990	12,020	9,780	12,250	11,860	11,380
種 類 別 組 成 ( 湿 )	紙・布類	%	53.41	43.03	49.05	43.16	47.66	47.26
	プラスチック類	%	25.31	24.46	26.02	33.73	29.90	27.88
	木・竹・ワラ類	%	9.49	13.76	11.41	6.69	9.74	10.22
	厨 芥 類	%	8.67	15.92	11.89	13.93	11.31	12.34
	不 燃 物 類	%	2.09	0.98	0.39	1.13	0.46	1.01
	可燃性雑物類	%	1.04	1.85	1.25	1.37	0.94	1.29
単位容積重量		kg/m <sup>3</sup>	138	131	150	133	139	138

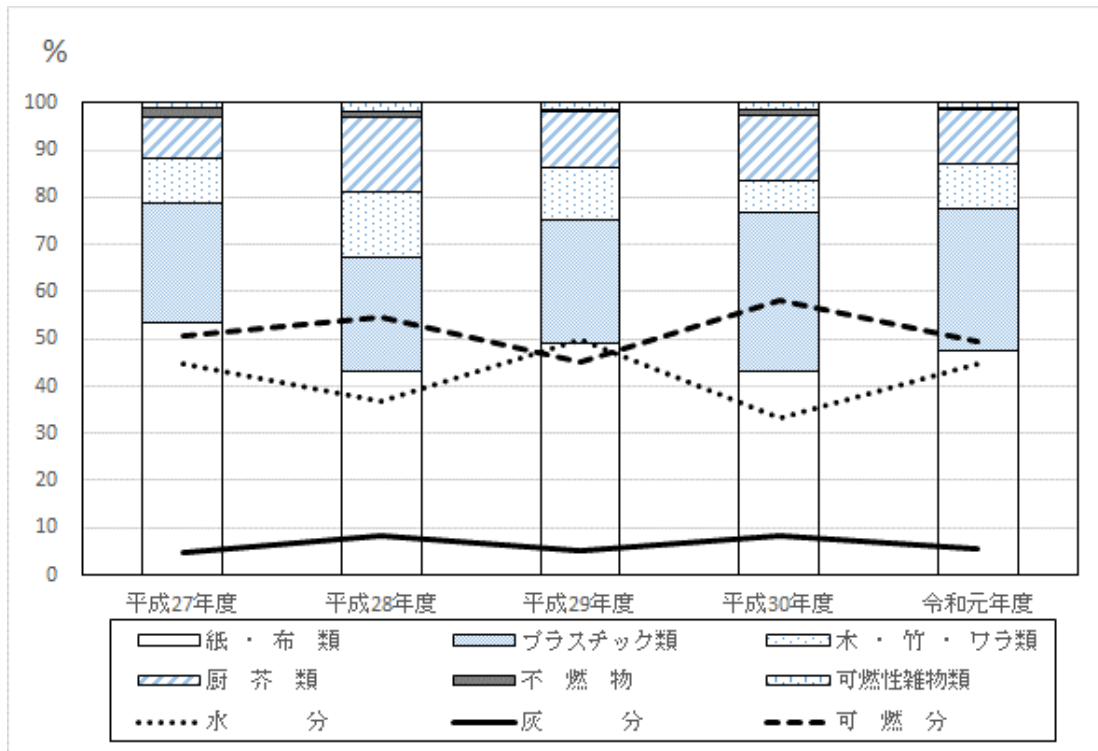


図 2-1-3 可燃ごみの種類別組成と三成分 (湿ベース)

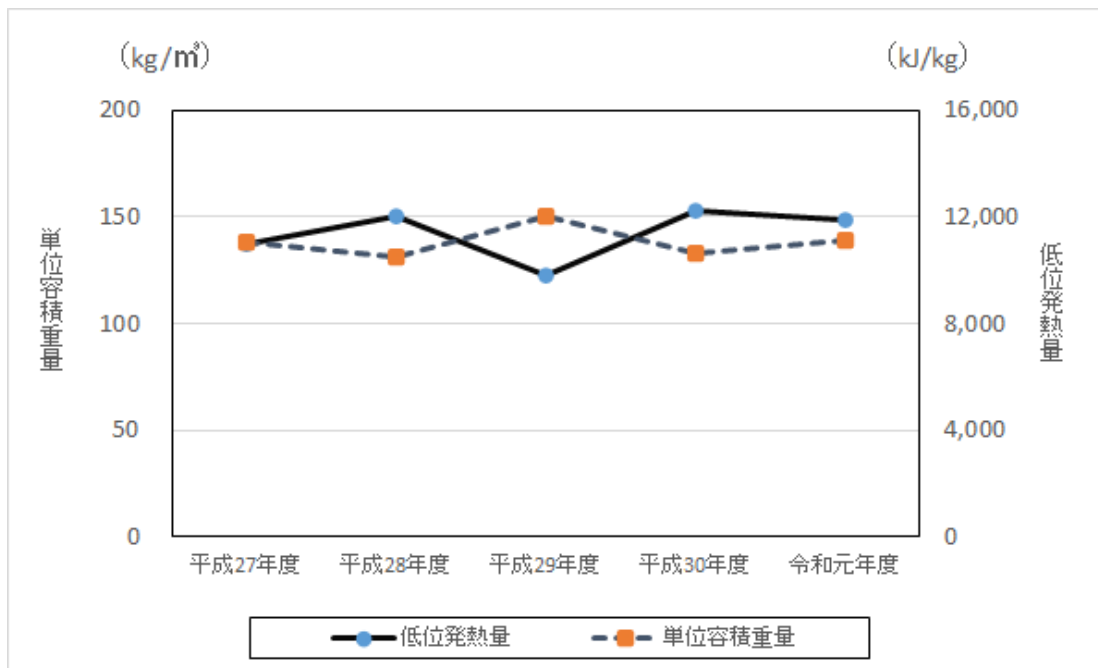


図 2-1-4 単位容積重量と低位発熱量



## 第4節 ごみ処理の実績

### 1) 収集運搬

家庭系ごみは関係市町が収集しています。

#### (1) 収集対象

収集対象地域は、計画収集区域全体です。

#### (2) 収集運搬体制

ごみの収集運搬体制は、表 2-1-6 に示すとおりです。

表 2-1-6 収集運搬体制

	可燃ごみ		資源ごみ・有害ごみ		粗大ごみ		側溝清掃汚泥		ふれあい収集	
	各戸収集(各戸収集が困難な区域はステーション方式)	直営委託	ステーション方式	委託	個別有料予約収集	直営	ステーション方式	直営	-	
向日市	各戸収集(各戸収集が困難な区域はステーション方式)	直営委託	ステーション方式	委託	個別有料予約収集	直営	ステーション方式	直営	-	
長岡京市	ステーション方式	委託	分別ステーション方式	直営委託	各戸有料予約収集	直営委託	地区排出場所	直営委託	各戸	直営
大山崎町	各戸収集・ステーション方式	委託	ステーション方式	直営委託	事前申込制有料収集	直営	個別	直営委託	-	

#### (3) 収集頻度

収集頻度は、表 2-1-7 に示すとおりであり、原則として可燃ごみが週 2 回、資源ごみ・有害ごみは月 2 回(長岡京市、大山崎町においてその他プラスチック類は月 4 回)、粗大ごみは随時対応としています。祝日・振替休日の対応が関係市町によって異なるため、月によっては、収集日数が週 1 回・月 1 回になる地区があります。

表 2-1-7 収集頻度

	可燃ごみ		資源ごみ・有害ごみ		粗大ごみ	側溝清掃汚泥	ふれあい収集
	週 2 回	祝日も収集	月 2 回	祝日も収集	随時(土日祝を除く)	水曜日(祝日を除く)	-
向日市	週 2 回	祝日も収集	月 2 回	祝日も収集	随時(土日祝を除く)	水曜日(祝日を除く)	-
長岡京市			月 2 回 その他プラスチック類は月 4 回	祝日は収集しない	随時	毎週月曜日	週 1 回
大山崎町			祝日は収集しない	月曜日(午前)か木曜日(午後)(祝日は別日を指定)	毎月第 1 火曜日	-	

#### (4) 排出方式

排出方式は、表 2-1-8 に示すとおりです。

表 2-1-8 排出方式

	可燃ごみ	資源ごみ・ 有害ごみ	粗大ごみ	側溝清掃汚泥	ふれあい収集
向日市	<p>当日朝 8 時までに出す 生ごみ・・・よく水切りをする 食用油・・・紙や布にしみこませる 木切れ・・・ごみ袋に入る程度のも 紙おむつ・・・汚物は取り除く ごみ袋の指定はなし 丈夫な袋に入れ、片手で 持てる程度にして、しっ かり口を結ぶ (R4.2～関係市町共通の指 定袋制導入)</p>	<p>当日朝 7～9 時に出す 空缶・・・スプレー缶・カセット ボンベなどは使い切る 空ビン・・・キャップは取る (リ ターナブルビンは販売店に) ペットボトル・・・キャップやラ ベルを外しつぶす その他プラスチック・・・ビニール ・プラスチック製の容器包装 材 (汚れたもの等は入れない) その他不燃・・・50 cm 未満のもの 有害ごみ・・・リチウム電池、水 銀電池、ボタン電池、充電式電 池は販売店へ。蛍光管は割れて いないもの</p>	<p>電話で申込み 収集日・手数料・収 集場所を確認 「粗大ごみ処理手数 料券」を購入 収集当日に出す</p>	泥回収袋	—
長岡京市	<p>当日朝 8 時までに出す 生ごみは水切りをし、ごみ袋 の口を結んで出す 市の指定ごみ袋で出す</p>	<p>当日午前 7～9 時までに出す 収集容器方式</p>	<p>電話等で申込み 収集日・手数料・収 集場所を確認 「ごみ・粗大ごみ処 理手数料券」を購入 収集当日の予約時間 までに出す</p>	<p>・事前に申し 込み ・穴の開いた 汚泥専用の 袋で出す</p>	<p>可燃ごみを指定 ごみ袋に入れ、 自宅の玄関先な どに設置したペ ール容器等に 入れて出す</p>
大山崎町	<p>当日 8 時までに出す 台所のごみ・・・よく水を切 る。てんぷら油は紙等にしみ こませ固めたもの 木くず・・・5 cm 角未満、長 さ 50 cm 未満 花火・マッチ・・・火薬を取り 除くか使用済にする ごみ袋 ○指定ごみ袋制度導入前 ・市販の 45ℓ 袋を使用。 ・1 世帯 100ℓ (45ℓ 袋 2 個)までは無料。超過分 は有料(前日までに申 込) ○指定ごみ袋制度導入後 ・町が指定する市販の半透 明の指定袋を使用。 ・1 世帯 100ℓ (45ℓ 袋 2 個)までは無料。超過分 は有料(前日までに申 込)</p>	<p>当日朝 7 から 9 時まで決めら れた場所に出す 容器・包装プラスチック・・・中身 を洗い出し乾かす (汚れが取 れないものは「燃えるごみ」) カン・・・洗ってつぶす ビン・・・ふたや栓を外し洗う ペットボトル・・・キャップやラベ ルを外し洗ってつぶす (異物 混入させない) その他不燃・・・50 cm まで。危険な ものは紙に包んで「危険」と 表示 スプレー缶類・・・使い切る ライター・・・使い切る 有害ごみ・・・水銀電池 (ボタ ン電池) は販売店へ。蛍光管は割 らない (LED 蛍光管は「その他不 燃物」)</p>	<p>申し込み・・・電話 収集日・手数料・ 収集場所を確認 収集・・・原則立会で その際に料金徴収 (立会えない場合 は納付書による支 払い等) 手数料・・・品目ごと 等に異なる(「ごみ の出し方」を参照) 収集時間・・・月曜日 は朝 9 時～10 時 30 分、木曜日は午後 1 時～2 時 30 分</p>	<p>収集時間 9～17 時</p>	—

(5) 収集車両

収集運搬に使用されている車両は、表 2-1-9 に示すとおりです。

表 2-1-9 収集車両

	可燃ごみ	資源ごみ・有害ごみ		粗大ごみ	側溝清掃汚泥	ふれあい収集
	車種	種別	車種	車種	車種	車種
向日市	2 t ローター車 2/3.5 t バッカー車	カン類	2 t /3.5 t バッカー車	2 t ダンプトラック車 2 t ローター車	2 t ローター車	-
		ビン類	2 t 深ボディ車			
		ペットボトル	2 t バッカー車			
		その他プラスチック類	2 t バッカー車			
		その他不燃物	2 t 深ボディ車			
		有害ごみ	2 t 深ボディ車			
長岡京市	バッカー車	カン類	バッカー車	ダンプ車	バッカー車	軽ダンプ車
		ビン類	ダンプ車			
		ペットボトル	バッカー車			
		その他プラスチック類	バッカー車			
		その他不燃	バッカー車			
		有害ごみ	ダンプ車			
		収集容器運搬用	ダンプ車			
大山崎町	2 t バッカー車	カン類	2 t バッカー車	2 t ダンプトラック車 2 t バッカー車	2 t ダンプトラック車	-
		ビン類	2 t ダンプトラック車			
		ペットボトル	2 t バッカー車			
		その他プラスチック類	2 t バッカー車			
		その他不燃物	2 t バッカー車 2 t ダンプトラック車			
		有害ごみ	2 t トラック車			
		排出容器運搬用	2 t トラック車			

(6) 事業系ごみ

事業者が排出する一般廃棄物は事業者が自ら搬入するか、関係市町が許可した業者への委託により搬入されています。

2) 中間処理

収集または直接搬入された可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみは、組合の各施設において、焼却・選別・破碎等の処理を行っています。施設の概要は、表 2-1-10 に示すとおりです。

表 2-1-10 中間処理施設の概要

名称	乙訓環境衛生組合			
	ごみ処理施設	リサイクルプラザ (粗大ごみ処理設備・ 資源ごみ処理設備)	ブラプラザ ストックヤード (プラスチック製容器包装圧縮梱包施設) 及びペットボトル処理施設	
所在地	京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方 32 番		長岡京市勝竜寺下長黒 1 - 1	
処理能力	75t/24h×3 基	粗大ごみ 32t/5h 資源ごみ 14t/5h	プラスチック製容器包装 9.3t/5h ペットボトル 1.81t/5h	
処理形式	ストーカ式	選別・破碎・圧縮	選別・圧縮・梱包	
整備 年度	着工	1・2 号炉 平成 4 年 8 月 3 号炉 平成 11 年 7 月	平成 8 年 8 月	プラスチック製容器包装 平成 12 年 6 月 ペットボトル 平成 22 年 6 月
	竣工	1・2 号炉 平成 7 年 3 月 3 号炉 平成 14 年 3 月	平成 10 年 3 月	プラスチック製容器包装 平成 13 年 3 月 ペットボトル 平成 23 年 3 月
供用開始	1・2 号炉 平成 7 年 4 月 3 号炉 平成 14 年 4 月	平成 10 年 4 月	プラスチック製容器包装 平成 13 年 4 月 ペットボトル 平成 23 年 4 月	
建築面積	3,465.09 m <sup>2</sup>	1,558.37 m <sup>2</sup>	2,169.40 m <sup>2</sup>	
延床面積	8,047.59 m <sup>2</sup>	5,435.29 m <sup>2</sup>	2,199.74 m <sup>2</sup>	

### 3) 最終処分

平成2年度までは勝竜寺埋立地にて全量を最終処分していましたが、勝竜寺埋立地延命化の取り組みとして、平成3年度から大阪湾圏域広域処理場整備基本計画（以下「フェニックス計画」といいます。）に参画し、大阪湾広域臨海環境整備センターへ焼却残渣のほとんどを搬出し、勝竜寺埋立地延命化を図っています。最終処分場の概要は、表2-1-11に示すとおりです。

表 2-1-11 最終処分場の概要

名称	乙訓環境衛生組合	大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）			
	勝竜寺埋立地	尼崎沖埋立処分場	泉大津沖埋立処分場	神戸沖埋立処分場	大阪沖埋立処分場
処分場所在地	長岡京市勝竜寺 下長黒 1-1	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町地先	堺泉北港 泉大津市夕風町地先	神戸港 神戸市東灘区向洋 町地先	大阪港 大阪市此花区北港 緑地地先
埋立面積	37,761 m <sup>2</sup>	1,130,000 m <sup>2</sup>	2,030,000 m <sup>2</sup>	880,000 m <sup>2</sup>	950,000 m <sup>2</sup>
計画埋立量	318,100m <sup>3</sup>	16,000,000m <sup>3</sup>	31,000,000m <sup>3</sup>	15,000,000m <sup>3</sup>	14,000,000m <sup>3</sup>
残余容量	56,867m <sup>3</sup> (令和元年度末)	—			
埋立対象物	焼却残渣 側溝清掃汚泥 し尿沈砂 選別後不燃物	一般廃棄物・産業廃棄物・災害廃棄物・陸上残土・浚渫土砂			
埋立開始年	昭和 56 年	平成 2 年	平成 4 年	平成 13 年	平成 21 年

資料：京都府「京都府の一般廃棄物の処理状況」（平成30年度）

大阪湾広域臨海環境整備センター「現基本計画の内容」（平成30年3月変更認可）

## 第5節 ごみ処理体制

### 1) 運営・維持管理体制

ごみ処理に関する組合の組織体制は、図 2-1-5 に示すとおりです。

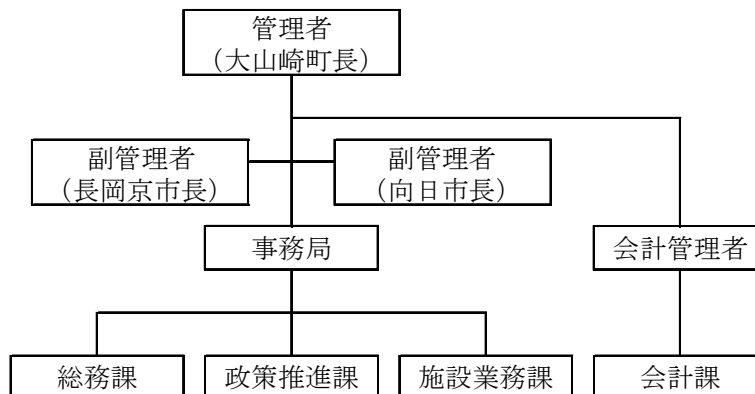


図 2-1-5 組織体制

### 2) ごみ処理経費

ごみ処理経費は、表2-1-12に示すとおりです。

表 2-1-12 ごみ処理経費

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人 口 (人)		150,698	152,045	153,652	154,606	154,680
収 集 量 (t/年)		29,903.33	29,381.90	29,247.54	30,069.19	29,692.29
年間経費 (千円/年)	収集経費	1,283,632	1,303,101	1,305,059	1,293,419	1,299,214
	処理・処分経費	1,213,136	1,167,793	1,055,304	1,102,386	1,246,171
	合 計	2,496,768	2,470,894	2,360,363	2,395,805	2,545,385
人口1人あたり 経費(円/人)	収集経費	8,518	8,570	8,494	8,366	8,399
	処理・処分経費	8,050	7,681	6,868	7,130	8,056
	合 計	16,568	16,251	15,362	15,496	16,455
収集量1tあたり 経費(円/t)	収集経費	42,926	44,350	44,621	43,015	43,756
	処理・処分経費	40,569	39,745	36,082	36,662	41,970
	合 計	83,495	84,095	80,703	79,677	85,726

注1) 人口は、10月1日付の住民基本台帳(外国人登録人口含む)

注2) 収集経費は、関係市町の年間収集経費

注3) 処理・処分経費は「事務報告」より算出

## 第6節 関連計画

### 1) 分別収集計画

分別収集計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第8条に基づいて、市町村ごとに策定される計画です。

#### ○計画期間

通常計画期間を5年間とし、3年ごとに改定されます。現在は令和2年4月を始期とする5年間を計画期間とし、次期改定は令和4年度に見直されます。

表 2-1-13(1) 関係市町分別収集計画

	向日市
基本的方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民、事業者、行政の役割と責任を明確にし、ごみの排出抑制とリサイクルを基本とした環境にやさしい持続可能な循環型社会の構築</li> <li>・ 市民参加型のごみ減量とごみに関する意識改革の徹底</li> <li>・ ごみの減量化、資源化によるごみの最終処分量の削減と最終処分場の延命化</li> <li>・ 不法投棄パトロール等の強化による廃棄物の不適正な排出の防止</li> </ul>
排出の抑制を促進するための方策に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ減量推進協力店の支援 市内の小売店及び卸売店をごみ減量推進協力店に指定し、その取り組みを支援する。</li> <li>・ 普及啓発 市民及び学校教育等におけるごみ処理施設見学会、出前授業及び各種講座などの機会を設け、廃棄物の減量化及び資源化等に係る意識の高揚を図り、また、ごみの分別及び資源化に係るパンフレット等を配布し、取り組みの周知を図る。</li> <li>・ 資源物の拠点回収の実施 缶・びん・ペットボトル製容器及び飲料用紙パックについては、市役所本館、コミュニティセンター等の市内公共施設に拠点回収ボックスを設置することで回収を推進し、資源化を図る。</li> <li>・ ひまわり市の開催 各家庭の不要品を必要とする人に提供するひまわり市を定期的で開催できるよう努める。</li> </ul>

表 2-1-13(2) 関係市町分別収集計画

	長岡京市
基本的方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり</li> <li>・全ての関係者が一体となって取り組む、環境負荷の低減による環境にやさしい社会づくり</li> <li>・ごみの減量化、資源化を行うことにより、最終処分場の延命を図る</li> </ul>
容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牛乳パックリサイクル事業 市庁舎玄関の他、市内のスーパー、事業所等でも牛乳パックの回収ボックスを自主的に設置している所が多数ある。市で回収された牛乳パックはリサイクル施設へ引渡している。今後も回収拠点の増設に努めていく。</li> <li>・環境美化推進モデル事業（エコタウン推進事業） 環境にやさしいまちづくりを実践するため、地域自治会や各種団体で行うごみ減量化事業・リサイクル推進事業に対して助成・支援を行い、環境への負荷の少ないまちづくりを推進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集整理指導事業</li> <li>・資源化リサイクル推進事業（資源ごみ集団回収事業）</li> <li>・出前講座開催事業</li> <li>・その他環境美化推進事業</li> </ul> </li> <li>・資源化リサイクル推進事業 自治会、町内会、子ども会等民間団体や地域住民で自主的に活動する団体が市に登録し、古紙等資源物の回収を行い、その集団回収に対して助成・支援を行い、資源のリサイクルを促進していく。また、資源ごみ拠点回収場所を設け、市内在住者・市内事業所からの排出を可能としている。</li> <li>・啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報等による啓発 分別収集の適正な排出方法の啓発及び指導、マイバッグ持参等ごみの減量を「広報紙・ホームページ・ごみ減量のしおり・ごみお知らせアプリ」等によって啓発していく。</li> <li>・環境学習会の実施 出前講座、保育所及び小学校の環境学習等、環境に関する各種学習会を実施することにより、地域住民の環境意識の向上に努める。</li> </ul> </li> <li>・ごみ分別指導（廃棄物減量等推進員事業） 排出される資源物及び不燃物が、分別ステーションで正しく分別されているか、マナーは守られているか等、廃棄物減量等推進員が排出方法について現場で指導し、市民に協力を呼びかける。また、マイバッグ持参の街頭啓発を行い、レジ袋の削減運動を行う。</li> <li>・乙訓環境衛生組合リサイクルプラザによる再生工房事業 収集された廃棄物から再生できる廃棄物を再生工房で再生し、展示する施設でガラス工房等市民が体験できるコーナーを設置しており、より一層のリサイクルへの啓発を行っていく。</li> </ul>

表 2-1-13(3) 関係市町分別収集計画

大山崎町	
基本的方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり</li> <li>・全ての関係者が一体となった取り組みによる環境にやさしい社会づくり</li> <li>・徹底した分別を行うことにより、最終処分量を減らしていく環境づくり</li> </ul>
実施に関し重要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出指導の徹底 現在、民間業者に委託して、分別収集ステーションに分別排出指導員を配置しており、適正な排出指導について、今後も継続して取り組む。また、自主的な啓発活動を推進していくため、各町内、自治会に環境美化推進員を配置する。</li> <li>・集団回収への支援 古新聞、古雑誌、段ボール紙、紙パック等については、地域の子供会が主体となり、自主的に集団回収されており、これらの活動を支援するため、町民向け情報提供を推進する。</li> <li>・事後評価 毎年度、分別収集計画の進捗状況を確認し、事後評価を行う。</li> </ul>

## 2) 一般廃棄物処理実施計画

### ○計画期間

毎年度4月から3月まで

### ○内容

一般廃棄物処理実施計画は、本計画に示された内容を実施するために必要な各年度の事業を定める計画です。

## 3) 乙訓環境衛生組一般廃棄物処理施設整備基本構想

### ○計画期間

令和4年度から令和18年度まで

### ○内容

乙訓環境衛生組一般廃棄物処理施設整備基本構想は、組合及び関係市町により策定された一般廃棄物処理基本計画の内容を踏まえ、将来継続して適正な処理が行えるよう、中間処理施設及び最終処分場に関する問題点の抽出を行うとともに、それらの問題を解決するために必要な施設の改修、更新整備等に関する基本的事項の検討及び方向付けを行うものです。



## 第2章 ごみ処理環境の動向

### 第1節 関係法令等

#### 1) 国の関係法令等

廃棄物に関する法体系を整理すると、図2-2-1に示すとおりです。

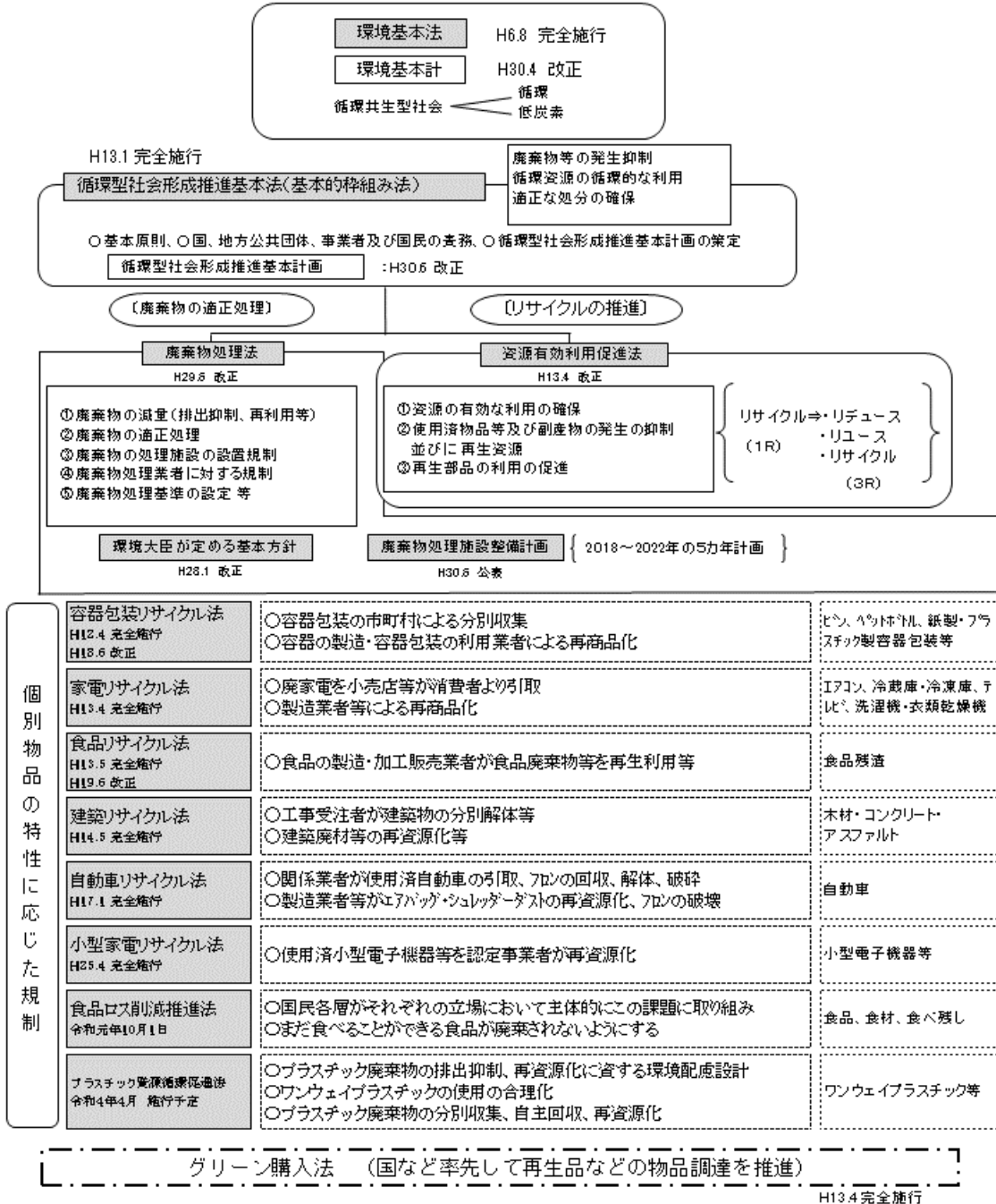


図2-2-1 関係法令等

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき環境大臣が定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）」において、一般廃棄物の減量化の目標量（表2-2-1）を定めるとともに、市町村の役割として以下の事項が述べられています。

国の基本方針における市町村の役割

- 環境教育・情報提供等による住民の自主的な取り組みの推進
- 一般廃棄物の適正な循環利用に努める
- 一般廃棄物処理に係るコストの分析及び情報提供
- 経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用・再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進

表 2-2-1 一般廃棄物の減量化の目標量

	家庭系ごみ	排出量	再生利用率	最終処分量
現状(平成24年度)	—	4,500万t	約21%	470万t
目標(令和2年度)	500g/人/日	約12%削減	約27%	約14%削減

資料：環境省「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月）

表 2-2-2 一般廃棄物の排出量の目標量

区分	目標年度	目標量
ごみ排出量	2025年度(令和7年度)	約850g/人/日
家庭系ごみ排出量		約440g/人/日

資料：環境省「第4次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月）

## 2) 京都府の関係条例等

京都府では、京都府環境を守り育てる条例を制定しています。また、京都府環境基本計画、京都府循環型社会形成計画が策定されています。平成28年度には京都府循環型社会形成計画（第2期）が見直されており、その中で以下に示す目標が設定されています。

表 2-2-3 一般廃棄物の目標

	排出量 (万t)	再生利用率 (%)	減量率 (%)	最終処分量 (万t)
平成27年度	84.3	15.6	71.4	11.0
令和2年度	70.5	18.3	68.7	9.2
削減率	-16.4%	—	—	-16.4%

資料：「京都府循環型社会形成計画（第2期）」（平成28年度）

## 第2節 近隣市町村の動向

京都府内には、ごみ焼却施設が17施設、粗大ごみの処理、資源ごみの処理・保管を行なう施設が22施設、最終処分場が20施設稼働しています。また、本組合近隣の一般廃棄物処理施設は、ごみ焼却施設が京都市に3施設と城南衛生管理組合に2施設、粗大ごみの処理、資源ごみの処理・保管を行なう施設が京都市に5施設と城南衛生管理組合に2施設あり、最終処分場は京都市、城南衛生管理組合それぞれ1施設ずつあります。

## 第3節 ごみ処理方法の動向

ごみ処理方法の動向は、以下のとおりです。

### 1) 収集運搬方法

収集運搬には、一般の物流と同様、大半が車両によって行われています。車両による収集運搬は、機動性、柔軟性に優れており、将来的にも主流であると考えています。

### 2) 中間処理方法

ごみの中間処理は、従来最終処分のための前処理としての位置づけで行われ、可燃ごみの処理については、焼却処理を主体として発展してきました。

循環型社会と脱炭素社会の統合的な実現が求められている現在は、従来の焼却施設の改良と共に高効率発電施設への変換が図られ、またバイオマス利用を目指した施設も建設されています。資源ごみについては破碎施設が主体ですが、資源の選別回収などの資源循環利用を目指した処理が発展してきています。

なお、国において令和4年度に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行される予定であり、今後、法令に基づく基本方針の内容や他団体の取り組み状況などを踏まえて検討する必要があります。

### 3) 最終処分方法

最終処分場は、上部が開放された構造による準好気性埋立方式が主流であり、勝竜寺埋立地もこの方式の技術が採用されています。近年は自然条件への対策強化、強固な遮水機能、早期安定化等を目的として新しい技術の開発も進められています。

### 第3章 ごみ発生量の見込み

ごみ発生量の見込みは、表 2-3-1 及び図 2-3-1 に示すとおりです。

なお、ここで示すごみ発生量の見込みは、今後、ごみ処理において新たな施策を行わず、現行の施策を継続した場合のごみ量見込みです。

表 2-3-1 ごみ発生量の見込み

区分	単位	実績 ← → 将来予測										
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
収集ごみ	t/年	29,903	29,382	29,248	30,069	29,692	29,340	29,213	29,045	28,411	27,671	26,750
直接搬入ごみ	t/年	10,229	10,205	10,290	10,758	11,000	10,917	10,978	11,022	11,189	11,332	11,438
集団回収	t/年	2,551	2,368	2,258	2,047	2,049	2,046	2,009	1,976	1,877	1,793	1,730
拠点回収	t/年	77	46	75	100	133	187	203	204	208	211	213
合計	t/年	42,759	42,001	41,870	42,975	42,875	42,490	42,402	42,247	41,685	41,006	40,131
原単位	g/人/日	775	757	747	762	757	755	756	755	756	758	765

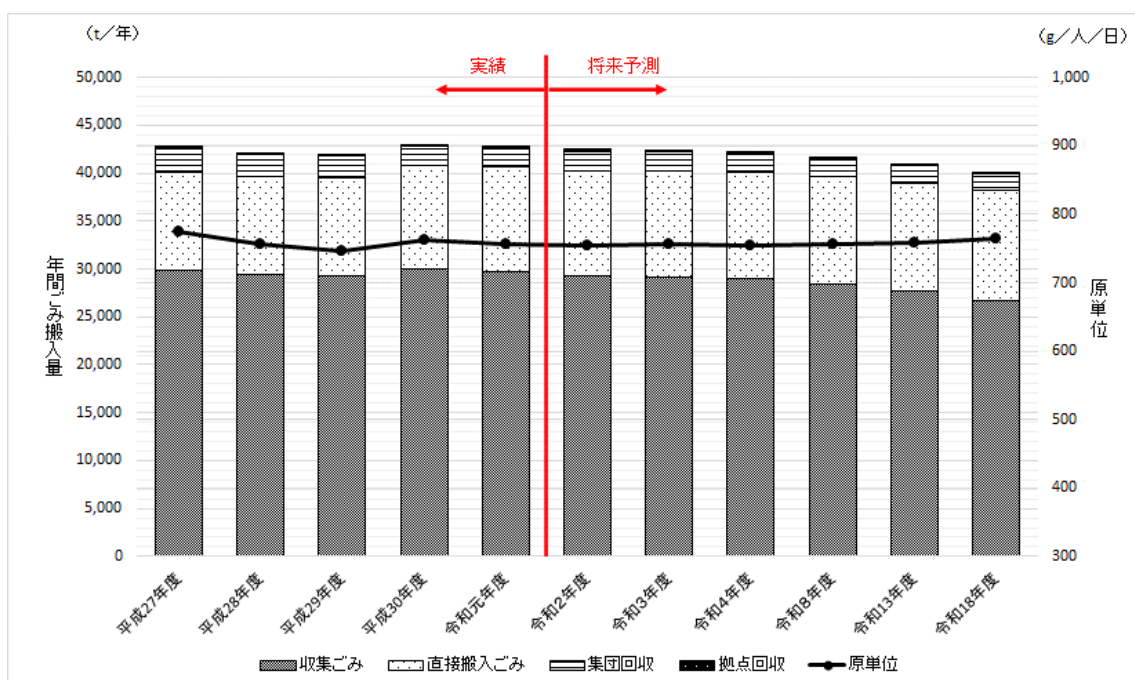


図 2-3-1 ごみ発生量の見込み

## 第4章 現状と課題

### 第1節 現状

#### 1) ごみ処理の実態

ごみ排出量実績と国の減量等の目標を比較すると、表 2-4-1 に示すとおりとなります。

表 2-4-1 ごみ排出量の実績と国・京都府の目標量

区分	単位	全体（関係市町）			国		京都府	
		平成 24 年度 （実績）	平成 27 年度 （実績）	令和元年度 （平成 31 年度） （実績）	令和 2 年度* （目標値）	令和 7 年度** （目標値）	令和 2 年度*** （目標値）	
排出量	総量	t / 年	43,526 (100.00%)	42,759 (98.24%)	42,875 (98.50%)	38,303 (88.0%)	—	—
	総量	g / 人 / 日	796.233	775.251	757.331	—	850	—
	家庭系	g / 人 / 日	504.068	483.148	461.266	—	440	—
再生利用率	t / 年	4,671 [10.7%]	4,765 [11.1%]	4,448 [10.4%]	— [27.0%]	— [28.0%]	— [18.3%]	
最終分量	t / 年		6,424 (100.0%)	6,127 (95.4%)	6,503 (101.2%)	5,525 (86.0%)	—	5,122 —
			—	(100.0%)	(106.1%)	—	—	(83.6%)

\*：「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における目標を示す。

\*\*：「第四次循環型社会形成推進基本計画におけるごみ排出量」における目標を示す。

\*\*\*：「京都府循環型社会形成計画（第2期）」における目標を示す。

注）排出量及び再生利用量は、集団回収、拠点回収を含む。

排出量の家庭系については、目標値に合わせるため資源ごみを除いた量を示す。

網掛け部は、目標値を規定する数値。

（ ）内は、国の目標については H24 実績に対する割合。京都府の目標については H27 実績に対する割合。

[ ]内は、排出量に対する再生利用率の割合。

#### 2) 家庭系ごみの排出実態

収集ごみの 1 人 1 日排出量は、減少傾向を示しており、令和元年度では 461g/人/日（資源ごみを除く）となっています。

#### 3) 事業系一般廃棄物の処理実態

直接搬入ごみは、令和元年度までの過去 4 年間に於いては増加傾向にあります。

#### 4) 資源ごみの回収状況

資源ごみの回収状況と全国の回収状況を比較すれば、表 2-4-2 に示すとおりです。全国平均と比較して回収原単位が少なくなっています。

ダンボールや飲料用紙製容器については、一部を除き関係市町による回収は実施していないことから、これらの一部は把握されていない状況です。

表 2-4-2 関係市町の資源ごみの回収状況（全国との比較）

品目名		全国の状況（令和元年度）					関係市町の実績（令和元年度）		
		分別 収集量 （t/年）	分別収集 対象人口 （万人）	収集 原単位 （g/人/日）	人口 カバー率 （%）	実施 市町村数	市町村 実施率 （%）	分別 収集量 （t/年）	収集 原単位 （g/人/日）
ガラス製 容器	無色	264,979	12,369	5.9	97.9	1,637	94.0	357.0	6.3
	茶色	220,564	12,364	4.9	97.9	1,640	94.2	192.5	3.4
	その他の色	210,281	12,374	4.7	98.0	1,672	96.0	191.0	3.4
	合計	695,824	—	15.5	—	—	—	740.5	13.1
紙製容器包装		73,684	4,082	4.9	32.3	612	35.2	—	—
ペットボトル		323,082	12,583	7.0	99.6	1,713	98.4	264.4	4.7
プラスチック製容器包装		749,896	10,751	19.1	85.1	1,335	76.7	635.5	11.3
内、白色トレイ		1,696	2,498	0.2	19.8	450	25.8	—	—
スチール製容器		140,628	12,306	3.1	97.4	1,688	97.0	105.2	1.9
アルミ製容器		138,848	12,312	3.1	97.5	1,690	97.1	148.7	2.6
缶類合計		279,476	—	6.2	—	—	—	253.9	4.5
段ボール製容器		569,440	11,723	13.3	92.8	1,588	91.2	357.1	6.3
飲料用紙製容器		10,489	10,707	0.3	84.8	1,252	71.9	2.3	0.0

注) 実績のうち「飲料用紙製容器」については、拠点回収における「牛乳パック」の量とした。

資料：環境省「令和元年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等の実績について」

## 5) 施設の状況

### (1) ごみ処理施設

#### ○施設の状況

現状処理能力面では問題ないが、1・2号炉では、平成22～23年度に「ごみ処理施設長寿命化第Ⅰ期工事」を行い、作業環境、作業効率などを改善しました。また、3号炉では熱回収（発電）が可能であり、3号炉を中心に運転していることから機器の損傷が早まっているため、平成26～29年度に「ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事」を行い、二酸化炭素排出量の削減率を向上しました。

ごみ処理施設の状況を表2-4-3に示します。

表 2-4-3 ごみ処理施設の状況(令和元年度)

		概 要
施設 概要	処理能力	225t/日 (75 t /24h×3 基)
	処理形式	ストーカー式
	供用開始	1・2号炉 平成7年4月 3号炉 平成14年4月
	余熱利用	発電1,200kW (3号炉)
令和元年度処理量		37,896 t
令和元年度稼働日数		1号炉： 163日 2号炉： 214日 3号炉： 285日
令和元年度稼働日当たり処理量		1号炉： 53 t /日 2号炉： 49 t /日 3号炉： 66 t /日

表 2-4-4 ごみ焼却施設の維持補修状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
維持補修 経費 (円)	1号炉	4,422,600	20,607,126	6,334,743	15,020,231	5,204,930
	2号炉	12,493,440	5,778,774	8,550,687	15,020,231	4,815,236
	3号炉	90,430,560	122,616,300	125,614,794	100,141,658	139,061,734
	合 計	107,346,600	149,002,200	140,500,224	130,182,120	149,081,900
維持補修 件数 (件)	1号炉	2	3	3	5	2
	2号炉	2	2	4	5	2
	3号炉	1	2	3	5	2
	施設全体	3	3	4	5	2

※維持補修経費はごみ処理施設改修事業費(附帯設備改修事業除く)の工事請負費を計上し、炉別の共通補修費は炉数で按分している。維持補修件数では炉別共通補修を各炉で1件として計上しているため、各炉の総計と施設全体の補修件数は異なる。

○将来の処理見込み

将来の処理見込みをみると、焼却量は令和元年度以降、指定ごみ袋制度の導入、人口の減少や資源ごみの分別等を強化していくことにより減少していくと見込まれます。

施設の老朽化に伴う施設更新時期が迫っているもののそれまでの期間、施設への負担の増加は、維持補修経費の増大につながる可能性があるため、焼却対象ごみの減量は今後も重要な課題となります。

表 2-4-5 ごみ焼却施設の将来処理見込み

	単位	令和元年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
向日市	t/年	13,780.71	12,514.61	11,857.99	11,063.52	10,257.31
長岡京市	t/年	20,724.33	20,458.28	19,727.15	18,794.61	17,742.69
大山崎町	t/年	3,391.19	3,284.45	2,963.62	2,792.35	2,628.45
焼却処理量合計	t/年	37,896.23	36,257.33	34,548.76	32,650.49	30,628.44
日平均処理量 <sup>※1</sup>	t/日	104.7	100.2	95.4	90.2	84.6
稼働率 <sup>※2</sup>	%	69.8%	66.8%	63.6%	60.1%	56.4%

※1：日平均処理量＝焼却処理量合計÷処理日数362日（1・2号炉及び3号炉のR元年度稼働実績より）

※2：稼働率＝日平均処理量÷処理能力150 t/日（定格2炉運転）

○施設の改良・更新

ごみ処理施設について、平成22年度から平成23年度まで、1・2号炉の「ごみ処理施設長寿命化第Ⅰ期工事」、平成26年度から平成29年度まで、1・2・3号炉の「ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事」を行い、基幹的設備の更新を行うことにより、各炉の長寿命化を図りました。

しかし、老朽化に伴う施設更新時期が迫っており、施設の更新には10年以上必要となることを考慮して改良・更新の検討を開始しています。

## (2) リサイクルプラザ

### ○施設の状況

処理能力に問題はありませんが、平成10年度の稼働から約23年が経過し、設備の老朽化がみられるため改良・更新などの検討を開始しています。

表 2-4-6 リサイクルプラザの状況

		概 要	
		粗大ごみ処理設備	資源ごみ処理設備
施設概要	処理能力	32t/5h	カン類処理設備 5.6t/5h ビン類処理設備 8.4t/5h
	処理形式	選別・破砕	選別・圧縮
	供用開始	平成10年4月	
	処理対象物	粗大ごみ、その他不燃物	カン類、ビン類
令和元年度処理量		2,322.26t 粗 大 ご み: 953.72t その他不燃物: 1,368.54t	カン類: 325.89t ビン類: 812.43t
令和元年度稼働日数		242 日	
令和元年度稼働日当り処理量		9.6t/日	カン類: 1.3t/日 ビン類: 3.4t/日

表 2-4-7 リサイクルプラザの維持補修状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
維持補修 経費 (円)	受入供給設備	1,900,800	6,372,000	0	704,160	1,328,400
	破砕圧縮選別設備	37,100,160	44,550,000	49,140,000	39,290,400	44,715,000
	搬送設備	4,696,920	0	0	0	4,400,000
	その他	726,153	3,236,073	3,797,636	2,478,913	2,905,144
	合 計	44,424,033	54,158,073	52,937,636	42,473,473	53,348,544
維持補修 件数 (件)	受入供給設備	1	1	0	1	1
	破砕圧縮選別設備	3	1	1	1	2
	搬送設備	3	0	0	0	1
	その他	2	2	2	2	3
	合 計	9	4	3	4	7

### ○将来の処理見込み

リサイクルプラザにおける将来の処理見込みは、表 2-4-8～表 2-4-10 に示すとおりです。将来の処理見込みを見ると、いずれも低い稼働率で処理を行っている状況にあり、老朽化により能力の低下が懸念されるものの現状では処理能力に問題はありません。

なお、資源の回収においては、施設への負担軽減等を考慮して、集められた資源物等が資源化ルートに直接繋がる集団回収や拠点回収等の充実を図る必要があります。



表 2-4-8 カン類処理設備の将来処理見込み

	単位	令和元年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
向日市	t/年	110.28	109.22	110.52	111.01	110.06
長岡京市	t/年	177.16	175.97	175.35	174.25	171.36
大山崎町	t/年	38.45	37.92	37.55	37.32	36.94
処理量合計	t/年	325.89	323.11	323.42	322.58	318.36
日平均処理量 <sup>※1</sup>	t/日	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
稼働率 <sup>※2</sup>	%	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0

※1：日平均処理量＝処理量合計÷処理日数225日（資源ごみ処理設備の令和元年度稼働実績）

※2：稼働率＝日平均処理量÷処理能力5.6t/5h

表 2-4-9 ビン類処理設備の将来処理見込み

	単位	令和元年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
向日市	t/年	273.88	261.73	245.39	228.86	213.02
長岡京市	t/年	455.35	452.28	450.70	447.86	440.45
大山崎町	t/年	83.20	79.34	74.48	70.30	66.77
処理量合計	t/年	812.43	793.35	770.57	747.02	720.24
日平均処理量 <sup>※1</sup>	t/日	3.6	3.5	3.4	3.3	3.2
稼働率 <sup>※2</sup>	%	42.9	41.7	40.5	39.3	38.1

※1：日平均処理量＝処理量合計÷処理日数227日（資源ごみ処理設備の令和元年度稼働実績）

※2：稼働率＝日平均処理量÷処理能力8.4t/5h

表 2-4-10 粗大ごみ・その他不燃物処理設備の将来処理見込み

	単位	令和元年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
向日市粗大ごみ・その他不燃物処理量						
粗大ごみ	t/年	333.49	341.52	342.91	341.61	337.62
その他不燃物	t/年	247.81	240.87	234.45	225.18	213.83
粗大・不燃合計	t/年	581.30	582.39	577.36	566.79	551.45
長岡京市粗大ごみ・その他不燃物処理量						
粗大ごみ	t/年	487.48	486.00	485.27	483.91	480.38
その他不燃物	t/年	999.28	981.61	978.17	972.09	955.96
粗大・不燃合計	t/年	1,486.76	1,467.61	1,463.44	1,456.00	1,436.34
大山崎町粗大ごみ・その他不燃物処理量						
粗大ごみ	t/年	132.75	132.28	131.68	130.99	130.13
その他不燃物	t/年	121.45	119.70	117.85	115.72	113.05
粗大・不燃合計	t/年	254.20	251.98	249.53	246.71	243.18
粗大ごみ・その他不燃物処理量合計						
粗大ごみ	t/年	953.72	959.80	959.86	956.51	948.13
その他不燃物	t/年	1,368.54	1,342.18	1,330.47	1,312.99	1,282.84
粗大・不燃合計	t/年	2,322.26	2,301.98	2,290.33	2,269.50	2,230.97
日平均処理量 <sup>※1</sup>	t/日	12.9	12.8	12.7	12.6	12.4
稼働率 <sup>※2</sup>	%	40.3%	40.0%	39.7%	39.4%	38.8%

※1：日平均処理量＝処理量合計÷処理日数180日（資源ごみ処理設備の令和元年度稼働実績）

※2：稼働率＝日平均処理量÷処理能力32t/5h

○施設の改良・更新

リサイクルプラザは、平成10年に供用開始し、既に20年以上を経過しており、設備の老朽化や経年劣化などによる能力の低下が懸念されることから、延命化または更新などの検討を開始しています。

### (3) プラプラザ

#### ○施設の状況

プラプラザの状況を表 2-4-11 に、プラプラザの維持補修状況を表 2-4-12 に示します。プラスチック製容器包装圧縮梱包施設は、稼働日数及び1日当たりの処理量から現状では処理能力に問題はありません。

ペットボトル処理施設は、供用開始から約10年が経過していますが、稼働日数及び1日当たりの処理量から現状では処理能力に問題はありません。

なお、今後の資源物の分別の徹底等によりプラスチック製容器包装類やペットボトルの搬入量が増加することが考えられます。

表 2-4-11 プラプラザの状況

		概 要	
		ストックヤード (プラスチック製容器包装圧縮梱包施設)	ペットボトル処理施設
施設概要	処理能力	9.3t/5h	1.81t/5h
	処理形式	選別・圧縮・梱包	選別・圧縮・梱包
	供用開始	平成13年4月	平成23年4月
	処理対象物	その他プラスチック類	ペットボトル
令和元年度処理量		808.81t	286.29t
令和元年度稼働日数		222日	223日
令和元年度稼働日当り処理量		3.64t/日	1.28t/日

表 2-4-12 プラプラザの維持補修状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
維持補修 経費 (円)	受入供給設備	1,085,400	—	—	1,087,560	—
	選別設備	—	—	—	—	—
	圧縮設備	2,430,000	2,484,000	2,305,800	2,909,520	3,942,000
	その他	—	—	—	—	—
	合 計	3,515,400	2,484,000	2,305,800	3,997,080	3,942,000
維持補修 件数 (件)	受入供給設備	1	—	—	1	—
	選別設備	—	—	—	—	—
	圧縮設備	1	1	1	1	1
	その他	—	—	—	—	—
	合 計	2	1	1	2	1

※維持補修経費はストックヤード施設運転管理事業の工事請負費を計上している。

#### ○将来の処理見込み

将来の処理見込みは表 2-4-13 及び表 2-4-14 に示すとおりです。

将来の処理見込みを見ると、その他プラスチック類及びペットボトルの回収

が増加を続けた場合にも、能力的には処理が可能と考えられます。

表 2-4-13 プラスチック製容器包装圧縮梱包施設の将来処理見込み

	単位	令和元年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
向日市	t/年	159.25	192.45	325.33	473.85	600.13
長岡京市	t/年	570.10	610.28	783.35	995.78	1,192.60
大山崎町	t/年	79.46	90.40	129.35	175.58	217.72
処理量合計	t/年	808.81	893.13	1,238.03	1,645.21	2,010.45
日平均処理量 <sup>※1</sup>	t/日	3.6	4.0	5.6	7.4	9.1
稼働率 <sup>※2</sup>	%	38.7	43.0	60.2	79.6	97.8

※1：日平均処理量＝処理量合計÷処理日数 222 日（資源ごみ処理設備の令和元年度稼働実績）

※2：稼働率＝日平均処理量÷処理能力 9.3 t /5h

表 2-4-14 ペットボトル処理施設の将来処理見込み

	単位	令和元年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
向日市	t/年	98.60	99.92	108.00	115.67	120.50
長岡京市	t/年	158.37	157.32	156.78	155.84	153.27
大山崎町	t/年	29.32	29.75	30.24	30.49	30.37
処理量合計	t/年	286.29	286.99	295.02	302.00	304.14
日平均処理量 <sup>※1</sup>	t/日	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4
稼働率 <sup>※2</sup>	%	71.8	71.8	71.8	77.3	77.3

※1：日平均処理量＝処理量合計÷処理日数 223 日（資源ごみ処理設備の令和元年度稼働実績）

※2：稼働率＝日平均処理量÷処理能力 1.81 t /5h

#### ○施設の改良・更新

プラプラザは、現状において処理能力には問題がないものと考えられますが、プラスチック製容器包装圧縮梱包施設は、平成 13 年度の供用開始から約 20 年が経過するため、老朽化が懸念されることから、延命化または更新の検討を開始しています。

ペットボトル処理施設は、平成 23 年度の供用開始から約 10 年ですが、施設の更新には 10 年以上必要となることを考慮して他の施設等と併せて改良・更新の検討を開始しています。

### (4) 最終処分場

#### ○施設の状況

勝竜寺埋立地の状況を表 2-4-15 に示します。

現在、最終処分は、勝竜寺埋立地での処分と大阪湾広域臨海環境整備センターへの処分委託により行っています。しかし、大阪湾広域臨海環境整備センターのフェニックスⅡ期計画が令和 14 年度に終了となるため、令和 15 年度からは勝竜寺埋立地において焼却残渣の全量を勝竜寺埋立地で処分する可能性があります。この処分委託により、勝竜寺埋立地は当面の間、処分が継続できる状況にありますが、残余容量については逼迫した状況にあります。

表 2-4-15 最終処分場の状況（勝竜寺埋立地）

項目	内容
計画埋立容量(覆土含む)	318,100 m <sup>3</sup>
残余容量	56,867 m <sup>3</sup> (令和元年度末)
埋立開始年	昭和 56 年

○将来の処分見込み

将来の最終処分見込みは、表 2-4-16 に示すとおりです。

大阪湾広域臨海環境整備センターへの処分委託により、勝竜寺埋立地において処分が継続できる状況ですが、前述のとおり現状で残余容量は逼迫しており、処分量の削減が求められる状況となっています。

表 2-4-16 最終処分場の将来処分見込み

	単位	令和元年度	令和 4 年度	令和 8 年度	令和13年度	令和18年度
向日市最終処分量	t/年	2,392.05	2,169.82	2,062.86	1,932.12	1,797.84
長岡京市最終処分量	t/年	3,536.50	3,463.53	3,348.00	3,200.22	3,031.51
大山崎町最終処分量	t/年	574.22	550.48	499.71	472.39	446.14
最終処分量合計	t/年	6,502.77	6,183.83	5,910.57	5,604.73	5,275.49
〃 容量合計	m <sup>3</sup> /年	6,707.65	6,394.44	6,119.04	5,809.85	5,275.49
勝竜寺埋立地処分量	t/年	478.05	491.43	486.42	478.61	5,275.49
〃 処分容量 <sup>※1</sup>	m <sup>3</sup> /年	682.93	702.04	694.89	683.73	5,275.49
大阪湾広域臨海環境整備センター委託量	t/年	6,024.72	5,692.40	5,424.15	5,126.12	0.00
〃 委託容量 <sup>※2</sup>	m <sup>3</sup> /年	6,024.72	5,692.40	5,424.15	5,126.12	0.00
勝竜寺埋立地残余容量	m <sup>3</sup>	56,867.22	54,754.35	51,960.78	48,519.71	26,350.87

※1：焼却残渣を埋立てない期間（令和14年度まで）は「最終処分量÷比重（0.7t/m<sup>3</sup>）」とし、焼却残渣を埋立てる期間（令和14年度以降）は「最終処分量×1.1（覆土（埋立物の1割））÷比重（1.1t/m<sup>3</sup>）」とした。

※2：焼却残渣の比重を1.0t/m<sup>3</sup>とした。

○施設の更新等

大阪湾広域臨海環境整備センターへの処分委託は、令和 14 年度で終了となる見込みであり、令和 15 年度からは勝竜寺埋立地において焼却残渣の全量を埋立処分する可能性があります。このことを踏まえ、勝竜寺埋立地のより一層の延命化を図るため、最終処分量の削減が必要となります。

## 第2節 課題

### 1) 排出抑制

#### (1) ごみ量の削減

収集ごみ量は、平成30年度には災害によると考えられるごみが増加したものの、減少傾向にあると考えられます。しかし、勝竜寺埋立地の残余容量が逼迫している状況であることや、排出量、再生利用量、最終処分量の国の目標値を踏まえると、更なる減量化や分別の徹底などを図る必要があります。

また、直接搬入ごみ量は、増減を繰り返しながらも緩やかな増加傾向にあり、減量化やリサイクルの取り組みに対する指導方針などの改善の必要があります。

ごみ処理経費や施設の老朽化、最終処分場の残余容量を考慮すると、住民への啓発を推進し、住民のライフスタイルを転換するとともに、事業者への指導を徹底するなどしてごみの減量化を図る必要があります。

#### (2) プラスチックごみの削減

国は、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、国際的な問題となっている食品ロス対策や海洋プラスチックごみ問題への対処などが必要であるとし、プラスチックやバイオマスなどの徹底した資源循環を掲げました。その後、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、使い捨てプラスチック排出量の削減などを目指すこととしています。

このような状況の中、第5章で示すごみ組成調査の結果から分かるように、関係市町でも可燃ごみの中に多くのプラスチックごみが含まれている状況です。

国は、プラスチックごみの一括回収を行う方針を打ち出しており、関係市町においても容器包装以外のプラスチックについて、国や他自治体の動向、社会情勢等を参考に回収のあり方について検討を行う必要があります。

### 2) 収集運搬

#### (1) 資源ごみの収集体制の検討

収集体制については、関係市町で若干の違いがあります。今後の資源回収拡大状況によっては、必要に応じて体制を検討することが求められます。

#### (2) 分別区分の調整

分別区分については、関係市町で若干の違いがあります。将来的に施設の整備等処理体制の検討を行う際には、分別区分についても調整が求められます。

#### (3) 収集体制の検討

収集体制については、排出マナーや排出場所に関する問題にも十分配慮した上で、必要に応じて排出、収集の方式等について検討を図ります。

### 3) 中間処理

#### (1) ごみ処理施設の改良・更新検討

ごみ処理施設について、これまで長寿命化を図りながら稼働してきましたが、供用開始から約 20 年を経過していること、また、更新等の計画から供用開始まで 10 年以上を要することを踏まえて、施設更新等の検討を開始していますが、本格的な施設の整備工程などの目標に向かって計画を進める必要があります。

なお、令和 2 年 10 月、政府は、「2050 年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。こうした状況を踏まえ、施設の更新等の検討にあたっては、より一層地球温暖化対策や低炭素化を図った施設の整備を検討していきます。

#### (2) リサイクルプラザ・プラプラザの改良・更新検討

リサイクルプラザは、平成 10 年度から約 20 年以上が経過し、設備の老朽化が見られるため、改良・更新の検討を開始しています。

プラプラザのプラスチック製容器包装圧縮梱包施設も約 20 年が経過することなど、各施設を含めた全体的な改良・更新を検討する必要があります。

なお、国において、令和 4 年度に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行予定とされており、今後、法令の内容や関係市町の取り組み状況などを踏まえて、施設更新等の検討を進めていきます。

### 4) 最終処分

#### (1) 最終処分量の削減

大阪湾広域臨海環境整備センターへの処分委託の期間は令和 14 年度までの計画であり、令和 15 年度からは、焼却残渣の全量を勝竜寺埋立地で処分する可能性があります。勝竜寺埋立地の残余容量は逼迫しており、今後、最終処分量の更なる削減方法の検討が必要となります。

## 第5章 ごみ組成調査

### 第1節 調査の目的

関係市町の家庭から排出される家庭ごみ（可燃ごみ）、事業所から排出される事業系ごみのそれぞれについて、その組成を調査し、ごみ組成や分別状況、資源化可能物及び食品ロスの混入状況を把握することを目的に実施しました。

### 第2節 調査内容

#### 1) 調査内容

家庭系、事業系ごとに一般廃棄物の可燃ごみについて、ごみ組成調査を行いました。

#### 2) 調査場所

調査施設：プラスチック製容器包装圧縮梱包施設（1・2番ヤード）

所在地：京都府長岡京市勝竜寺下長黒1-1地内

#### 3) 調査対象

家庭系可燃ごみが収集される地区の形態による特性を、事業系可燃ごみについては事業形態による特性を把握するため、それぞれ家庭系可燃ごみを新興住宅、旧市街、集合住宅の3区分（大山崎町については、新興住宅と旧市街を1区分として、計2区分としました。）とし、事業系可燃ごみをオフィス系、飲食系の2区分としました。

#### 4) 調査日程

調査は表2-5-1に示すとおり、夏季及び冬季に実施しました。

表2-5-1 調査日程

区 分			調査日程	
			夏季調査	冬季調査
向日市	家庭系ごみ	新興住宅	令和2年7月27日	令和3年2月12日
		旧市街	令和2年7月21日	令和3年2月9日
		集合住宅	令和2年7月30日	令和3年2月8日
	事業系ごみ	オフィス系	令和2年7月28日	令和3年2月16日
		飲食系	令和2年7月16日	令和3年2月25日
長岡京市	家庭系ごみ	新興住宅	令和2年7月30日	令和3年2月18日
		旧市街	令和2年7月27日	令和3年2月22日
		集合住宅	令和2年7月13日	令和3年2月25日
	事業系ごみ	オフィス系	令和2年7月20日	令和3年3月5日
		飲食系	令和2年7月17日	令和3年2月22日
大山崎町	家庭系ごみ	新興住宅・旧市街	令和2年7月20日	令和3年2月15日
		集合住宅	令和2年7月30日	令和3年2月16日
	事業系ごみ	オフィス系	令和2年7月28日	令和3年2月19日
		飲食系	令和2年7月16日	令和3年2月11日

## 5) 調査対象量

家庭系可燃ごみ：約 300kg (1 検体当たり)

事業系可燃ごみ：約 200kg (1 検体当たり)

## 6) 調査手順

調査の手順は図 2-5-1 に示すとおりであり、ごみの搬入、試料のサンプリング、試料の分類、重量等計測、調査ごみの処分の作業分類に分けられます。

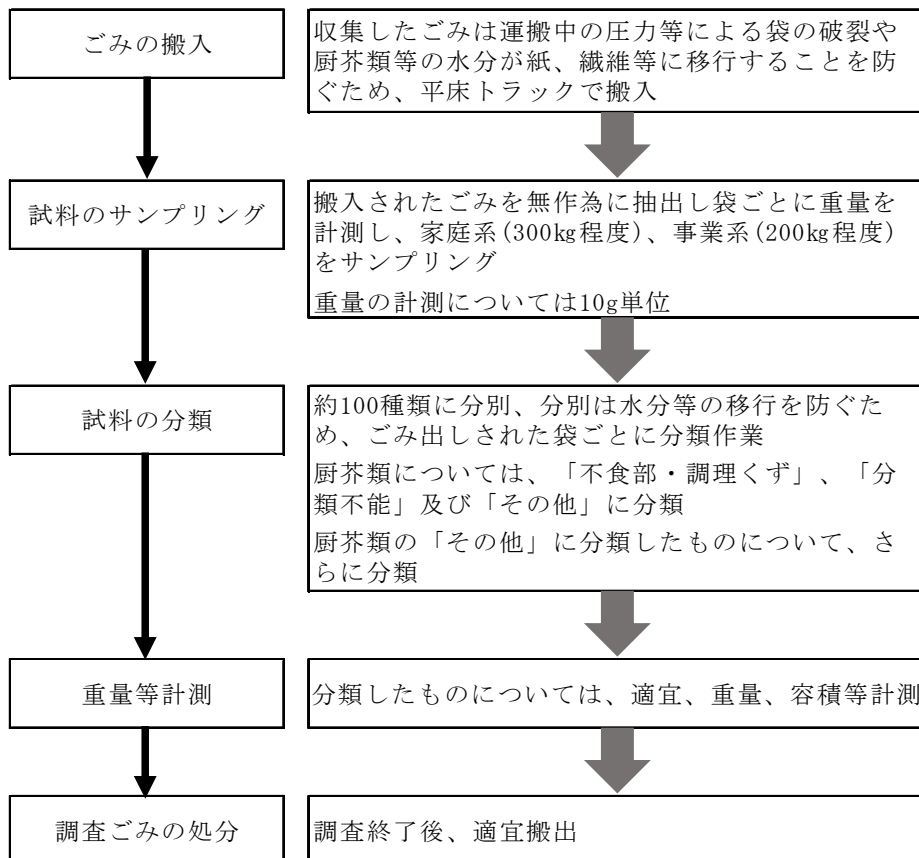


図 2-5-1 調査の手順

## 7) 調査方法

### (1) 調査分類

ごみ組成調査の分類は表 2-5-2(1)～(2)に示すとおりです。

### (2) 調査方法

搬入された対象ごみから調査対象数量分を抜き取り、ごみ出しされた袋ごとに分類調査を行いました。

小分類に分類された試料は該当する区分(小分類)ごとにそれぞれの重量を10g単位まで計測するとともに個数把握(分類表中※のみ)を行いました。

なお、容積の調査については、計量時の容器を目安として目分量で判断しました。

また、厨芥類については、「不食部・調理くず」、「分類不能」及び「その他」に分類したのち、「その他」について小分類に分類しました。



表 2-5-2(1) ごみ組成分類一覧(夏季) (1/2)

成分	大分類	中分類	小分類 ※印は個数測定	備考	
プラスチック類	容器包装	プラボトル	プラボトル ペットボトル※	収集対象外ペットボトルも含む 分別収集対象のみ	
		トレイ、カップ、パック、コップ台紙付容器	白色発泡食品トレイ※		
			その他の食品トレイ		
		手提げ袋	大型 手提げ袋※	ごみ出し用 ごみ捨て用(拳大以上) そのまま	小型容器は醤油・フレッシュ、薬パッケージ等。口栓付きパウチ容器も含む
				ごみ出し用 ごみ捨て用(拳大以上) そのまま	40cm角以上大型の手提げ袋、大型はスーパーで使われた場合も含む
			スーパー等 手提げ袋※	ごみ出し用 ごみ捨て用(拳大以上) そのまま	
				ごみ出し用 ごみ捨て用(拳大以上) そのまま	
		ブラ袋	ブラ袋・フィルム・シート・シュリンク包装、ラップ 詰替え用ブラ袋・アルミ蒸着袋※	複合アルミ箔、レトルトのアルミ箔も含む ブラ袋又はアルミ蒸着袋の詰替え用袋	
		スクイーズ・チューブ、スティック容器			
		発泡製緩衝材		宅配用や大型の発泡性保冷容器も含む	
	その他(法対象)	クッション・その他容器包装(化粧品容器・吸水シート・ワイシャツの襟サポーター・洋服販売時のハンガー等)	容器包装リサイクル法の対象物		
	その他	使い捨てライター	使い捨てライター※		
		注射容器等危険物			
		その他(大型成型品)		30cm四方以上&長尺物(厳密ではない)、市販されているごみ袋	
		その他(小型成型品)		商品、家庭用ラップ(値札等貼っていない)等	
その他雑プラスチック 事業所からのプラスチック			ひも、結束テープ、湿布シート等		
ごみ袋					
ゴム・皮革類	その他	輪ゴム、ゴム手袋、運動靴、長靴、革製靴、ベルト類 事業所からのゴム、皮革類			
紙類	容器包装	紙パック(アルミコーティング有)			
		紙パック(アルミコーティング無)			
		段ボール			
		紙箱			
	古紙	新聞	折ったまま廃棄等何も包まず 生ごみや割れ物等を包む	丸めたものを含む	
		折込広告・PRチラシ(1枚もの)			
		本・雑誌・PR本		PR誌は冊子状のもの	
		雑紙(ミックスペーパー)	カレンダー・メモ用紙・名刺・DM手紙・コピー用紙・感熱紙以外のレシート、紙筒、1枚もののPR紙等	窓付き封筒含む サービス業の袋、宅配便等で自分で包んだ紙等法対象外容器包装でリサイクル可能な物含む	
	その他	紙おむつ	大人用※ 子供用※		
		ペットシート		大人用とはっきり分かる物以外のシート状	
		吸水樹脂製品		生理用品等	
		その他リサイクル不可能な紙	ティッシュ・紙おしぼり・紙紐・感熱紙・プラスチックコーティングされた紙・紙コップ・葉書以下の小さな紙	油をしみ込ませた紙、汚れの激しい紙も含む	
事業所からの紙類					
繊維類	衣類	衣服、タオル、シャツ類	古着やウェスへ資源化可能な物=シャツ等以上。雑巾等に使えない下着や靴下等はその他		
	その他	人形、寝具、調度品、靴、はぎれ、雑巾、シップ、布テープ等 事業所からの繊維類	不織布製品		
木片類	その他	事業所からの木片類			
草木類	生け花				
	剪定枝				
厨芥類	手付かず食品・未利用食品(100%残存)	未利用食材	消費期限前	ほぼ原形をとどめているもの	
			消費期限後1週間以内		
			消費期限1週間以上		
		不明			
		未利用調理済み食品	消費期限前		
			消費期限後1週間以内		
	消費期限1週間以上				
	手付かず食品・未利用食品(100%未満残存)	未利用食材	消費期限前	半分以上原形が残っているもの	
			消費期限後1週間以内		
			消費期限1週間以上		
		未利用調理済み食品	消費期限前		
			消費期限後1週間以内		
消費期限1週間以上					
食べ残し					
不食部・調理くず	物理的可食	物理的可食(～過剰除去)			
	非可食	非可食			
分類不能					

表 2-5-2(1) ごみ組成分類一覧(夏季) (2/2)

成分	大分類	中分類	小分類 ※印は個数測定	備考	
ガラス類	容器包装	ビン類	リターナブルビン※	白色	
				茶色	
				緑色	
				その他	
			酒ビン※	白色	
				茶色	
				緑色	
				その他	
			飲料水のビン※	白色	医薬品ドリンク含む
				茶色	
				緑色	
				その他	
			調味料のビン※	白色	
				茶色	
				緑色	
				その他	
			食品のビン※	白色	
				茶色	
				緑色	
				その他	
			薬のビン※	白色	
				茶色	
				緑色	
				その他	
	食品のビン※	白色			
		茶色			
		緑色			
		その他			
	その他	有害製品	蛍光灯（直管、曲管、電球型）※		
			鏡		
			その他有害製品		
		その他	電球類		
			その他（コップ、灰皿等）		
			事業所からのガラス類		
	金属類	容器包装	飲料水の缶	アルミ缶※ スチール缶※	
			缶詰、缶箱		
ペットフード等の缶詰、缶箱					
一斗缶					
スプレー缶			簡易ガスボンベ（穴あき）※		
			簡易ガスボンベ（穴無中身有）※	振って液体がかなりの量残っている音がするもの	
その他		簡易ガスボンベ（穴無中身無）※			
		スプレー缶（穴あき）※			
スプレー缶（穴無中身有）※		振って液体がかなりの量残っている音がするもの			
スプレー缶（穴無中身無）※					
その他		アルミトレイ、王冠、リップチューブ等	レンジ油、アルミホイールはその他		
		単一金属製品	鍋、釜、食器、包丁、クリップ等		
	複合金属製品 （リサイクル不適）	小型家電、電線等			
		かさ、ハンガー等			
	電池	乾電池※			
		ボタン電池※ 充電式電池※			
	危険物（カミソリ等）		単一金属でも包丁、はさみは含む		
	使い捨てカイロ	使い捨てカイロ※			
その他		レンジカバー、アルミホイール等			
事業所からの金属類					
陶磁器類	その他	食生活用品、灰皿等日用品、置物			
		事業所からの陶磁器類			
その他	その他可燃	犬の糞	新聞紙に包んだり、袋に入ったままのもの		
		煙草の吸殻、掃除機ごみ			
		事業所からのその他可燃・準可燃			
	その他不燃	土砂、粘土等			
		事業所からのその他不燃			
その他	猫のトイレ用砂	袋に入ったままのもの			

表 2-5-2(2) ごみ組成分類一覧(冬季)(1/2)

成分	大分類	中分類	小分類 ※印は個数測定	備考		
プラスチック類	容器包装	プラボトル	プラボトル	収集対象外ペットボトルも含む		
		トレイ、カップ、パック、コップ台紙付容器	ベツトボトル※	分別収集対象のみ		
			白色発泡食品トレイ※			
			その他の食品トレイ			
		手揚げ袋	手揚げ袋	大型手揚げ袋※	ごみ出し用	小型容器は醤油・フレッシュ・薬パッケージ等。ロ栓付きパウチ容器含む
					ごみ捨て用(拳大以上)	
					そのまま	
				スーパー等手揚げ袋※	ごみ出し用	
					ごみ捨て用(拳大以上)	
		そのまま				
	ブラ袋	ブラ袋・フィルム・シート・シュリンク包装、ラップ	複合アルミ箔、レトルトのアルミ箔も含む			
	スクイーズチューブ、スティック容器	詰替え用ブラ袋・アルミ蒸着袋※	ブラ袋又はアルミ蒸着袋の詰替え用袋			
	発泡製緩衝材		宅配用や大型の発泡性保冷容器も含む			
	その他(法対象)	クッション・その他容器包装(化粧品容器・吸水シート・ワイシャツの襟サポーター・洋服販売時のハンガー等)	容器包装リサイクル法の対象物			
	その他	使い捨てライター	使い捨てライター※			
		注射容器等危険物				
		その他(大型成型品)		30cm四方以上&長尺物(厳密ではない)、市販されているごみ袋		
		その他(小型成型品)		商品、家庭用ラップ(値札等貼っていない)等		
		その他雑プラスチック		ひも、結束テープ、湿布シート等		
		事業所からのプラスチック				
ゴム・皮革類	ごみ袋					
	その他	輪ゴム、ゴム手袋、運動靴、長靴、革製靴、ベルト類 事業所からのゴム、皮革類				
紙類	容器包装	紙パック(アルミコーティング有)				
		紙パック(アルミコーティング無)				
		段ボール				
		紙箱				
		紙袋、包装紙等				
	古紙	新聞	折ったまま廃棄等何も含まず			
		折込広告・PRチラシ(1枚もの)	生ごみや割れ物等を包む	丸めたものを含む		
		本・雑誌・PR本		PR誌は冊子状のもの		
	その他	雑紙(ミックスペーパー)	カレンダー・メモ用紙・名刺・DM手紙・コピー用紙・感熱紙以外のレント、紙筒、1枚もののPR紙等	窓付き封筒含む サービス業の袋、宅配便等で自分で包んだ紙等法対象外容器包装でリサイクル可能な物含む		
		紙おむつ	大人用※ 子供用※			
		ベツトシート		大人用とはっきり分かる物以外のシート状		
		吸水樹脂製品		生理用品等		
		その他リサイクル不可能な紙	ティッシュ・紙おしぼり・紙紐・感熱紙・プラスチックコーティングされた紙・紙コップ・葉書以下の小さな紙	油をしみ込ませた紙、汚れの激しい紙も含む		
		事業所からの紙類				
繊維類	衣類	衣服、タオル、シーツ類	古着やウエスへ資源化可能な物=シャツ等以上。雑巾等に使えない下着や靴下等はその他			
	その他	人形、寝具、調度品、靴、はぎれ、雑巾、シツプ、布テープ等 事業所からの繊維類	不織布製品			
木片類	その他	事業所からの木片類				
草木類	生け花					
	剪定枝					
厨芥類	手付かず食品・未利用食品(100%残存)	未利用食材	消費期限前	ほぼ原形をとどめているもの(100%残存)		
			消費期限後1週間以内			
			消費期限1週間以上			
		未利用調理済み食品	不明			
			消費期限前			
			消費期限後1週間以内			
	手付かず食品・未利用食品(99~50%残存)	未利用食材	消費期限前	半分以上原形が残っているもの(99~50%残存)		
			消費期限後1週間以内			
			消費期限1週間以上			
		未利用調理済み食品	不明			
			消費期限前			
			消費期限後1週間以内			
	手付かず食品・未利用食品(50%未満残存)	未利用食材	消費期限前	原形が半分未満のもの(50%未満残存)		
			消費期限後1週間以内			
			消費期限1週間以上			
		未利用調理済み食品	不明			
			消費期限前			
			消費期限後1週間以内			
食べ残し・不食部・調理くず	物理的可食	物理的可食(〜過剰除去)				
	非可食	非可食				
	分類不能					

表 2-5-2(2) ごみ組成分類一覧(冬季)(2/2)

成分	大分類	中分類	小分類 ※印は個数測定	備考	
ガラス類	容器包装	ビン類	リターナブルビン※	白色	
				茶色	
				緑色	
				その他	
			酒ビン※	白色	
				茶色	
				緑色	
				その他	
			飲料水のビン※	白色	医薬品ドリンク含む
				茶色	
				緑色	
				その他	
			調味料のビン※	白色	
				茶色	
				緑色	
				その他	
			食品のビン※	白色	
				茶色	
				緑色	
				その他	
			薬のビン※	白色	
	茶色				
	緑色				
	その他				
	食品のビン※	白色			
		茶色			
		緑色			
その他					
その他	有害製品	蛍光灯(直管、曲管、電球型)※			
		鏡			
その他	その他	その他有害製品			
		電球類			
金属類	容器包装	飲料水の缶	アルミ缶※		
			スチール缶※		
			缶詰、缶箱		
			ペットフード等の缶詰、缶箱		
			一斗缶		
			スプレー缶	簡易ガスボンベ(穴あき)※	
				簡易ガスボンベ(穴無中身)※	振って液体がかなりの量残っている音がするもの
				簡易ガスボンベ(穴無中身無)※	
				スプレー缶(穴あき)※	
				スプレー缶(穴無中身)※	振って液体がかなりの量残っている音がするもの
	その他	スプレー缶(穴無中身無)※			
		アルミトレイ、王冠、リップチューブ等	レンジ油、アルミホイールはその他		
	その他	単一金属製品	鍋、釜、食器、包丁、クリップ等		
			複合金属製品(リサイクル不適)	小型家電、電線等	
		電池	かさ、ハンガー等		
			乾電池※		
			ボタン電池※		
		危険物(カミソリ等)	充電式電池※		
			使い捨てカイロ	単一金属でも包丁、はさみは含む	
			使い捨てカイロ※		
	その他	事業所からの金属類	レンジカバー、アルミホイール等		
	事業所からの陶磁器類				
	陶磁器類	その他	食生活用品、灰皿等日用品、置物		
	その他	その他可燃	事業所からの陶磁器類		
			犬の糞	新聞紙に包んだり、袋に入ったままのもの	
			煙草の吸殻、掃除機ごみ		
		その他不燃	事業所からのその他可燃・準可燃		
土砂、粘土等					
その他	事業所からのその他不燃				
その他	猫のトイレ用砂	袋に入ったままのもの			

### 第3節 調査結果

#### 1) 家庭系ごみ

##### (1) 成分別組成

関係市町毎の調査の結果のうち成分別組成(重量)を表 2-5-3(1)～(3)に、また、成分別組成(容積)を 2-5-4(1)～(3)に示します。組成割合(重量)をみると、いずれの構成市町とも夏季には、繊維類や草木類などの季節的かつ一時的なごみの排出が 10%を超える割合で排出されていますが、「プラスチック類」、「紙類」及び「厨芥類」の割合が多くなっています。

また、成分別組成(容積)をみると、いずれの関係市町とも夏季には、繊維類や草木類などの季節的かつ一時的なごみの排出が 10%を超える割合で排出されていますが、いずれも「プラスチック類」及び「紙類」が多く、家庭系全体においても同様の傾向でした。

なお、地区別、季節的に大きな差はみられませんでした。

表 2-5-3(1) 成分別組成(重量) (向日市)

単位 : kg

	成分	新興住宅		旧市街		集合住宅		家庭系全体	
		重量	割合	重量	割合	重量	割合	重量	割合
夏 季	プラスチック類	29.58	<b>19.50%</b>	43.18	<b>14.57%</b>	54.06	<b>19.55%</b>	126.82	<b>17.50%</b>
	ゴム・皮革類	4.37	2.88%	0.92	0.31%	1.37	0.50%	6.66	0.92%
	紙類	70.48	<b>46.45%</b>	97.98	<b>33.05%</b>	80.37	<b>29.06%</b>	248.83	<b>34.33%</b>
	繊維類	18.18	<b>11.98%</b>	18.19	6.14%	16.52	5.97%	52.88	7.30%
	木片類	1.54	1.01%	0.62	0.21%	0.00	0.00%	2.16	0.30%
	草木類	2.46	1.62%	65.56	<b>22.12%</b>	3.90	1.41%	71.91	9.92%
	厨芥類	20.05	<b>13.21%</b>	63.92	<b>21.56%</b>	104.70	<b>37.86%</b>	188.66	<b>26.03%</b>
	ガラス類	0.03	0.02%	0.00	0.00%	2.37	0.86%	2.40	0.33%
	金属類	4.41	2.91%	3.71	1.25%	1.71	0.62%	9.83	1.36%
	陶磁器類	0.18	0.12%	0.00	0.00%	0.62	0.22%	0.80	0.11%
	その他	0.46	0.30%	2.35	0.79%	10.95	3.96%	13.76	1.90%
	各項目合計	151.75	100.00%	296.43	100.00%	276.55	100.00%	724.73	100.00%
	流出水分等	5.00	3.19%	5.12	1.70%	3.34	1.19%	13.45	1.82%
	総合計	156.74	—	301.55	—	279.89	—	738.18	—
冬 季	プラスチック類	43.54	<b>17.50%</b>	32.67	<b>13.71%</b>	53.34	<b>19.71%</b>	129.55	<b>17.10%</b>
	ゴム・皮革類	2.95	1.19%	1.85	0.78%	2.18	0.81%	6.98	0.92%
	紙類	101.08	<b>40.63%</b>	107.52	<b>45.11%</b>	87.57	<b>32.36%</b>	296.17	<b>39.08%</b>
	繊維類	18.20	7.32%	21.42	8.99%	10.75	3.97%	50.37	6.65%
	木片類	0.67	0.27%	1.93	0.81%	1.00	0.37%	3.60	0.47%
	草木類	3.59	1.44%	4.35	1.83%	2.27	0.84%	10.21	1.35%
	厨芥類	69.27	<b>27.84%</b>	61.20	<b>25.67%</b>	100.16	<b>37.01%</b>	230.63	<b>30.43%</b>
	ガラス類	0.67	0.27%	0.74	0.31%	0.49	0.18%	1.90	0.25%
	金属類	3.74	1.50%	3.43	1.44%	4.23	1.56%	11.40	1.50%
	陶磁器類	0.28	0.11%	0.00	0.00%	0.12	0.04%	0.40	0.05%
	その他	4.80	1.93%	3.25	1.36%	8.52	3.15%	16.57	2.19%
	各項目合計	248.80	100.00%	238.35	100.00%	270.63	100.00%	757.78	100.00%
	流出水分等	2.00	0.80%	4.80	1.97%	3.88	1.41%	10.67	1.39%
	総合計	250.80	—	243.14	—	274.51	—	768.45	—
年 間	プラスチック類	73.12	<b>18.26%</b>	75.85	<b>14.18%</b>	107.40	<b>19.63%</b>	256.37	<b>17.29%</b>
	ゴム・皮革類	7.32	1.83%	2.77	0.52%	3.55	0.65%	13.64	0.92%
	紙類	171.56	<b>42.83%</b>	205.50	<b>38.43%</b>	167.95	<b>30.69%</b>	545.01	<b>36.76%</b>
	繊維類	36.38	9.08%	39.61	7.41%	27.27	4.98%	103.26	6.96%
	木片類	2.21	0.55%	2.55	0.48%	1.00	0.18%	5.76	0.39%
	草木類	6.05	1.51%	69.91	<b>13.07%</b>	6.17	1.13%	82.12	5.54%
	厨芥類	89.32	<b>22.30%</b>	125.11	<b>23.40%</b>	204.86	<b>37.44%</b>	419.29	<b>28.28%</b>
	ガラス類	0.70	0.17%	0.74	0.14%	2.86	0.52%	4.30	0.29%
	金属類	8.15	2.04%	7.14	1.33%	5.94	1.08%	21.23	1.43%
	陶磁器類	0.46	0.12%	0.00	0.00%	0.74	0.14%	1.20	0.08%
	その他	5.26	1.31%	5.60	1.05%	19.47	3.56%	30.33	2.05%
	各項目合計	400.55	100.00%	534.77	100.00%	547.19	100.00%	1,482.50	100.00%
	流出水分等	7.00	1.72%	9.92	1.82%	7.21	1.30%	24.12	1.60%
	総合計	407.54	—	544.69	—	554.40	—	1,506.63	—

注)太字は割合10%を超えるものを示しています。

表 2-5-3(2) 成分別組成(重量) (長岡京市)

単位: kg

	成分	新興住宅		旧市街		集合住宅		家庭系全体	
		重量	割合	重量	割合	重量	割合	重量	割合
夏季	プラスチック類	40.57	<b>14.26%</b>	43.32	<b>14.96%</b>	60.91	<b>20.72%</b>	144.80	<b>16.68%</b>
	ゴム・皮革類	1.38	0.48%	5.02	1.73%	6.00	2.04%	12.40	1.43%
	紙類	99.96	<b>35.13%</b>	74.81	<b>25.83%</b>	78.74	<b>26.79%</b>	253.51	<b>29.20%</b>
	繊維類	25.90	9.10%	18.93	6.54%	60.95	<b>20.73%</b>	105.78	<b>12.19%</b>
	木片類	0.98	0.34%	3.15	1.09%	1.90	0.65%	6.02	0.69%
	草木類	4.61	1.62%	52.54	<b>18.14%</b>	10.82	3.68%	67.97	7.83%
	厨芥類	104.03	<b>36.56%</b>	85.47	<b>29.51%</b>	72.44	<b>24.64%</b>	261.94	<b>30.17%</b>
	ガラス類	0.63	0.22%	1.50	0.52%	1.11	0.38%	3.24	0.37%
	金属類	1.64	0.58%	2.85	0.98%	1.03	0.35%	5.51	0.63%
	陶磁器類	0.00	0.00%	0.00	0.00%	0.00	0.00%	0.00	0.00%
	その他	4.85	1.70%	2.03	0.70%	0.06	0.02%	6.94	0.80%
	各項目合計	284.54	100.00%	289.60	100.00%	293.96	100.00%	868.11	100.00%
	流出水分等	5.29	1.82%	11.30	3.76%	8.67	2.86%	25.26	2.83%
	総合計	289.83	—	300.91	—	302.63	—	893.37	—
冬季	プラスチック類	39.50	<b>13.23%</b>	42.95	<b>15.78%</b>	49.67	<b>18.24%</b>	132.12	<b>15.67%</b>
	ゴム・皮革類	0.13	0.04%	0.00	0.00%	1.25	0.46%	1.38	0.16%
	紙類	119.56	<b>40.05%</b>	97.68	<b>35.88%</b>	85.05	<b>31.24%</b>	302.28	<b>35.86%</b>
	繊維類	11.17	3.74%	10.11	3.72%	12.10	4.44%	33.38	3.96%
	木片類	1.27	0.42%	2.43	0.89%	0.97	0.36%	4.67	0.55%
	草木類	2.65	0.89%	8.51	3.13%	0.78	0.29%	11.93	1.42%
	厨芥類	110.61	<b>37.05%</b>	103.81	<b>38.14%</b>	103.99	<b>38.20%</b>	318.41	<b>37.77%</b>
	ガラス類	0.45	0.15%	0.47	0.17%	0.11	0.04%	1.03	0.12%
	金属類	4.58	1.54%	3.82	1.40%	4.47	1.64%	12.88	1.53%
	陶磁器類	0.00	0.00%	0.00	0.00%	0.00	0.00%	0.00	0.00%
	その他	8.62	2.89%	2.42	0.89%	13.83	5.08%	24.88	2.95%
	各項目合計	298.54	100.00%	272.21	100.00%	272.22	100.00%	842.96	100.00%
	流出水分等	2.05	0.68%	1.31	0.48%	1.67	0.61%	5.03	0.59%
	総合計	300.58	—	273.52	—	273.89	—	847.99	—
年間	プラスチック類	80.06	<b>13.73%</b>	86.28	<b>15.36%</b>	110.58	<b>19.53%</b>	276.92	<b>16.18%</b>
	ゴム・皮革類	1.51	0.26%	5.02	0.89%	7.25	1.28%	13.78	0.81%
	紙類	219.52	<b>37.65%</b>	172.48	<b>30.70%</b>	163.79	<b>28.93%</b>	555.79	<b>32.48%</b>
	繊維類	37.07	6.36%	29.05	5.17%	73.05	<b>12.90%</b>	139.17	8.13%
	木片類	2.25	0.39%	5.58	0.99%	2.87	0.51%	10.70	0.63%
	草木類	7.25	1.24%	61.05	<b>10.87%</b>	11.60	2.05%	79.90	4.67%
	厨芥類	214.65	<b>36.81%</b>	189.28	<b>33.69%</b>	176.43	<b>31.16%</b>	580.35	<b>33.92%</b>
	ガラス類	1.08	0.19%	1.97	0.35%	1.22	0.22%	4.27	0.25%
	金属類	6.22	1.07%	6.67	1.19%	5.50	0.97%	18.39	1.07%
	陶磁器類	0.00	0.00%	0.00	0.00%	0.00	0.00%	0.00	0.00%
	その他	13.47	2.31%	4.45	0.79%	13.89	2.45%	31.81	1.86%
	各項目合計	583.08	100.00%	561.81	100.00%	566.18	100.00%	1,711.07	100.00%
	流出水分等	7.33	1.24%	12.62	2.20%	10.34	1.79%	30.29	1.74%
	総合計	590.41	—	574.43	—	576.52	—	1,741.36	—

注) 太字は割合 10%を超えるものを示しています。

表 2-5-3(3) 成分別組成(重量) (大山崎町)

単位 : kg

	成分	新興住宅・旧市街		集合住宅		家庭系全体	
		重量	割合	重量	割合	重量	割合
夏 季	プラスチック類	54.14	<b>18.54%</b>	44.09	<b>14.88%</b>	98.23	<b>16.69%</b>
	ゴム・皮革類	6.96	2.38%	1.17	0.39%	8.13	1.38%
	紙類	99.80	<b>34.18%</b>	93.89	<b>31.68%</b>	193.69	<b>32.92%</b>
	繊維類	10.53	3.60%	36.22	<b>12.22%</b>	46.74	7.94%
	木片類	5.21	1.78%	0.82	0.28%	6.03	1.02%
	草木類	12.47	4.27%	22.77	7.68%	35.24	5.99%
	厨芥類	92.12	<b>31.55%</b>	76.46	<b>25.79%</b>	168.58	<b>28.65%</b>
	ガラス類	0.00	0.00%	2.46	0.83%	2.46	0.42%
	金属類	2.08	0.71%	13.60	4.59%	15.68	2.66%
	陶磁器類	0.23	0.08%	0.00	0.00%	0.23	0.04%
	その他	8.48	2.90%	4.94	1.67%	13.42	2.28%
	各項目合計	292.02	100.00%	296.41	100.00%	588.43	100.00%
	流出水分等	8.12	2.71%	4.82	1.60%	12.94	2.15%
	総合計	300.14	—	301.23	—	601.37	—
冬 季	プラスチック類	53.87	<b>20.78%</b>	48.61	<b>16.31%</b>	102.48	<b>18.39%</b>
	ゴム・皮革類	0.64	0.25%	5.10	1.71%	5.74	1.03%
	紙類	84.22	<b>32.49%</b>	102.05	<b>34.24%</b>	186.27	<b>33.43%</b>
	繊維類	9.69	3.74%	28.00	9.40%	37.69	6.76%
	木片類	0.67	0.26%	1.69	0.57%	2.36	0.42%
	草木類	10.92	4.21%	1.97	0.66%	12.89	2.31%
	厨芥類	91.56	<b>35.33%</b>	95.81	<b>32.15%</b>	187.38	<b>33.63%</b>
	ガラス類	0.60	0.23%	0.00	0.00%	0.60	0.11%
	金属類	2.22	0.85%	2.30	0.77%	4.52	0.81%
	陶磁器類	0.73	0.28%	0.00	0.00%	0.73	0.13%
	その他	4.06	1.57%	12.48	4.19%	16.54	2.97%
	各項目合計	259.17	100.00%	298.02	100.00%	557.20	100.00%
	流出水分等	2.20	0.84%	2.64	0.88%	4.83	0.86%
	総合計	261.37	—	300.66	—	562.03	—
年 間	プラスチック類	108.01	<b>19.59%</b>	92.71	<b>15.60%</b>	200.71	<b>17.52%</b>
	ゴム・皮革類	7.60	1.38%	6.27	1.05%	13.86	1.21%
	紙類	184.02	<b>33.39%</b>	195.94	<b>32.96%</b>	379.96	<b>33.17%</b>
	繊維類	20.22	3.67%	64.22	<b>10.80%</b>	84.44	7.37%
	木片類	5.88	1.07%	2.51	0.42%	8.39	0.73%
	草木類	23.39	4.24%	24.74	4.16%	48.13	4.20%
	厨芥類	183.68	<b>33.33%</b>	172.27	<b>28.98%</b>	355.96	<b>31.07%</b>
	ガラス類	0.60	0.11%	2.46	0.41%	3.06	0.27%
	金属類	4.30	0.78%	15.90	2.67%	20.20	1.76%
	陶磁器類	0.96	0.17%	0.00	0.00%	0.96	0.08%
	その他	12.54	2.28%	17.42	2.93%	29.96	2.62%
	各項目合計	551.19	100.00%	594.44	100.00%	1,145.62	100.00%
	流出水分等	10.32	1.84%	7.46	1.24%	17.77	1.53%
	総合計	561.51	—	601.89	—	1,163.40	—

注) 太字は割合 10%を超えるものを示しています。



表 2-5-4(1) 成分別組成(容積) (向日市)

単位：ℓ

	成分	新興住宅		旧市街		集合住宅		家庭系全体	
		容積	割合	容積	割合	容積	割合	容積	割合
夏 季	プラスチック類	1,267	<b>42.91%</b>	1,460	<b>43.88%</b>	2,400	<b>57.88%</b>	5,127	<b>49.17%</b>
	ゴム・皮革類	20	0.68%	10	0.30%	4	0.10%	34	0.33%
	紙類	1,211	<b>41.01%</b>	1,052	<b>31.61%</b>	1,118	<b>26.97%</b>	3,381	<b>32.43%</b>
	繊維類	265	8.97%	124	3.73%	166	4.00%	555	5.32%
	木片類	18	0.61%	3	0.09%	0	0.00%	21	0.20%
	草木類	33	1.12%	459	<b>13.78%</b>	43	1.03%	534	5.12%
	厨芥類	84	2.85%	191	5.73%	322	7.77%	597	5.73%
	ガラス類	0	0.00%	0	0.00%	6	0.15%	6	0.06%
	金属類	47	1.59%	23	0.68%	42	1.02%	112	1.07%
	陶磁器類	0	0.01%	0	0.00%	0	0.01%	1	0.01%
	その他	7	0.24%	7	0.21%	44	1.07%	58	0.56%
	各項目合計	2,953	100.00%	3,328	100.00%	4,145	100.00%	10,426	100.00%
冬 季	プラスチック類	1,112	<b>45.25%</b>	896	<b>38.09%</b>	1,554	<b>46.23%</b>	3,562	<b>43.59%</b>
	ゴム・皮革類	20	0.81%	12	0.51%	16	0.48%	48	0.59%
	紙類	828	<b>33.70%</b>	966	<b>41.06%</b>	1,053	<b>31.33%</b>	2,847	<b>34.85%</b>
	繊維類	179	7.28%	189	8.01%	109	3.24%	477	5.83%
	木片類	3	0.12%	15	0.64%	9	0.25%	27	0.32%
	草木類	46	1.87%	40	1.70%	72	2.14%	158	1.93%
	厨芥類	229	9.31%	176	7.48%	341	<b>10.14%</b>	746	9.12%
	ガラス類	1	0.04%	1	0.05%	1	0.02%	3	0.04%
	金属類	28	1.15%	48	2.05%	30	0.90%	107	1.31%
	陶磁器類	0	0.01%	0	0.00%	0	0.01%	0	0.00%
	その他	11	0.45%	10	0.42%	176	5.25%	197	2.41%
	各項目合計	2,458	100.00%	2,353	100.00%	3,361	100.00%	8,171	100.00%
年 間	プラスチック類	2,379	<b>43.97%</b>	2,356	<b>41.48%</b>	3,953	<b>52.67%</b>	8,689	<b>46.72%</b>
	ゴム・皮革類	40	0.74%	22	0.39%	20	0.27%	82	0.44%
	紙類	2,039	<b>37.69%</b>	2,018	<b>35.52%</b>	2,171	<b>28.92%</b>	6,228	<b>33.49%</b>
	繊維類	444	8.21%	313	5.50%	275	3.66%	1,032	5.55%
	木片類	21	0.39%	18	0.32%	9	0.11%	48	0.26%
	草木類	79	1.46%	499	8.78%	115	1.53%	692	3.72%
	厨芥類	313	5.78%	367	6.45%	663	8.83%	1,343	7.22%
	ガラス類	1	0.02%	1	0.02%	7	0.09%	9	0.05%
	金属類	75	1.39%	71	1.25%	73	0.97%	219	1.18%
	陶磁器類	0	0.01%	0	0.00%	1	0.01%	1	0.01%
	その他	18	0.33%	17	0.30%	221	2.94%	256	1.37%
	各項目合計	5,410	100.00%	5,681	100.00%	7,506	100.00%	18,597	100.00%

注) 太字は割合 10%を超えるものを示しています。

表 2-5-4(2) 成分別組成(容積) (長岡京市)

単位: 0

	成分	新興住宅		旧市街		集合住宅		家庭系全体	
		容積	割合	容積	割合	容積	割合	容積	割合
夏 季	プラスチック類	1,868	<b>46.07%</b>	1,405	<b>40.84%</b>	1,473	<b>58.37%</b>	4,746	<b>47.37%</b>
	ゴム・皮革類	6	0.15%	16	0.46%	29	1.15%	51	0.51%
	紙類	1,555	<b>38.33%</b>	1,112	<b>32.32%</b>	618	<b>24.50%</b>	3,285	<b>32.78%</b>
	繊維類	197	4.86%	156	4.52%	135	5.35%	488	4.87%
	木片類	8	0.20%	31	0.89%	4	0.16%	43	0.42%
	草木類	51	1.26%	387	<b>11.25%</b>	59	2.34%	497	4.96%
	厨芥類	342	8.43%	271	7.88%	196	7.76%	809	8.07%
	ガラス類	1	0.03%	1	0.04%	3	0.13%	6	0.06%
	金属類	14	0.34%	34	0.98%	6	0.23%	53	0.53%
	陶磁器類	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	その他	13	0.33%	29	0.83%	0	0.01%	42	0.42%
	各項目合計	4,055	100.00%	3,441	100.00%	2,523	100.00%	10,019	100.00%
冬 季	プラスチック類	848	<b>33.18%</b>	1,292	<b>44.70%</b>	1,061	<b>41.25%</b>	3,201	<b>39.92%</b>
	ゴム・皮革類	0	0.01%	0	0.00%	15	0.58%	15	0.19%
	紙類	1,200	<b>46.93%</b>	1,099	<b>38.03%</b>	932	<b>36.23%</b>	3,231	<b>40.29%</b>
	繊維類	99	3.87%	99	3.41%	70	2.72%	268	3.34%
	木片類	9	0.33%	38	1.31%	20	0.78%	67	0.83%
	草木類	46	1.80%	35	1.21%	4	0.16%	85	1.06%
	厨芥類	311	<b>12.16%</b>	270	9.35%	399	<b>15.50%</b>	980	<b>12.22%</b>
	ガラス類	0	0.02%	1	0.03%	0	0.00%	2	0.02%
	金属類	27	1.04%	34	1.16%	35	1.34%	95	1.18%
	陶磁器類	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	その他	17	0.67%	23	0.80%	37	1.44%	77	0.96%
	各項目合計	2,556	100.00%	2,890	100.00%	2,573	100.00%	8,019	100.00%
年 間	プラスチック類	2,716	<b>41.09%</b>	2,697	<b>42.60%</b>	2,534	<b>49.73%</b>	7,947	<b>44.06%</b>
	ゴム・皮革類	6	0.09%	16	0.25%	44	0.86%	66	0.37%
	紙類	2,754	<b>41.66%</b>	2,211	<b>34.92%</b>	1,550	<b>30.42%</b>	6,515	<b>36.12%</b>
	繊維類	296	4.48%	254	4.01%	205	4.02%	755	4.19%
	木片類	17	0.25%	69	1.08%	24	0.47%	109	0.60%
	草木類	97	1.47%	422	6.67%	63	1.24%	582	3.23%
	厨芥類	653	9.87%	541	8.55%	595	<b>11.67%</b>	1,789	9.92%
	ガラス類	2	0.02%	2	0.04%	4	0.07%	8	0.04%
	金属類	41	0.61%	67	1.06%	40	0.79%	148	0.82%
	陶磁器類	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	その他	30	0.46%	52	0.82%	37	0.73%	119	0.66%
	各項目合計	6,611	100.00%	6,331	100.00%	5,095	100.00%	18,038	100.00%

注) 太字は割合 10%を超えるものを示しています。

表 2-5-4(3) 成分別組成(容積) (大山崎町)

単位: 0

	成分	新興住宅・旧市街		集合住宅		家庭系全体	
		容積	割合	容積	割合	容積	割合
夏 季	プラスチック類	2,030	<b>54.44%</b>	1,249	<b>40.03%</b>	3,279	<b>47.88%</b>
	ゴム・皮革類	28	0.75%	3	0.10%	31	0.45%
	紙類	1,206	<b>32.34%</b>	1,178	<b>37.78%</b>	2,384	<b>34.82%</b>
	繊維類	106	2.84%	227	7.28%	333	4.86%
	木片類	29	0.78%	7	0.21%	36	0.52%
	草木類	46	1.23%	261	8.35%	307	4.48%
	厨芥類	250	6.70%	148	4.74%	397	5.80%
	ガラス類	0	0.00%	10	0.33%	10	0.15%
	金属類	15	0.40%	21	0.67%	36	0.53%
	陶磁器類	0	0.01%	0	0.00%	0	0.00%
	その他	19	0.51%	16	0.51%	35	0.51%
	各項目合計	3,729	100.00%	3,119	100.00%	6,848	100.00%
冬 季	プラスチック類	1,356	<b>45.37%</b>	1,244	<b>41.15%</b>	2,599	<b>43.25%</b>
	ゴム・皮革類	3	0.09%	41	1.34%	43	0.72%
	紙類	1,162	<b>38.89%</b>	1,227	<b>40.60%</b>	2,389	<b>39.75%</b>
	繊維類	123	4.13%	69	2.27%	192	3.19%
	木片類	3	0.08%	30	0.99%	33	0.54%
	草木類	73	2.44%	25	0.83%	98	1.63%
	厨芥類	235	7.86%	295	9.75%	530	8.81%
	ガラス類	1	0.02%	0	0.00%	1	0.01%
	金属類	15	0.50%	57	1.89%	72	1.19%
	陶磁器類	12	0.40%	0	0.00%	12	0.20%
	その他	7	0.22%	36	1.19%	43	0.71%
	各項目合計	2,988	100.00%	3,022	100.00%	6,010	100.00%
年 間	プラスチック類	3,386	<b>50.40%</b>	2,492	<b>40.58%</b>	5,878	<b>45.71%</b>
	ゴム・皮革類	31	0.46%	44	0.71%	74	0.58%
	紙類	2,368	<b>35.25%</b>	2,405	<b>39.17%</b>	4,773	<b>37.12%</b>
	繊維類	229	3.41%	296	4.81%	525	4.08%
	木片類	32	0.47%	37	0.59%	68	0.53%
	草木類	119	1.77%	286	4.65%	405	3.15%
	厨芥類	485	7.21%	442	7.20%	927	7.21%
	ガラス類	1	0.01%	10	0.17%	11	0.08%
	金属類	30	0.44%	78	1.27%	108	0.84%
	陶磁器類	12	0.18%	0	0.00%	12	0.10%
	その他	26	0.38%	52	0.85%	78	0.60%
	各項目合計	6,717	100.00%	6,141	100.00%	12,858	100.00%

注) 太字は割合 10%を超えるものを示しています。

## (2) 家庭系ごみ中の資源化可能物

調査対象とした各地区から排出された家庭系ごみについて、資源化可能物と資源化不可物の成分内訳（重量比）（年間）は図 2-5-2(1)～(3)に示すとおりです。

資源化可能物の割合は、向日市で 72.4%、長岡京市で 69.8%、大山崎町で 67.4%といずれも高い割合を示しています。このうち、最も多いのは厨芥類であり、28.3～33.9%となっています。次いで、高い割合を占めているのは、向日市と長岡京市では紙類（14.7%、19.5%）、プラスチック類（13.1%、13.8%）となっており、大山崎町ではプラスチック類（14.5%）、紙類（12.4%）となっています。

いずれの市町ともに家庭系ごみのうち、6割程度が資源化が可能な厨芥類、紙類、プラスチック類の上位3種類で占めていることがわかります。

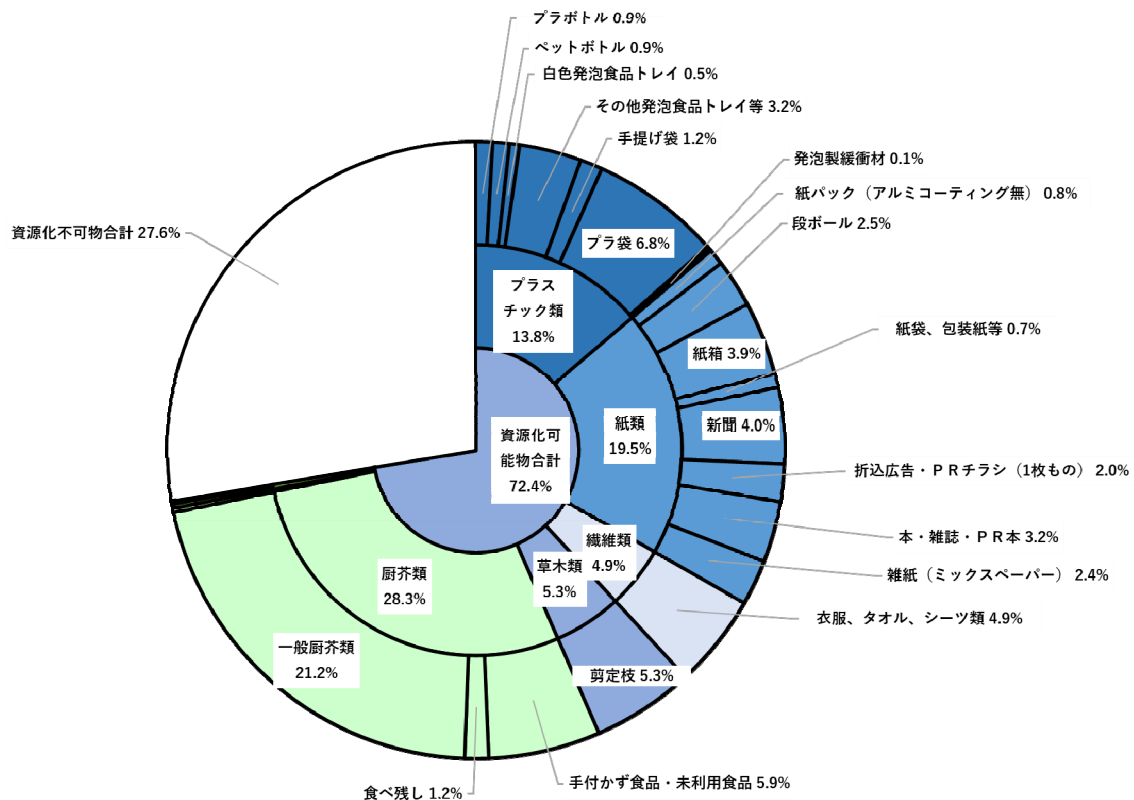


図 2-5-2(1) 資源化可能物と資源化不可物の成分内訳(重量比)(年間)(向日市)

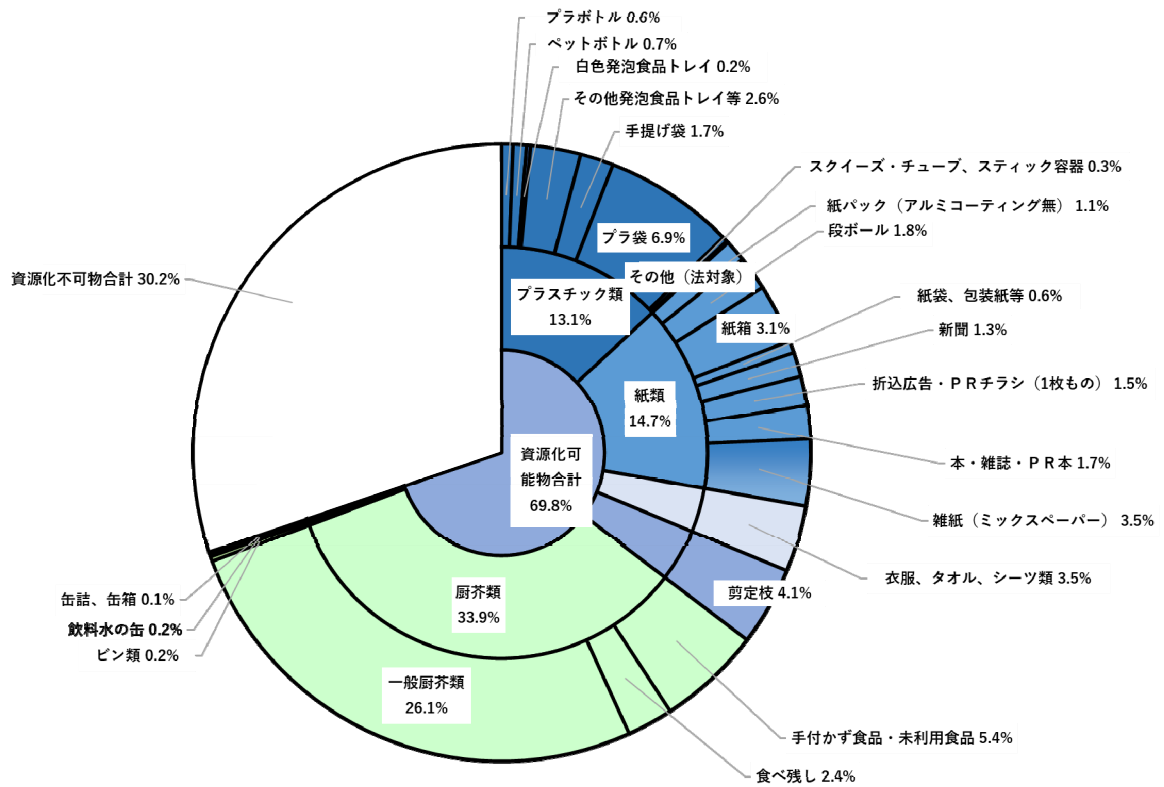


図 2-5-2 (2) 資源化可能物と資源化不可物の成分内訳 (重量比) (年間) (長岡京市)

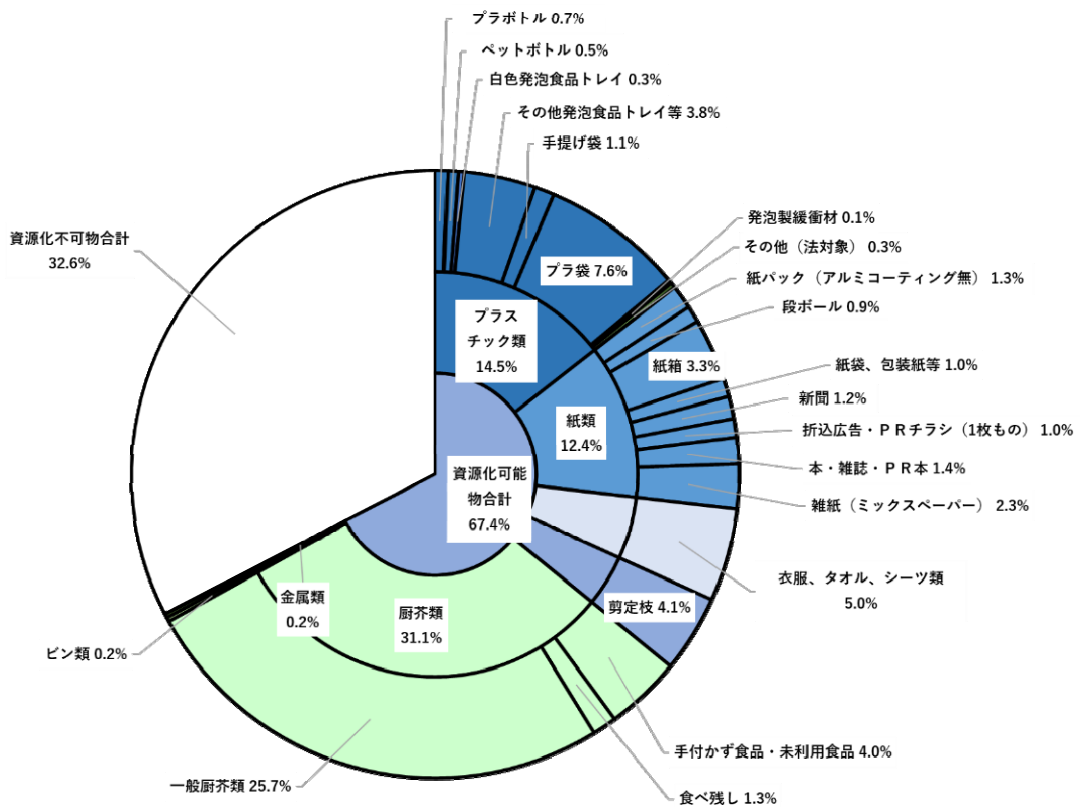


図 2-5-2 (3) 資源化可能物と資源化不可物の成分内訳 (重量比) (年間) (大山崎町)



【段ボール】



【缶類】



【古着等】



【ペットボトル】



【手を付けられていない食品】

(写真) 家庭から可燃ごみとして排出された資源ごみ及び食料品等

## 2) 事業系ごみ

### (1) 成分別組成

関係市町毎の調査の結果のうち成分別組成(重量)を表 2-5-5(1)～(3)に、また、成分別組成(容積)を 2-5-6(1)～(3)に示します。

組成割合(重量)をみると、関係市町ごとに多少の違いはあるものの、概ね、オフィス系では「紙類」や「プラスチック類」が多く、飲食系では「厨芥類」、「プラスチック類」及び「紙類」が多くを占めています。

また、成分別組成(容積)をみると、いずれの関係市町とも「プラスチック類」及び「紙類」が多く、事業系全体においても同様の傾向でした。

なお、地区別、季節的に大きな差はみられませんでした。

表 2-5-5(1) 成分別組成(重量) (向日市)

単位 : kg

	成分	オフィス系		飲食系		事業系全体	
		重量	割合	重量	割合	重量	割合
夏 季	プラスチック類	27.60	<b>15.21%</b>	28.46	<b>14.79%</b>	56.05	<b>14.99%</b>
	ゴム・皮革類	7.04	3.88%	0.35	0.18%	7.39	1.98%
	紙類	119.73	<b>65.99%</b>	28.67	<b>14.90%</b>	148.39	<b>39.69%</b>
	繊維類	4.58	2.53%	4.28	2.22%	8.86	2.37%
	木片類	1.45	0.80%	1.04	0.54%	2.49	0.67%
	草木類	16.84	9.28%	8.05	4.18%	24.89	6.66%
	厨芥類	3.52	1.94%	118.65	<b>61.66%</b>	122.18	<b>32.68%</b>
	ガラス類	0.25	0.14%	0.16	0.08%	0.41	0.11%
	金属類	0.19	0.11%	1.65	0.86%	1.84	0.49%
	陶磁器類	0.00	0.00%	0.41	0.21%	0.41	0.11%
	その他	0.23	0.13%	0.70	0.36%	0.93	0.25%
	各項目合計	181.43	100.00%	192.42	100.00%	373.85	100.00%
	流出水分等	2.33	1.27%	8.70	4.32%	11.02	2.86%
	総合計	183.76	—	201.12	—	384.88	—
冬 季	プラスチック類	16.57	<b>16.84%</b>	31.58	<b>17.62%</b>	48.15	<b>17.34%</b>
	ゴム・皮革類	0.01	0.01%	0.00	0.00%	0.01	0.00%
	紙類	58.71	<b>59.67%</b>	33.71	<b>18.81%</b>	92.42	<b>33.29%</b>
	繊維類	0.64	0.65%	3.62	2.02%	4.26	1.53%
	木片類	0.99	1.00%	3.35	1.87%	4.34	1.56%
	草木類	5.24	5.33%	0.00	0.00%	5.24	1.89%
	厨芥類	10.99	<b>11.17%</b>	105.40	<b>58.81%</b>	116.39	<b>41.92%</b>
	ガラス類	0.24	0.24%	0.00	0.00%	0.24	0.09%
	金属類	0.71	0.72%	1.52	0.85%	2.23	0.80%
	陶磁器類	0.00	0.00%	0.00	0.00%	0.00	0.00%
	その他	4.30	4.37%	0.06	0.03%	4.36	1.57%
	各項目合計	98.40	100.00%	179.24	100.00%	277.63	100.00%
	流出水分等	0.67	0.68%	1.61	0.89%	2.28	0.81%
総合計	99.07	—	180.85	—	279.92	—	
年 間	プラスチック類	44.17	<b>15.78%</b>	60.04	<b>16.15%</b>	104.20	<b>15.99%</b>
	ゴム・皮革類	7.05	2.52%	0.35	0.09%	7.40	1.14%
	紙類	178.44	<b>63.77%</b>	62.37	<b>16.78%</b>	240.81	<b>36.96%</b>
	繊維類	5.22	1.87%	7.90	2.13%	13.12	2.01%
	木片類	2.44	0.87%	4.39	1.18%	6.83	1.05%
	草木類	22.08	7.89%	8.05	2.17%	30.13	4.62%
	厨芥類	14.51	5.19%	224.05	<b>60.29%</b>	238.57	<b>36.62%</b>
	ガラス類	0.49	0.18%	0.16	0.04%	0.65	0.10%
	金属類	0.90	0.32%	3.17	0.85%	4.07	0.63%
	陶磁器類	0.00	0.00%	0.41	0.11%	0.41	0.06%
	その他	4.53	1.62%	0.76	0.20%	5.29	0.81%
	各項目合計	279.83	100.00%	371.65	100.00%	651.49	100.00%
	流出水分等	3.00	1.06%	10.31	2.70%	13.31	2.00%
総合計	282.83	—	381.96	—	664.79	—	

注) 太字は割合 10%を超えるものを示しています。



表 2-5-5(2) 成分別組成(重量) (長岡京市)

単位: kg

	成分	オフィス系		飲食系		事業系全体	
		重量	割合	重量	割合	重量	割合
夏 季	プラスチック類	37.45	<b>18.98%</b>	26.80	<b>13.89%</b>	64.25	<b>16.47%</b>
	ゴム・皮革類	1.66	0.84%	2.58	1.34%	4.24	1.09%
	紙類	111.60	<b>56.57%</b>	54.43	<b>28.22%</b>	166.03	<b>42.55%</b>
	繊維類	2.47	1.25%	4.24	2.20%	6.71	1.72%
	木片類	5.38	2.73%	2.72	1.41%	8.10	2.08%
	草木類	12.79	6.48%	0.03	0.01%	12.82	3.28%
	厨芥類	14.08	7.13%	96.28	<b>49.91%</b>	110.35	<b>28.28%</b>
	ガラス類	2.80	1.42%	1.17	0.61%	3.97	1.02%
	金属類	4.58	2.32%	2.62	1.36%	7.20	1.85%
	陶磁器類	0.00	0.00%	0.00	0.00%	0.00	0.00%
	その他	4.49	2.28%	2.03	1.05%	6.52	1.67%
	各項目合計	197.29	0.00%	192.90	0.00%	390.19	100.00%
	流出水分等	3.85	1.91%	8.31	4.13%	12.15	3.02%
	総合計	201.14	—	201.20	—	402.34	—
冬 季	プラスチック類	41.39	<b>20.80%</b>	32.23	<b>16.14%</b>	73.63	<b>18.47%</b>
	ゴム・皮革類	2.88	1.45%	0.07	0.04%	2.95	0.74%
	紙類	135.70	<b>68.20%</b>	72.39	<b>36.24%</b>	208.09	<b>52.19%</b>
	繊維類	4.52	2.27%	4.62	2.31%	9.15	2.29%
	木片類	0.43	0.22%	1.69	0.85%	2.12	0.53%
	草木類	0.01	0.00%	0.00	0.00%	0.01	0.00%
	厨芥類	7.86	3.95%	80.74	<b>40.42%</b>	88.60	<b>22.22%</b>
	ガラス類	1.74	0.87%	3.93	1.97%	5.67	1.42%
	金属類	1.04	0.52%	3.52	1.76%	4.56	1.14%
	陶磁器類	0.08	0.04%	0.00	0.00%	0.08	0.02%
	その他	3.32	1.67%	0.56	0.28%	3.88	0.97%
	各項目合計	198.97	100.00%	199.75	100.00%	398.72	100.00%
	流出水分等	1.26	0.63%	0.78	0.39%	2.04	0.51%
	総合計	200.23	—	200.53	—	400.76	—
年 間	プラスチック類	78.84	<b>19.90%</b>	59.03	<b>15.03%</b>	137.87	<b>17.48%</b>
	ゴム・皮革類	4.54	1.15%	2.65	0.67%	7.19	0.91%
	紙類	247.30	<b>62.41%</b>	126.82	<b>32.30%</b>	374.12	<b>47.42%</b>
	繊維類	6.99	1.76%	8.87	2.26%	15.86	2.01%
	木片類	5.81	1.47%	4.41	1.12%	10.22	1.30%
	草木類	12.80	3.23%	0.03	0.01%	12.83	1.63%
	厨芥類	21.93	5.54%	177.02	<b>45.08%</b>	198.95	<b>25.22%</b>
	ガラス類	4.54	1.15%	5.10	1.30%	9.64	1.22%
	金属類	5.62	1.42%	6.14	1.56%	11.76	1.49%
	陶磁器類	0.08	0.02%	0.00	0.00%	0.08	0.01%
	その他	7.81	1.97%	2.59	0.66%	10.40	1.32%
	各項目合計	396.26	100.00%	392.65	100.00%	788.91	100.00%
	流出水分等	5.11	1.27%	9.09	2.26%	14.19	1.77%
	総合計	401.37	—	401.73	—	803.10	—

注) 太字は割合 10%を超えるものを示しています。

表 2-5-5(3) 成分別組成(重量) (大山崎町)

単位 : kg

	成分	オフィス系		飲食系		事業系全体	
		重量	割合	重量	割合	重量	割合
夏 季	プラスチック類	20.10	<b>10.11%</b>	26.27	<b>13.42%</b>	46.37	<b>11.76%</b>
	ゴム・皮革類	5.48	2.76%	1.15	0.59%	6.63	1.68%
	紙類	97.52	<b>49.08%</b>	67.57	<b>34.53%</b>	165.10	<b>41.86%</b>
	繊維類	1.87	0.94%	1.33	0.68%	3.20	0.81%
	木片類	0.45	0.22%	1.83	0.94%	2.28	0.58%
	草木類	12.67	6.38%	28.12	<b>14.37%</b>	40.79	<b>10.34%</b>
	厨芥類	47.00	<b>23.65%</b>	66.47	<b>33.96%</b>	113.47	<b>28.77%</b>
	ガラス類	0.00	0.00%	0.79	0.40%	0.79	0.20%
	金属類	1.23	0.62%	1.38	0.71%	2.61	0.66%
	陶磁器類	0.00	0.00%	0.00	0.00%	0.00	0.00%
	その他	12.41	6.24%	0.79	0.40%	13.20	3.35%
	各項目合計	198.72	100.00%	195.70	100.00%	394.42	100.00%
	流出水分等	1.67	0.83%	5.06	2.52%	6.73	1.68%
	総合計	200.39	—	200.76	—	401.15	—
冬 季	プラスチック類	11.70	<b>16.17%</b>	17.27	<b>13.69%</b>	28.97	<b>14.59%</b>
	ゴム・皮革類	0.39	0.54%	3.55	2.81%	3.94	1.98%
	紙類	23.47	<b>32.42%</b>	75.75	<b>60.05%</b>	99.22	<b>49.97%</b>
	繊維類	0.56	0.77%	0.87	0.69%	1.43	0.72%
	木片類	0.26	0.36%	0.64	0.51%	0.90	0.45%
	草木類	0.74	1.02%	0.89	0.70%	1.63	0.82%
	厨芥類	33.08	<b>45.70%</b>	23.65	<b>18.75%</b>	56.73	<b>28.58%</b>
	ガラス類	0.93	1.28%	0.27	0.21%	1.20	0.60%
	金属類	0.66	0.91%	1.00	0.80%	1.66	0.84%
	陶磁器類	0.25	0.35%	0.00	0.00%	0.25	0.13%
	その他	0.35	0.48%	2.26	1.79%	2.61	1.31%
	各項目合計	72.39	100.00%	126.14	100.00%	198.53	100.00%
	流出水分等	0.67	0.92%	3.30	2.55%	3.97	1.96%
	総合計	73.06	—	129.44	—	202.50	—
年 間	プラスチック類	31.80	<b>11.73%</b>	43.54	<b>13.53%</b>	75.34	<b>12.71%</b>
	ゴム・皮革類	5.87	2.17%	4.70	1.46%	10.57	1.78%
	紙類	120.99	<b>44.63%</b>	143.32	<b>44.53%</b>	264.31	<b>44.58%</b>
	繊維類	2.43	0.89%	2.20	0.68%	4.62	0.78%
	木片類	0.71	0.26%	2.47	0.77%	3.18	0.54%
	草木類	13.41	4.95%	29.01	9.01%	42.42	7.15%
	厨芥類	80.08	<b>29.54%</b>	90.12	<b>28.00%</b>	170.20	<b>28.70%</b>
	ガラス類	0.93	0.34%	1.06	0.33%	1.99	0.34%
	金属類	1.89	0.70%	2.39	0.74%	4.27	0.72%
	陶磁器類	0.25	0.09%	0.00	0.00%	0.25	0.04%
	その他	12.76	4.71%	3.05	0.95%	15.81	2.67%
	各項目合計	271.11	100.00%	321.84	100.00%	592.95	100.00%
	流出水分等	2.34	0.86%	8.36	2.53%	10.70	1.77%
	総合計	273.45	—	330.20	—	603.65	—

注) 太字は割合 10%を超えるものを示しています。

夏季の「飲食系」にはオフィス系ごみが一部混入している。

表 2-5-6(1) 成分別組成(容積) (向日市)

単位：t

	成分	オフィス系		飲食系		事業系全体	
		容積	割合	容積	割合	容積	割合
夏 季	プラスチック類	1,461	<b>37.76%</b>	1,396	<b>56.99%</b>	2,857	<b>45.22%</b>
	ゴム・皮革類	27	0.70%	3	0.12%	30	0.47%
	紙類	2,138	<b>55.28%</b>	370	<b>15.09%</b>	2,508	<b>39.69%</b>
	繊維類	57	1.47%	24	0.98%	81	1.28%
	木片類	12	0.31%	10	0.41%	22	0.35%
	草木類	165	4.27%	80	3.27%	245	3.88%
	厨芥類	6	0.17%	557	<b>22.76%</b>	564	8.92%
	ガラス類	0	0.01%	0	0.01%	1	0.01%
	金属類	1	0.03%	7	0.29%	8	0.13%
	陶磁器類	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	その他	0	0.01%	2	0.08%	2	0.04%
	各項目合計	3,868	100.00%	2,449	100.00%	6,318	100.00%
冬 季	プラスチック類	763	<b>44.20%</b>	498	<b>45.19%</b>	1,260	<b>44.59%</b>
	ゴム・皮革類	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	紙類	860	<b>49.84%</b>	353	<b>32.05%</b>	1,213	<b>42.91%</b>
	繊維類	4	0.25%	12	1.09%	16	0.58%
	木片類	16	0.93%	33	3.00%	49	1.73%
	草木類	31	1.80%	0	0.00%	3	1.10%
	厨芥類	39	2.25%	188	<b>17.08%</b>	227	8.03%
	ガラス類	0	0.02%	0	0.00%	0	0.01%
	金属類	4	0.20%	17	1.58%	21	0.74%
	陶磁器類	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	その他	9	0.52%	0	0.01%	9	0.32%
	各項目合計	1,726	100.00%	1,101	100.00%	2,827	100.00%
年 間	プラスチック類	2,224	<b>39.75%</b>	1,894	<b>53.33%</b>	4,117	<b>45.02%</b>
	ゴム・皮革類	27	0.48%	3	0.08%	30	0.33%
	紙類	2,998	<b>53.60%</b>	723	<b>20.35%</b>	3,721	<b>40.69%</b>
	繊維類	61	1.10%	36	1.01%	97	1.06%
	木片類	28	0.50%	43	1.21%	71	0.78%
	草木類	196	3.50%	80	2.25%	276	3.02%
	厨芥類	45	0.81%	746	<b>21.00%</b>	791	8.65%
	ガラス類	1	0.01%	0	0.01%	1	0.01%
	金属類	5	0.08%	25	0.69%	29	0.32%
	陶磁器類	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	その他	9	0.17%	2	0.06%	11	0.12%
	各項目合計	5,594	100.00%	3,551	100.00%	9,145	100.00%

注) 太字は割合 10%を超えるものを示しています。

表 2-5-6(2) 成分別組成(容積) (長岡京市)

単位: 0

	成分	オフィス系		飲食系		事業系全体	
		容積	割合	容積	割合	容積	割合
夏 季	プラスチック類	1,812	<b>40.85%</b>	702	<b>40.15%</b>	2,514	<b>40.65%</b>
	ゴム・皮革類	28	0.63%	10	0.59%	38	0.62%
	紙類	1,581	<b>35.64%</b>	729	<b>41.68%</b>	2,309	<b>37.35%</b>
	繊維類	71	1.60%	21	1.18%	92	1.48%
	木片類	42	0.95%	20	1.14%	62	1.00%
	草木類	284	6.40%	0	0.01%	284	4.60%
	厨芥類	385	8.68%	232	<b>13.29%</b>	617	9.98%
	ガラス類	5	0.11%	4	0.23%	9	0.15%
	金属類	172	3.87%	27	1.56%	199	3.22%
	陶磁器類	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	その他	56	1.26%	3	0.17%	59	0.95%
	各項目合計	4,436	100.00%	1,748	100.00%	6,183	100.00%
冬 季	プラスチック類	1,517	<b>54.99%</b>	935	<b>39.17%</b>	2,452	<b>47.65%</b>
	ゴム・皮革類	30	1.08%	0	0.00%	30	0.58%
	紙類	1,121	<b>40.63%</b>	1,093	<b>45.78%</b>	2,213	<b>43.01%</b>
	繊維類	57	2.07%	55	2.30%	112	2.18%
	木片類	7	0.25%	14	0.59%	21	0.41%
	草木類	1	0.02%	0	0.00%	1	0.01%
	厨芥類	13	0.45%	234	9.82%	247	4.80%
	ガラス類	2	0.06%	4	0.17%	6	0.11%
	金属類	5	0.19%	50	2.11%	56	1.08%
	陶磁器類	0	0.01%	0	0.00%	0	0.00%
	その他	7	0.25%	2	0.07%	9	0.17%
	各項目合計	2,758	100.00%	2,387	100.00%	5,146	100.00%
年 間	プラスチック類	3,329	<b>46.27%</b>	1,637	<b>39.58%</b>	4,966	<b>43.83%</b>
	ゴム・皮革類	58	0.80%	10	0.25%	68	0.60%
	紙類	2,701	<b>37.55%</b>	1,821	<b>44.05%</b>	4,523	<b>39.92%</b>
	繊維類	128	1.78%	76	1.83%	204	1.80%
	木片類	49	0.68%	34	0.82%	83	0.73%
	草木類	285	3.96%	0	0.00%	285	2.51%
	厨芥類	398	5.53%	467	<b>11.28%</b>	864	7.63%
	ガラス類	7	0.09%	8	0.19%	15	0.13%
	金属類	177	2.46%	78	1.88%	255	2.25%
	陶磁器類	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	その他	63	0.88%	5	0.11%	68	0.60%
	各項目合計	7,194	100.00%	4,135	100.00%	11,329	100.00%

注) 太字は割合 10%を超えるものを示しています。

表 2-5-6(3) 成分別組成(容積) (大山崎町)

単位: 0

	成分	オフィス系		飲食系		事業系全体	
		容積	割合	容積	割合	容積	割合
夏 季	プラスチック類	892	<b>33.18%</b>	693	<b>39.06%</b>	1,585	<b>35.52%</b>
	ゴム・皮革類	56	2.08%	14	0.79%	70	1.57%
	紙類	1,392	<b>51.80%</b>	779	<b>43.90%</b>	2,171	<b>48.66%</b>
	繊維類	32	1.19%	13	0.73%	45	1.01%
	木片類	6	0.23%	19	1.07%	25	0.56%
	草木類	99	3.70%	134	7.56%	233	5.23%
	厨芥類	168	6.25%	100	5.61%	268	6.00%
	ガラス類	0	0.00%	1	0.06%	1	0.02%
	金属類	23	0.84%	21	1.17%	43	0.97%
	陶磁器類	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	その他	19	0.72%	1	0.06%	20	0.46%
	各項目合計	2,688	100.00%	1,773	100.00%	4,461	100.00%
冬 季	プラスチック類	312	<b>38.84%</b>	768	<b>42.28%</b>	1,080	<b>41.23%</b>
	ゴム・皮革類	2	0.25%	28	1.54%	30	1.14%
	紙類	331	<b>41.11%</b>	909	<b>50.04%</b>	1,240	<b>47.30%</b>
	繊維類	5	0.65%	10	0.52%	15	0.56%
	木片類	2	0.25%	5	0.28%	7	0.27%
	草木類	12	1.49%	14	0.77%	26	0.99%
	厨芥類	131	<b>16.32%</b>	71	3.93%	203	7.73%
	ガラス類	1	0.12%	0	0.02%	1	0.05%
	金属類	5	0.56%	6	0.35%	11	0.42%
	陶磁器類	0	0.04%	0	0.00%	0	0.01%
	その他	3	0.37%	5	0.25%	8	0.29%
	各項目合計	804	100.00%	1,817	100.00%	2,621	100.00%
年 間	プラスチック類	1,204	<b>34.48%</b>	1,461	<b>40.69%</b>	2,665	<b>37.63%</b>
	ゴム・皮革類	58	1.66%	42	1.17%	100	1.41%
	紙類	1,723	<b>49.34%</b>	1,688	<b>47.01%</b>	3,410	<b>48.16%</b>
	繊維類	37	1.07%	23	0.63%	60	0.84%
	木片類	8	0.23%	24	0.67%	32	0.46%
	草木類	111	3.19%	148	4.12%	259	3.66%
	厨芥類	299	8.57%	171	4.76%	470	6.64%
	ガラス類	1	0.03%	1	0.04%	2	0.03%
	金属類	27	0.78%	27	0.75%	54	0.77%
	陶磁器類	0	0.01%	0	0.00%	0	0.00%
	その他	22	0.64%	6	0.16%	28	0.40%
	各項目合計	3,492	100.00%	3,590	100.00%	7,082	100.00%

注) 太字は割合 10%を超えるものを示しています。

## (2) 事業系ごみ中の資源化可能物

調査対象としたオフィス系、飲食系から排出された事業系ごみについて、資源化可能物と資源化不可物の成分内訳（重量比）（年間）は図 2-5-3(1)～(3)に示すとおりです。

資源化可能物は向日市で73.6%、長岡京市で67.1%、大山崎町で56.8%といずれの関係市町とも高い割合を示しています。このうち、最も多くなっているのは向日市と大山崎町では厨芥類であり36.6%、28.7%、次いで紙類で20.9%、10.8%となっており、長岡京市では、最も多くなっているのは紙類であり25.8%、次いで厨芥類で25.2%となっています。3番目に多くなっているのは、各構成市町ともプラスチック類（9.4～12.4%）となっています。

事業系の排出されているごみの6割以上が上位3種類で占めていることがわかります。

いずれの市町ともに事業系ごみのうち、5～7割程度が資源化が可能な厨芥類、紙類、プラスチック類の上位3種類で占めていることがわかります。

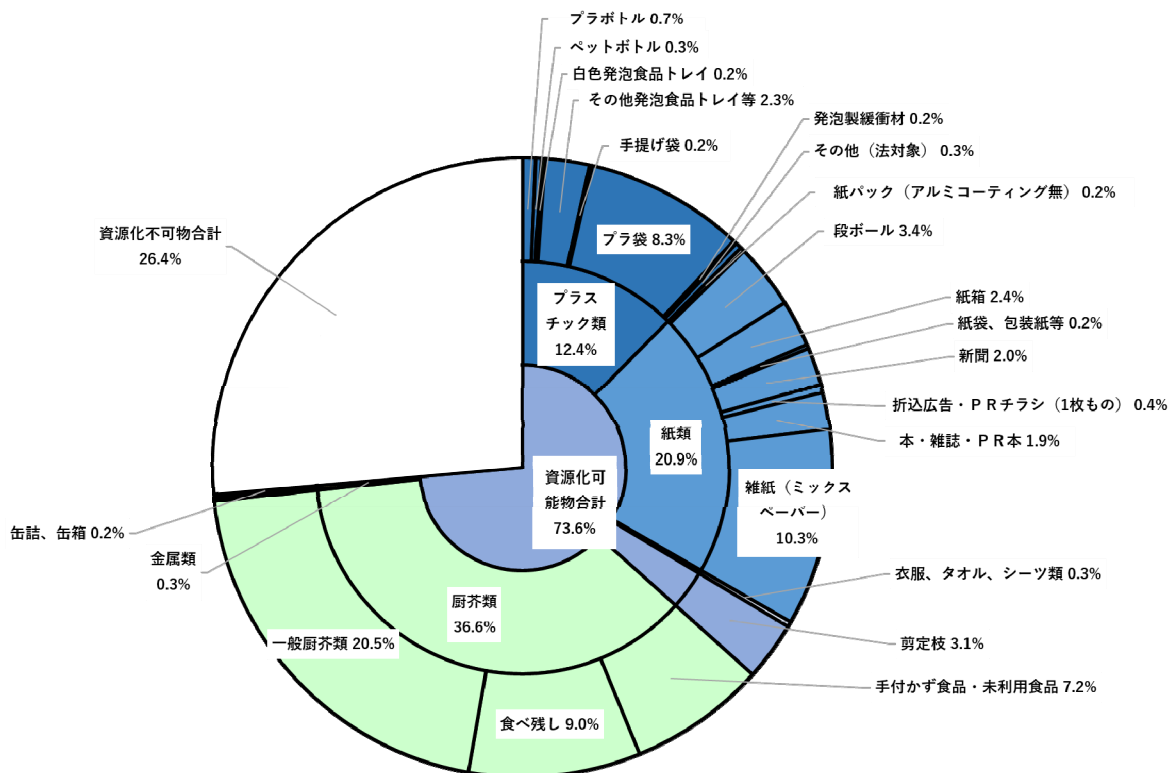


図 2-5-3(3) 資源化可能物と資源化不可物の成分内訳(重量比)(年間)(向日市)

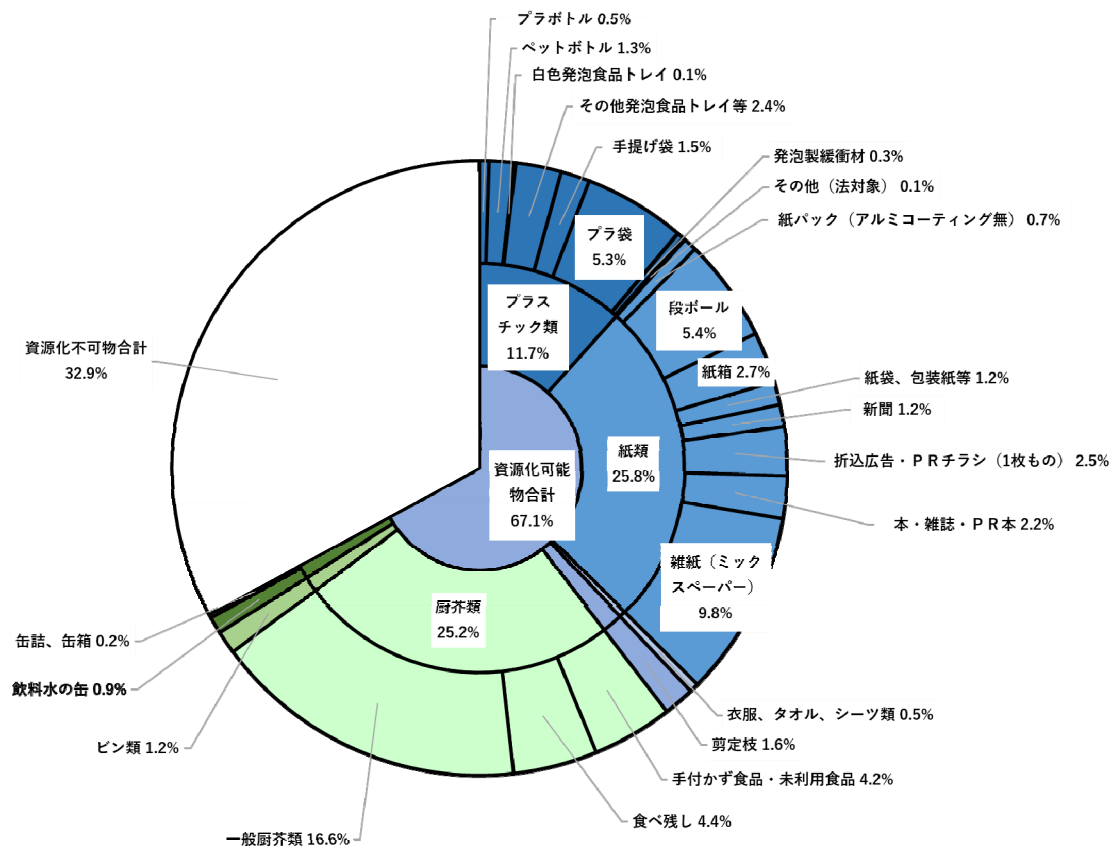


図 2-5-3 (2) 資源化可能物と資源化不可物の成分内訳 (重量比) (年間) (長岡京市)

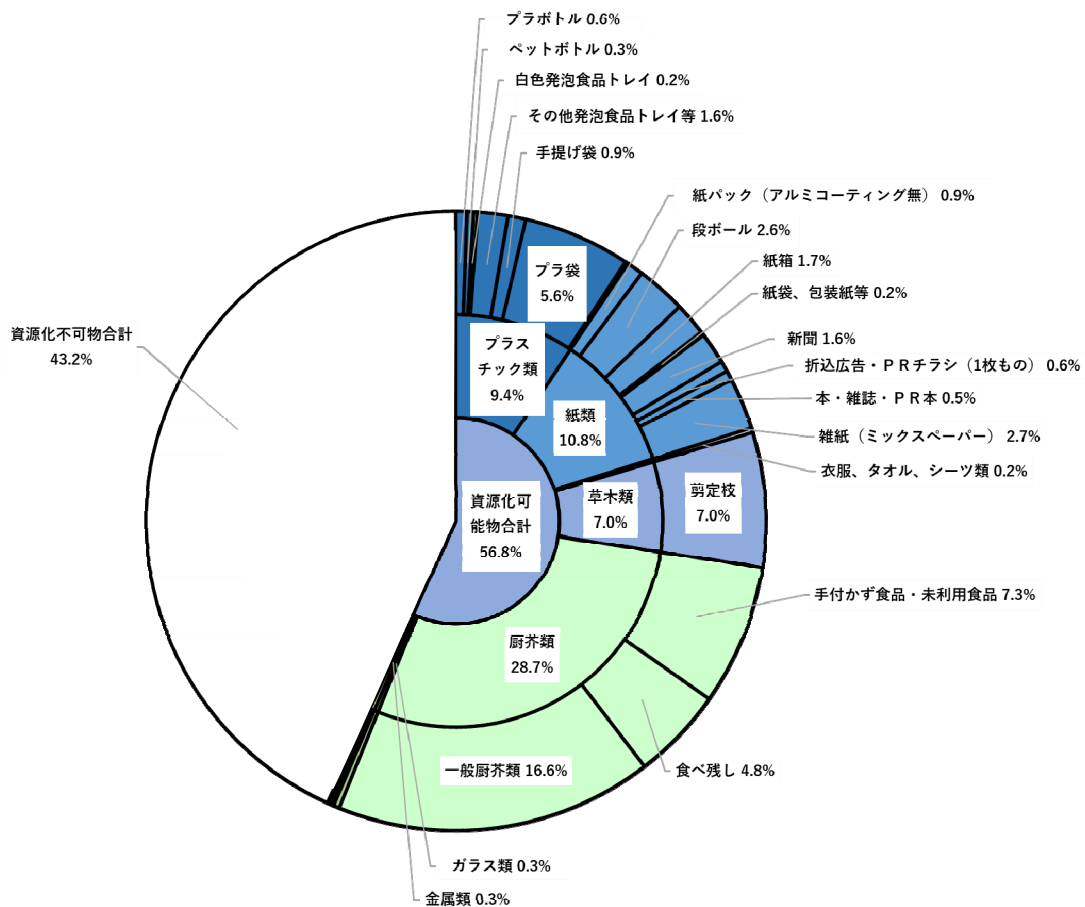


図 2-5-3 (3) 資源化可能物と資源化不可物の成分内訳 (重量比) (年間) (大山崎町)

### 3) 資源化可能量

調査の結果、各関係市町ともに排出されている家庭系ごみ（可燃ごみ）のうち、分別収集されている資源ごみが含まれていました。

可燃ごみ中のそれらの割合は、プラスチック類が 13.1～14.5%（ペットボトル含む）、ビン類が 0.2%（各関係市町とも 0.2%）、缶類が 0.2～0.4%となっています。

また、集団回収・拠点回収が行われているものとして、段ボールが 0.9～2.5%、新聞が 1.2～4.0%、雑誌が 1.4～3.2%、その他紙類（紙類から紙パック、段ボール、雑誌を除く）が 7.6～8.9%、繊維類が 3.5～5.0%、紙パックが 0.8～1.3%となっています。

これらを合計すると 31.7～38.7%であり、重量では年間約 800～4,200t（令和元年度の収集可燃ごみ量を対象とした場合）が可燃ごみ等として資源化等されずに処理されています。

また、排出されている事業系ごみ（可燃ごみ）のうち、資源ごみの量は、プラスチック類が 9.4～12.5%（ペットボトル 1.3%含む）、ビン類が 0.1～1.2%、缶類が 0.3～1.1%となっています。

また、集団回収・拠点回収が行われているものとして、段ボールが 2.6～5.4%、新聞が 1.2～2.0%、雑誌が 0.2～2.2%、その他紙類が 5.2～16.2%（紙類から紙パック、段ボール、雑誌を除く）、繊維類が 0.2～0.5%、紙パックが 0.2～0.9%（紙類の内数）となっています。

これらを合計すると 21.0～40.2%であり、重量では年間約 150～2,490t（令和元年度の直接搬入可燃ごみ量を対象とした場合）が可燃ごみ等として資源化等されずに処理されています。



## 第6章 ごみ処理の基本方針

### 第1節 基本方針

以下の基本方針に基づいて、一般廃棄物の適正な処理を推進します。

#### ◆ 関係市町との連携によるごみ減量化の推進

現在、SDGs の考えの中には、貧困、飢餓、気候変動、生態系に至る様々なターゲットを設定し、課題と目標を明確にした取り組みが進められています。SDGs のターゲットの中には、「つくる責任・つかう責任」があり、関係市町においても、ごみの発生・排出抑制等、ごみの減量化を推進するため、住民、事業者、行政のそれぞれが施策の実施について積極的に取り組むこととしています。組合においては、関係市町のこれらの取り組みに対して、必要な情報の提供や協力・連携に努めます。

#### ◆ 効率的な資源化体制の整備

関係市町や事業者等により搬入されるごみについて、資源物等の分別状況を確認するとともに、事業系一般廃棄物の受入基準を明確化するなど、ごみの減量化、資源化等の徹底に努めます。

#### ◆ ごみの受け入れ体制の整備

ごみの減量化を推進したうえで、さらに不要となるものについて、リユースやリサイクルに努め、再利用や再生利用が可能なものについて、受け入れのための体制の整備に努めます。

#### ◆ 将来の環境に配慮した適正処理と効率的な事業の推進

将来にわたって安定的な廃棄物処理を行っていくために、直近に迫った稼働中の各中間処理施設の更新等について、温室効果ガスの削減や容器包装以外のプラスチックごみの資源化など環境への負荷の低減に努めつつ、検討を進めます。

また、次期中間処理施設の整備時期に併せて、関係市町と共に適正かつ効率的な分別区分について検討します。

## 第2節 数値目標

### 1) 減量化目標

基準年度を令和元年度、目標年度を令和18年度とし、減量化目標について、表2-6-1に示すとおり目標を設定します。令和元年度と比較して令和18年度のごみ総排出量は、3,917トン減、約9%の削減を図ります。

表2-6-1 減量化目標

		令和元年度 (基準年度)	令和18年度 (目標年度)	減量化目標	
組 合	一人一日当たり 収集ごみ量	524.5 g/人/日	462.3 g/人/日	62.2 g/人/日	約12%
	ごみ総排出量	42,875 t/年	38,958 t/年	3,917 t/年	約9%

注) 「収集ごみ量」は、資源ごみを含む収集ごみの合計を示します。  
「ごみ総排出量」は、収集ごみ、直接搬入ごみ、集団回収及び拠点回収の合計を示します。

### 2) 再資源化目標

再資源化目標について、表2-6-2に示すとおり設定します。ごみの減量、可燃ごみに含まれる資源ごみの分別の向上及び古紙の集団回収量などの増により再生利用率の向上を図ります。

表2-6-2 再資源化目標

		令和元年度 (基準年度)	令和18年度 (目標年度)	再資源化目標
組 合	再生利用率	約10.4%	約20.1%	約9.7ポイント増
	再生利用量	4,448 t/年	7,814 t/年	—

表 2-6-3 再生利用量の内訳

単位：t/年

	品 目	令和元年度 (基準年度)	令和 18 年度 (目標年度)
組 合	缶類	253.89	254.19
	ガラスびん	740.47	652.10
	破碎鉄	361.41	333.61
	破碎アルミ	15.04	13.39
	ペットボトル	264.40	280.78
	プラスチック製容器包装	635.54	1,533.75
集 団 回 収	古紙	1,975.44	4,161.38
	アルミ缶類	1.66	1.66
	紙パック	0.33	12.30
	古繊維等	66.69	287.45
拠 点 回 収	牛乳パック	21.61	49.82
	古紙	0.00	80.00
	トレイ	18.89	18.27
	カン類	10.71	20.65
	ペットボトル	80.91	88.57
	卵パック	1.29	1.25
	ビン類	0.00	24.34

### 3) 最終処分量削減目標

最終処分量削減目標について、表 2-6-4 に示すとおり設定します。上記減量化目標と再資源化目標の達成により令和元年度と比較して令和 18 年度は、1,228 トンの減、約 19%の削減を図ります。

表 2-6-4 最終処分量削減目標

		令和元年度 (基準年度)	令和 18 年度 (目標年度)	最終処分量削減目標	
組 合	最終処分量	6,503 t/年	5,275 t/年	1,228 t/年	約 19%減

### 第3節 ごみ処理量の見込み

排出量抑制施策を実施した場合の本組合のごみ処理見込み量は、図 2-6-1 に示すとおりです。

また、ごみ種別ごみ処理量の見込みは表 2-6-5 に示すとおりです。

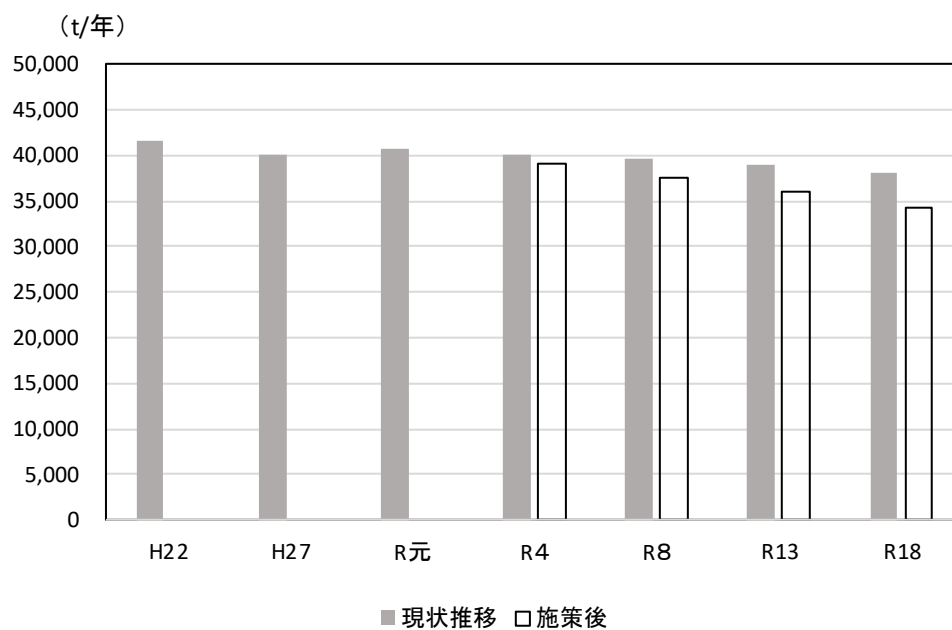


図 2-6-1 ごみ搬入量及び処理量の見込み

表2-6-5 ごみ種別ごみ処理量の見込み

単位：t/年

区 分		令和元年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
収集 ごみ	可燃ごみ	25,517.71	23,822.99	22,332.67	20,736.92	19,052.24
	粗大ごみ	384.42	390.50	390.56	387.21	378.83
	資源ごみ	3,578.66	3,628.99	3,948.01	4,320.54	4,626.95
	カン類	323.74	321.06	321.55	320.87	316.77
	ビン類	810.85	791.64	768.92	745.42	718.68
	その他不燃物	1,354.96	1,342.18	1,330.47	1,312.99	1,282.84
	ペットボトル	283.99	284.61	292.63	299.60	301.74
	その他プラスチック類	805.12	889.50	1,234.44	1,641.66	2,006.92
	有害ごみ	45.86	45.33	44.80	44.02	42.83
	廃乾電池	35.02	34.61	34.22	33.65	32.74
	廃蛍光灯	10.84	10.72	10.58	10.37	10.09
	側溝清掃汚泥	165.64	163.19	160.13	155.63	149.67
	小計	29,692.29	28,051.00	26,876.17	25,644.32	24,250.52
	直接 搬入 ごみ	可燃ごみ	10,407.68	10,446.26	10,155.55	9,772.59
粗大ごみ		569.30	569.30	569.30	569.30	569.30
資源ごみ		23.30	9.77	9.50	9.26	9.08
カン類		2.15	2.05	1.87	1.71	1.59
ビン類		1.58	1.71	1.65	1.60	1.56
その他不燃物		13.58	0.00	0.00	0.00	0.00
ペットボトル		2.30	2.38	2.39	2.40	2.40
その他プラスチック類		3.69	3.63	3.59	3.55	3.53
小計		11,000.28	11,025.33	10,734.35	10,351.15	9,956.88
合計	40,692.57	39,076.33	37,610.52	35,995.47	34,207.41	
集団回収・宅配便回収	2,048.74	2,374.29	3,034.01	3,792.91	4,467.26	
拠点回収	133.40	205.34	257.73	275.99	282.90	
小計	2,182.14	2,579.63	3,291.74	4,068.90	4,750.16	
総合計	42,874.71	41,655.96	40,902.26	40,064.36	38,957.57	

## 第4節 将来の分別区分

### 1) 分別区分

分別区分については、収集を実施する関係市町によりそれぞれ定めており、関係市町における収集ごみの分別区分は、表2-6-6に示すように基本的に現状のとおりとしています。ただし、将来的に統一することを目指し、社会情勢を注視しつつ受け入れ体制等を組合と関係市町で検討します。

表2-6-6 分別区分

向日市		長岡京市		大山崎町			
区分	品目	区分	品目	区分	品目		
収集 資源物(分別) ごみ	燃えるごみ	生ごみ、食用油、木切れ、紙おむつ、紙くず類、布・皮革類等	家庭ごみ(可燃ごみ)	台所ごみ、紙くず、プラスチック製品(バケツ、灯油容器、カセットテープ、ビデオテープ、CDなど)、革製品(くつ、かばんなど)、紙おむつ(汚物は取り除く)など	燃えるごみ	紙くず、台所のごみ、汚れたビニール袋、革くつ、長ぐつ、カバン、枝きれ、草・竹・木、木くず、カセットテープ、ビデオテープ、花火・マッチ	
	空缶	空缶類全般(塗料、シンナー、オイル等の缶はその他不燃物)	空きカン	アルミカン スチールカン(飲料缶、缶詰、菓子缶など)	カン	カン類全般	
	スプレー缶	スプレー缶・カセットボンベ(使い切って出す)	スプレー缶・カセットボンベ		スプレー缶類・ガスライター		
	空ビン	ビン類全般	空きビン	無色 茶色 他の色(食糧ビン、食品ビン、ワイン、ジュース、調味料、ジャムなど)	ビン	ビン類全般	
	ペットボトル	飲料用、酒用、しょうゆ用	資源物(分別)ごみ	ペットボトル(PETのマークがついているボトル(容器))	資源ごみ(分別収集)ごみ	ペットボトル	飲料用、酒用、調味料用
	その他不燃物	金属製品、電球(割れた蛍光灯)、植木鉢、陶器類、小型電化製品、金属キャップ	その他不燃物	金属類、陶磁器類、ガラス類など	その他不燃物	金属製品類、植木鉢・陶器類、小型電化製品、電球類等、耐熱ガラス及びガラスビン以外のガラス	
	その他プラスチック	レジ袋、ボトル類、トレイ・カップ類、キャップ類、発泡スチロール、パック類、ポリ袋、家庭から出るビニール・プラスチック製の容器包装材	その他プラスチック	ボトル類、カップ・パック類、トレイ類、ポリ・ラップ類、緩衝材、フタ類	容器・包装プラスチック類	スーパーの袋、シャンプー・リンスの容器、ポリ袋、プラスチック容器、キャップ類、卵・豆腐などのケース類	
	有害ごみ	蛍光灯、筒型乾電池	筒型乾電池、蛍光灯		有害ごみ	蛍光灯、筒型乾電池	
	粗大(大型)ごみ	再利用できない家具類、電化製品(家電4品目を除く)	粗大(大型)ごみ	使用できない家具類、電化製品(家電4品目、パソコンを除く)	粗大ごみ	家具類、レジャー用品、日用品、電化製品(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンを除く)	
	側溝清掃汚泥		側溝清掃汚泥		側溝清掃汚泥		
収集しないごみ	処理困難物(タイヤ、バッテリー、ピアノ、コンクリート・ブロック・土砂等)、危険物(消火器、農薬等)、在宅医療にともなうごみ(注射器等の医療廃棄物、点滴パック)、事業系一般廃棄物	収集しないごみ	処理ができないもの(タイヤ、バッテリー、消火器、農機具、ドラム缶、オイルヒーターなど)、薬品(劇物、毒物、農薬など)、在宅医療に伴うごみ(注射針や感染の危険がある廃棄物)、バイク(原付～大型)、商店・会社などからのごみ	収集しないごみ	土、医療系廃棄物、タイヤ、バッテリー、オイル等自動車部品、ガスボンベ、バイク(部品含む)、耐火金庫、薬品、ガソリン、灯油、ペンキ、シンナー等、消火器、ピアノ、オイルヒーター、事業系一般廃棄物、産業廃棄物		
	メーカーによるリサイクル	エアコン・テレビ・冷蔵庫および冷凍庫・洗濯機(衣類乾燥機含む)、パソコン	メーカーによるリサイクル	エアコン・テレビ・冷蔵庫および冷凍庫・洗濯機(衣類乾燥機含む)、パソコン	メーカーによるリサイクル	エアコン・テレビ・冷蔵庫および冷凍庫・洗濯機(衣類乾燥機含む)、パソコン	

## 2) 排出方法

排出方法については、現在、可燃ごみを袋での排出としていますが、長岡京市では、令和3年2月から指定ごみ袋制度を導入しており、向日市では令和4年2月より、大山崎町においても令和4年度中に指定ごみ袋制度を導入する計画としています。

## 第5節 適正処理に係る基本事項

### 1) 収集運搬計画

今後においても、関係市町の計画により行うものとします。

#### (1) 収集運搬の主体

収集対象地域は、計画収集区域全体であり、家庭から排出されるごみを対象とし、今後も継続して関係市町がそれぞれ主体となり収集するものとします。事業系ごみについては、事業者の責任において自己搬入もしくは許可業者への委託により行うものとします。

#### (2) 収集運搬方法

##### a. 収集運搬体制

現状で適正に実施されており、表2-6-7に示すように、当面は現状のとおりとします。ただし、収集効率、コスト等を考慮しながら、必要に応じて改善を図っていきます。

表 2-6-7 収集運搬体制

	可燃ごみ		資源ごみ・有害ごみ		粗大ごみ		側溝清掃汚泥		ふれあい収集	
	各戸収集・ステーション方式	直営委託	ステーション方式	委託	個別有料予約収集	直営	ステーション方式	直営	-	
長岡京市	ステーション方式	委託	ステーション方式	直営委託	個別有料予約収集	直営委託	個別収集	直営	各戸	直営
	一時多量ごみ	直営								
大山崎町	各戸収集・ステーション方式	委託	ステーション方式	直営委託	個別有料予約収集	直営	個別収集	直営委託	-	

##### b. 収集頻度

表2-6-8に示すように、当面は現状のとおりとします。ただし、資源ごみの区分の拡大、家庭内での貯留可能容量等を考慮しながら、必要に応じて改善を図って

いきます。

表 2-6-8 収集頻度

	可燃ごみ		資源ごみ・有害ごみ		粗大ごみ	側溝清掃汚泥	ふれあい収集
向日市	週 2 回	祝日も 収集	月 2 回	祝日も収集	随時 (土日祝を除く)	水曜日 (祝日を除く)	—
長岡京市			月 2 回 その他プラ スチック類	祝日は収集 しない	随時 (土日祝を除く)	毎週月曜日 (祝日は除く)	週 1 回
大山崎町			は月 4 回	祝日は収集 しない	月曜日 (午前) か 木曜日 (午後) (祝日は別日を指定)	毎月第 1 火曜日	—

**c. 収集方式**

ステーションの設置個所については、基本的に現状どおりとしますが、今後必要が生じた場合には、検討していくものとします。

**d. 収集容器**

カン類、ビン類については、コンテナでの回収を実施しており、これを継続するものとします。

**e. 事業系ごみの収集運搬**

事業者自ら組合へ搬入するか、許可業者によるものとします。なお、目視確認等により、不適物混入の防止を図るものとします。



### (3) 収集運搬量

収集運搬量は、表 2-6-9 に示すとおりです。

表 2-6-9 収集運搬量

単位:t/年

	令和元年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
可燃ごみ	25,517.71	23,822.99	22,332.67	20,736.92	19,052.24
粗大ごみ	384.42	390.50	390.56	387.21	378.83
カン類	323.74	321.06	321.55	320.87	316.77
ビン類	810.85	791.64	768.92	745.42	718.68
その他不燃物	1,354.96	1,342.18	1,330.47	1,312.99	1,282.84
ペットボトル	283.99	284.61	292.63	299.60	301.74
その他プラスチック類	805.12	889.50	1,234.44	1,641.66	2,006.92
有害ごみ	45.86	45.33	44.80	44.02	42.83
側溝清掃汚泥	165.64	163.19	160.13	155.63	149.67
計	29,692.29	28,051.00	26,876.17	25,644.32	24,250.52

## 2) 中間処理計画

### (1) 中間処理対象ごみ及び処理方法

#### a. ごみ種別処理方法

中間処理を行うごみ区分及び処理方法は、表 2-6-10 に示すとおりとし、分別収集で分別した資源や、不燃物中の金属等をそれぞれ資源化するとともに、それ以外のものについては、熱回収を実施しながら処理するものとします。

なお、現体制で処理できない一般廃棄物については、今後も委託による処理を実施していきます。

表 2-6-10 ごみ区分及び処理方法

ごみ区分	処理施設	処理方法
可燃ごみ	ごみ処理施設	焼却処理
粗大ごみ その他不燃物	リサイクルプラザ (粗大ごみ処理設備)	破砕処理後、可燃物・不燃物・資源物に分類する。
カン類	リサイクルプラザ (資源ごみ処理設備)	スチールとアルミに分別する。
ビン類	リサイクルプラザ (資源ごみ処理設備)	無色・茶色・緑色・その他の色に分別する。
ペットボトル	プラプラザ (ペットボトル処理施設)	選別・圧縮・梱包
その他プラスチック類	プラプラザ (プラスチック製容器包装圧縮梱包施設)	選別・圧縮・梱包
有害ごみ	勝竜寺埋立地	一時保管し、委託処理

#### b. 運転管理体制

運転管理は、組合が主体となり行うものとしますが、効率的な運転管理の実施に向けて、体制整備等を進めていきます。

#### c. 中間処理の基本方針

現在の処理状況から、ごみ処理施設、リサイクルプラザ及びプラプラザにおける将来の処理見込みをみると、人口減少等に伴い、焼却量や粗大ごみ等の処理量は令和元年度以降、減少していくと見込まれています。

一方、ペットボトルやプラスチック類については、将来において増加することが見込まれています。

現状においていずれの施設も処理能力は確保されているものと考えられますが、今後、各施設の老朽化に伴う処理能力の低下が懸念されることから、各施設の延命化または更新について検討を進めていくとともに、ごみの減量化とともにごみ中の資源回収の拡大を推進し環境への負荷軽減を図るものとしします。

○ ごみ処理施設

ごみ処理施設は、各炉とも長寿命化工事の施工により基幹的設備・機器の更新等の整備を行い、長寿命化を図りましたが、今後も老朽化による能力の低下等が懸念されます。

また、ごみ処理においては、各処理方式を比較検討したうえで、安心・安全で環境への負荷の低減や循環型社会の形成に貢献できる施設として検討します。

○ リサイクルプラザ（粗大ごみ処理設備・資源ごみ処理設備）

リサイクルプラザは、稼働後 23 年以上が経過し、耐用年数を超えるため、施設の延命化または更新による施設の整備等を検討していく必要があります。

また、検討にあたっては、粗大ごみ、カン類、ビン類及びその他不燃物が今後減少することが見込まれていることや、啓発施設の利用状況や将来の利用方法を十分に踏まえたうえで施設の設備内容等を検討していきます。

○ プラプラザ スtockヤード（プラスチック製容器包装圧縮梱包施設）及びペットボトル処理施設

プラプラザのプラスチック製容器包装圧縮梱包施設は稼働後約 20 年、ペットボトル処理施設は、稼働後約 10 年が経過します。施設の状況を判断しつつ施設の延命化または更新を検討していく中で、令和 4 年度に施行される「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく基本方針の内容や他団体の取り組み状況などを踏まえつつ組合と関係市町で調整を図りながら検討します。

## (2) 中間処理量

施設毎の処理量は、表 2-6-11～表 2-6-13 に示すとおりです。

表 2-6-11 ごみ処理施設の処理量

単位：t/年

		令和元年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
焼却処理量	可燃ごみ	35,925.39	34,269.25	32,488.22	30,509.51	28,430.74
	選別後可燃物	1,969.85	1,987.29	2,059.75	2,140.19	2,196.91
	し尿前処理残渣	0.99	0.79	0.79	0.79	0.79
	計	37,896.23	36,257.33	34,548.76	32,650.49	30,628.44
焼却残渣量		6,024.72	5,692.40	5,424.15	5,126.12	4,808.67

表 2-6-12 リサイクルプラザの処理量

単位：t/年

		令和元年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度	
総中間処理量	粗大ごみ	953.72	959.80	959.86	956.51	948.13	
	その他不燃物	1,368.54	1,342.18	1,330.47	1,312.99	1,282.84	
	カン類	325.89	323.11	323.42	322.58	318.36	
	ビン類	812.43	793.35	770.57	747.02	720.24	
	計	3,460.58	3,418.44	3,384.32	3,339.10	3,269.57	
再生原材料等	スチール缶	105.16	113.17	113.27	112.98	111.50	
	アルミ缶	148.73	144.81	144.95	144.58	142.69	
	ガラスびん	無色	356.96	358.14	347.84	337.23	325.15
		茶色	192.53	184.53	179.24	173.75	167.53
		緑色	82.64	69.26	67.28	65.20	62.86
		その他の色	108.34	106.39	103.32	100.17	96.56
	計	740.47	718.32	697.68	676.35	652.10	
	破砕鉄	361.41	344.21	342.48	339.36	333.61	
	破砕アルミ	15.04	13.81	13.74	13.62	13.39	
	選別後可燃物	1,774.69	1,753.49	1,743.55	1,726.90	1,696.85	
	選別後不燃物	312.31	328.00	326.05	322.74	316.91	
	処理困難物	2.77	2.63	2.60	2.57	2.52	
	計	3,460.58	3,418.44	3,384.32	3,339.10	3,269.57	

表 2-6-13 プラプラザの処理量

単位：t/年

		令和元年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
処理量	ペットボトル	286.29	286.99	295.02	302.00	304.14
	その他プラスチック類	808.81	893.13	1,238.03	1,645.21	2,010.45
	計	1,095.10	1,180.12	1,533.05	1,947.21	2,314.59
再生原材料等	ペットボトル	264.40	264.96	272.36	278.80	280.78
	プラスチック製容器包装	635.54	681.36	944.49	1,255.12	1,533.75
	選別後可燃物	195.16	233.80	316.20	413.29	500.06
	計	1,095.10	1,180.12	1,533.05	1,947.21	2,314.59

### 3) 最終処分計画

#### (1) 最終処分の対象ごみ

今後も中間処理の過程で発生する焼却残渣、選別後不燃物及び側溝清掃汚泥等を最終処分場で適切に埋立処分します。

#### (2) 処分方法

埋立処分は勝竜寺埋立地と大阪湾広域臨海環境整備センターへの処分委託により行っています。

勝竜寺埋立地の残余容量は、逼迫した状況にありますが、現在、焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センターで委託処分していることから、勝竜寺埋立地は当面の間、処分が継続できる状況にあります。

ただし、現行事業である「フェニックス計画2期事業」は、令和14年度に終了する予定であり、現在検討されている3期事業の進捗状況等によっては、令和15年度以降、焼却残渣の全量を勝竜寺埋立地で処分する可能性があるため、勝竜寺埋立地の拡張等を含めた今後の最終処分の方法についての検討が必要です。

##### a. 管理・運営体制

現状のとおり組合が主体となり行うものとします。

##### b. 最終処分の基本方針

最終処分については、フェニックス計画に参画し、勝竜寺埋立地の延命化を図っていますが、勝竜寺埋立地の残余容量が逼迫している状況や、今後もフェニックス計画への参画を継続するためには、ごみの減量が求められていることを踏まえ、フェニックス計画第3期事業の早期着工、完成については、大阪湾広域処理場整備促進協議会をはじめ、関係機関と連携を図り、国への要望を続けていく必要があります。

更なるごみの減量や資源化率の向上に取り組むとともに、勝竜寺埋立地の拡張などを検討し、現有埋立地の延命化を図っていきます。

### (3) 最終処分量

最終処分量は表 2-6-14 に示すとおりです。

表 2-6-14 最終処分量

単位：t／年

区 分		令和元年度	令和 4 年度	令和 8 年度	令和13年度	令和18年度
勝竜寺埋立地	ごみ焼却残渣	0.00	0.00	0.00	0.00	4,808.67
	側溝清掃汚泥	165.64	163.19	160.13	155.63	149.67
	選別後不燃物	312.31	328.00	326.05	322.74	316.91
	し尿処理施設沈砂	0.10	0.24	0.24	0.24	0.24
	計	478.05	491.43	486.42	478.61	5,275.49
焼却残渣	勝竜寺埋立地	0.00	0.00	0.00	0.00	4,808.67
	大阪湾フェニックス	6,024.72	5,692.40	5,424.15	5,126.12	0.00

## 第 6 節 中間処理施設の整備に関する事項

各施設とも現状では処理能力におおむね問題はありませんが、ほとんどの施設が稼働後 20 年以上を経過し、老朽化が進んでいます。

廃棄物処理施設の更新等は、更新等の計画から供用開始まで 10 年以上を要することもあるため今後の施設整備改良や更新等についての検討時期を迎えています。

施設整備については、施設の集約化、PFI 等の手法も含めた民間活力の活用や施設間の連携等による施設整備費、処理費及び維持管理費等の廃棄物処理経費の効率化を図り、持続可能な廃棄物の適正処理を確保できる体制の構築に向け、計画的に進める必要があります。

### 1) ごみ処理施設 (1・2・3 号炉)

令和 2 年度時点で、1、2 号炉は竣工から 26 年目、3 号炉は竣工から 19 年目となり、平成 29 年度に竣工したごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事を経て、令和 14 年度を稼働目標年次として運転を継続していますが、建屋躯体や発電設備などの老朽化が懸念されます。

また、水害対策においても脆弱性が懸念されるため、老朽化対策や災害対策を講じ、持続可能な廃棄物適正処理を確保するための施設の延命化・更新等の検討を進めます。

## 2) リサイクルプラザ

令和2年度時点で竣工から23年目となり、選別可燃物の回収率の低下や建屋躯体壁のひび割れなど、施設の老朽化の進行が見られます。

また、ごみ処理施設と同様に、水害対策においても脆弱性が懸念されるため、老朽化対策や災害対策を講じるほか、資源化施設の集約化による廃棄物処理経費の効率化を含めた施設の延命化・更新等の検討を進めます。

## 3) プラプラザ

令和2年度時点で、ストックヤード（プラスチック製容器包装圧縮梱包施設）は竣工から20年目、ペットボトル処理施設は竣工から10年目となり、設備の老朽化が進んでいます。

また、これらの施設においても、水害対策において脆弱性が懸念されるため、老朽化対策や災害対策を講じる必要があります。

今後、令和4年度に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行される予定であることも踏まえながら、資源化施設の集約化による廃棄物処理経費の効率化を含めた施設の延命化・更新等の検討を進めます。

## 第7節 最終処分場の整備に関する事項

勝竜寺埋立地の残余容量が逼迫している状況を踏まえ、今後の廃棄物発生量や大阪湾フェニックス計画3期事業の進捗状況等を勘案のうえ、勝竜寺埋立地の拡張などを検討していきます。

## 第7章 3R促進に係る施策

### 第1節 排出抑制策

第6章に掲げた数値目標の達成を目指すための具体的な施策として、組合、関係市町の取り組むべき事項を掲げ、その目標に向けての内容を示します。

#### 減量化に向けた3R

- ①リデュース : 不要なものは買わない・ごみになるものを発生させない
- ②リユース : 不要となったものを再使用する
- ③リサイクル : 資源として再生利用する

#### 1) 組合における方策

組合は、区域内より排出されるごみを適正に処理するため資源化等の推進に努めるとともに、関係市町と連携しつつ表2-7-1(1)～(2)に示す施策に努めます。

表2-7-1(1) 組合における施策

取り組むべき事項	達成に向けた組合の施策の内容
ごみの資源化を推進	
関係市町との連携体制の整備	○ 関係市町の施策の実施と組合での受入体制や処理体制が連携して進められるように努めます。
適正処理の推進	○ 排出されたごみを適正に処理するとともに、資源化可能なものについては選別等による資源化に積極的に取り組みます。また、ごみとして処理するものについても、熱回収を行うなど積極的に環境にやさしい処理に取り組んでいきます。
資源化の推進	○ 資源として排出されたものを適正に資源化していくため、必要な施設を整備するとともに、資源化ルートの確保や資源循環の促進を図るように努めます。
リサイクルプラザにおける啓発	○ 再生工房における体験教室の開催や木製家具の再生などにより、ごみの再生に関する啓発を継続します。
イベント等の開催	○ リサイクルフェア等のイベントを継続し、廃棄物の適正な処理についての意識啓発を継続していきます。
分別指導の徹底	○ 搬入されるごみの展開検査などを実施することにより、分別状況を把握し、関係市町を通じて適正処理に向けた分別指導を実施していきます。
事業者との連携	○ 事業者との連携のもと、ペットボトルからペットボトルへのリサイクルを推進します。
環境教育等の充実	
施設見学等の受入	○ ごみ処理施設、リサイクルプラザ、プラプラザ及び埋立地への施設見学を受入れ、地域住民等への啓発を継続していきます。



表 2-7-1(2) 組合における施策

取り組むべき事項	達成に向けた組合の施策の内容
その他	
処理施設の更新等	○ 各処理施設の老朽化に伴い、各処理施設の更新等を検討し、施設を整備します。検討に際しては、分別区分等と併せて関係市町と連携して検討を進めます。
関係市町の取り組みへの支援協力	○ 関係市町の取組む啓発活動やイベント等に協力し、情報の提供及び広報啓発支援に取り組みます。
処理状況に関する情報提供	○ 施設におけるごみ処理量や不適物の混入状況、処理を困難とする排出方法などの情報を住民、事業者へ情報提供していきます。
処理費用等に関する広報	○ ごみ処理費用について住民、事業者へ情報提供することにより、減量意識の向上につなげていきます。
情報の提供範囲の拡大	○ 組合が発信する情報をより広範囲に提供することを目的として、組合ホームページを関係市町をはじめ、近隣自治体等のホームページからリンクさせます。

## 2) 関係市町における方策

関係市町は、排出抑制策も含めた減量化・資源化に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図るものとし、表 2-7-2(1)～(3)に示すような施策について、検討、実施していくものとしします。

表 2-7-2(1) 関係市町における主な施策

取り組むべき事項	達成に向けた関係市町の施策の内容
ごみの減量化を推進	
イベント等でのごみ減量化等の啓発	○ イベント等での啓発品（雑がみ袋、水切りグッズ等）の配布等による啓発活動に努めます。
ごみ減量推進協力店	○ ごみ減量推進協力店の認定制度の認知度を上げるよう広報するとともに、協力店への参加店舗を拡大します。
ワンウェイ容器の使用削減	○ マイボトルの利用促進など、ワンウェイ容器（ペットボトルやカン類、ビン類、紙コップ等）の使用量削減の啓発に努めます。
ごみ袋のあり方の検討	○ 指定ごみ袋制度を導入、定着さらに効果の検証に努めながら、ごみの排出量に応じた負担の公平性とごみの減量化を検討します。
食品ロスの削減	
関係団体等との連携	○ 食品ロスを減らすため、市民や飲食店をはじめとした事業者・関係団体と協働した取組を推進します。
生ごみ堆肥化容器等の購入補助	○ 生ごみ堆肥化容器（コンポスト）の購入補助等による生ごみ堆肥化の啓発を図ります。

表 2-7-2(2) 関係市町における主な施策

取り組むべき事項	達成に向けた関係市町の施策の内容
ごみの資源化を推進	
ごみ分別の徹底	○ごみ分別カレンダーの刷新や分別方法、出し方、収集日などがごみの品目で検索できる新たなインターネットサービスを導入することで、古紙やプラスチック製容器包装など資源ごみの分別回収の徹底を図ります。
資源ごみ回収体制等の検討	○資源ごみの収集頻度や品目を増やすことを検討するとともに、効率的な収集・運搬・処理体制を維持し、環境負荷の低減を図ります。
分別指導の徹底	○自治会や事業所等から選出された廃棄物減量等推進員や分別指導員などごみ減量やごみの分別を徹底します。
拠点回収の拡充	○プラスチックごみの回収について、分別ステーションや拠点における回収について強化を図ります。
集団回収の拡充	○古紙類の集団回収の実態の把握や助成金制度導入や実施団体の増加等の支援を検討し、集団回収を推進します。
資源物回収機会の拡大	○古紙類、廃食油、小型家電などの各種資源物について、拠点回収場所の拡大や利用時間帯を増やすなど、資源物を出せる機会を増やすことで、可燃ごみを削減し、再生利用率の向上を図ります。
資源回収ルートの確保	○小型家電に使用されているレアメタルなどの回収のための拠点回収や民間ルートによる再資源化を推進します。
事業系ごみの分別の徹底	○事業系ごみの出し方作成・配布、また、業界ごとに組織されている各種団体等との連携による出張説明会の開催など、事業系ごみの適正処理を推進に努めます。
粗大ごみの回収	○インターネットによる粗大ごみ回収受付システムの導入を検討します。
環境教育等の充実	
環境学習の機会、年齢等の拡大	○小学校でのごみ処理施設の見学やより低年齢の幼児や親子等を含めて、ごみ出しマナーやポイ捨てなどについて学べる環境学習の推進に努めます。
教育機関との連携	○環境学習用教材やパンフレットの作成・検討及び教育委員会との連携を検討します。
民間事業者等との連携	○民間事業者等と共同で環境保全や資源循環に対する知識と行動習得のための各種学習機会の設置を検討します。
その他	
情報発信の拡大	○資源の分別やリサイクルへの関心を持ってもらえるよう、資源ごみのリサイクル方法などの情報発信に努める。
積極的な情報発信	○「ゆずります」「ゆずってほしい」などリユース活動やフリーマーケットの開催、また、ごみの処理状況やリサイクル方法の見える化など、各種情報を積極的に発信します。
ごみ処理に係る審議の継続	○有識者、事業者、住民代表等により構成される審議会において、目標数値に関する検証など一般廃棄物処理に係る審議を実施します。
環境美化等の推進	○地域一斉クリーン作戦やごみゼロ運動の実施等、環境美化及びごみの排出に係る啓発活動を推進します。
高齢化社会への対応	○超高齢化社会を迎えるにあたり、高齢者がごみを出しやすい環境や制度について検討します。

## 第2節 その他ごみ処理に関し必要な事項

### 1) 特別管理一般廃棄物、適正処理困難物等に対する対処方針

組合の受入基準における処理困難物、環境省が指定する特別管理一般廃棄物、適正処理困難物及び個別物品の特性に応じた規則の対象品目は、それぞれ表 2-7-3 に示すものです。

これらについては、安全かつ適正な処理を実施する観点から、組合施設では受け入れられないことを住民に対し周知徹底するとともに、引き取り先の明確化及び引取り先に関する情報提供に努めていくものとします。

なお、在宅医療の進展に伴い、在宅医療系廃棄物は増加しているものと想定されますが、作業員の安全性の確保などの面から、収集・運搬及び処理の受け入れについては見極めが必要です。したがって基本的には医療機関等へ持ち込み、適正な処理を進めるものとしますが、今後感染性のない医療系廃棄物については受け入れについても検討していくものとします。

また、適正な処理が可能な製品の開発、製品アセスメントの促進、新処理技術の開発、広域的な処理体制の整備について、近隣自治体との連携を図りながら、国、府、メーカー等へ働きかけを継続し、今後もごみ処理に係る問題の解決に努めていきます。

表 2-7-3 特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物等

区分	名称	内容	処理方法
処理困難物及び適正処理困難物	バッテリー	自転車用、掃除機用等	製造メーカー、販売店、処理専門業者等に相談、依頼
	自動二輪車		
	FRP製品		
	消火器		消火器販売店、処理専門業者等に相談、依頼
	タイヤ	ホイール含む	製造メーカー、販売店、処理専門業者等に相談、依頼
	ガスボンベ		
	その他、各処理施設に支障を及ぼすおそれがある廃棄物	関係市町が収集をしていないもの及び組合告示以外の産業廃棄物	
特別管理一般廃棄物	PCB使用部品		製造メーカー、販売店、処理専門業者等に相談、依頼
	ばいじん		処理専門業者に相談、依頼
	ダイオキシン類含有物		
	廃水銀等		
	感染性一般廃棄物		販売店、医療機関に相談、依頼
個別物品の特性に応じた規制	家電リサイクル法に該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコン</li> <li>・テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）</li> <li>・冷蔵庫、冷凍庫</li> <li>・洗濯機、衣類乾燥機</li> </ul>	指定法人に引渡し又は販売店等に相談、依頼
	小型家電リサイクル法に該当するもの		関係市町と提携している認定事業者に相談、依頼
	使用済自動車の再資源化に関する法律に該当するもの		販売店、処理専門業者等に相談、依頼
	資源有効利用促進法に該当するもの		<p>パソコン等は、関係市町と提携している認定事業者等に相談、依頼</p> <p>小型二次電池は、製造メーカー、販売店等に相談、依頼</p>

## 2) ポイ捨てごみ・不法投棄対策

広報紙やパンフレットで適正な処理についての協力を住民に呼びかけ、住民の意識の向上を図り、不法投棄の防止に努めます。

自分のごみは自分で持ちかえり、空きカン、空きビン等ごみのポイ捨てがない清潔な居住環境を目指します。また、住民による地域のゴミゼロ運動の実施について支援します。

## 3) 広報啓発活動のあり方

住民、事業者に対して、ごみの減量化・資源化、ごみの出し方に関する啓発を徹底するとともに、ごみの減量化・資源化に関する意識を向上させるため、学校や地域社会の場における学習や、ごみ処理施設の見学などの教育啓発活動に取り組みます。

### ・ 情報提供

広報紙やパンフレットを利用し、住民のごみの減量化・資源化意識の高揚を図り、組合及び関係市町のホームページを活用し、適切で効果的な情報の提供に努めます。

### ・ 環境教育

子供から大人まで含めた環境学習の実施を推進します。特にごみ問題は、若年層から環境に配慮する意識を定着させることが重要であることから、小・中学生に対して環境教育の充実に努めます。

## 4) 計画推進体制

関係市町と連携しつつ、ごみの減量化等3Rの推進に努めていきます。

組合及び関係市町は、住民、事業者、組合及び関係市町の役割分担を明確にしつつ、情報公開や環境教育、活動支援、指導など、ごみの減量化等3Rの推進に向けた総合的かつ計画的な施策の推進を図ります。また、毎年、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて住民、事業者、行政の三者で協議できる場を設置するとともに、京都府及び関係機関等と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し計画の見直しを行います。

## 5) 情報管理計画

### ・ 処理状況・情報の公開

ごみ処理実績データ（ごみの受入から処理・処分まで）を集計し、計画の進捗状況の把握や見直し等が効率よく遂行できるようにします。

また、実績データ等の情報は、ホームページや広報紙など広報啓発活動に活かすように努めます。

- ・リサイクル情報の発信

リサイクル関連情報等を、ホームページなどで情報提供するように努めます。

## 6) 災害等緊急時の廃棄物対策

震災や水害などの災害が発生した場合、がれき等の災害廃棄物が多量に発生することが想定され、被害の大きさによっては、現状の処理体制を維持することが一時的に困難となる場合も想定されます。

これらの想定を踏まえ、組合では、令和3年3月に「乙訓環境衛生組合 災害廃棄物処理計画」を策定しており、この中で災害発生時の処理手順、処理体制等を定めるとともに、近隣のごみ処理施設を持つ自治体等との協力・連携体制の構築を推進することとしています。

今後は、この計画に基づき、平時から相互の支援体制を構築するとともに、災害発生時には適切に役割を果たしていきます。

### 第 3 部 生活排水处理基本計画





## 第1章 生活排水の排出状況

### 第1節 生活排水処理の現状

#### 1) 生活排水処理の沿革

昭和39年の組合設立後、同年11月よりし尿処理施設の建設を開始し、翌年12月より組合し尿処理施設 No.1 (60kL/日) を稼働しました。以後昭和45年にし尿処理施設 No.2 (60kL/日) を竣工し、昭和47年には80kL/日のし尿処理施設を新たに竣工するなど、関係市町の生活排水処理に合わせ適正処理可能な施設の整備に努めてきました。その後、下水道普及に伴ってし尿及び浄化槽汚泥の収集量は減少し、昭和63年のし尿処理施設 (76kL/日、平成2年竣工) の建設着工に併せて、し尿処理施設 No.1 は平成元年に、し尿処理施設 No.2 は平成2年に廃止し、平成10年には80kL/日のし尿処理施設も廃止しました。

また、この下水道普及に伴うし尿及び浄化槽汚泥の収集量減少傾向は、その後も引き続き、し尿処理施設での処理継続が困難となってきました。

このことから、平成18年度にし尿処理施設 (76kL/日) の改造工事を行い、平成19年度から、改造後のし尿処理施設 (20kL/日) において前処理を行った後、隣接する下水道終末処理場へ投入する方式に変更し、生活排水の適正処理に努めています。

#### 2) 処理、処分体系

生活排水の処理・処分体系は、図3-3-1に示すとおりとなっています。現状の生活排水処理は、公共下水道及び合併処理浄化槽によって行われています。

し尿及び単独・合併処理浄化槽汚泥は、組合のし尿処理施設で処理を行ってきましたが、下水道普及に伴って処理量が減少し、し尿処理施設での処理継続が困難となってきたことを受け、平成19年度から隣接する下水道終末処理場で処理する方式へと処理形態を変更しています。

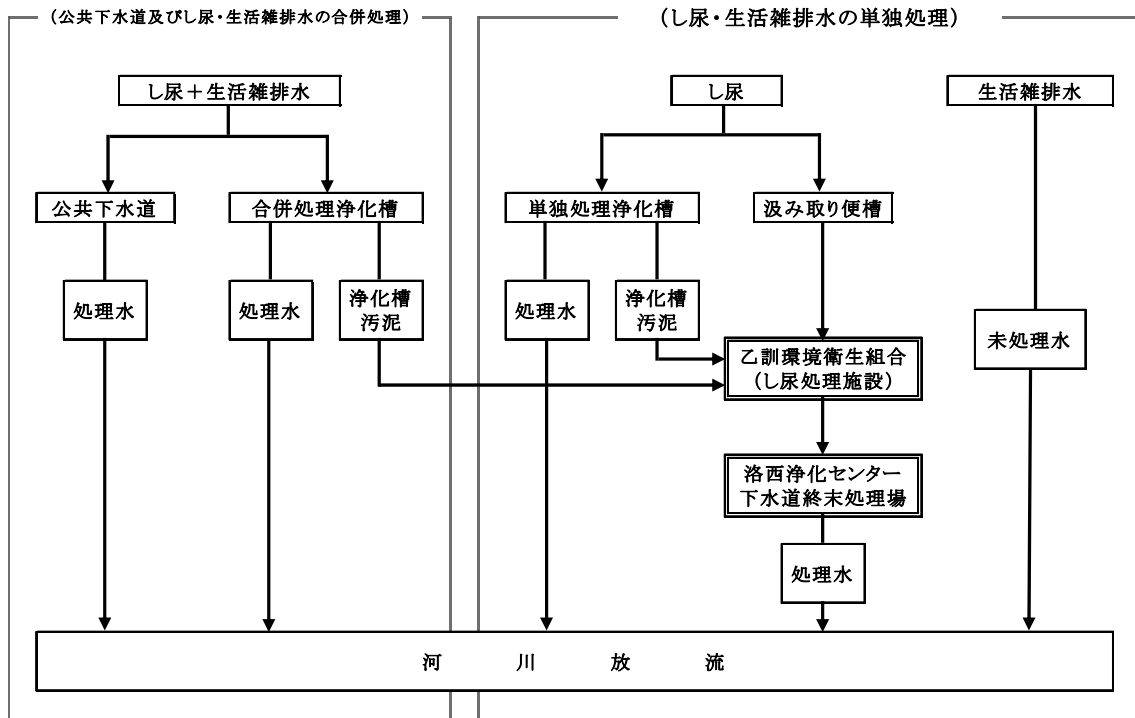


図 3-1-1 生活排水処理フロー

### 3) 人口等の実績

関係市町の生活排水処理形態別人口は表 3-1-1 (1)～(4)に示すとおりです。

表 3-1-1 (1) 生活排水処理形態別人口 (全体)

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1. 計画処理区域内人口	(人)	151,240	152,940	154,051	154,575	154,420
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	149,539	151,402	152,547	153,184	153,094
(1) 合併処理浄化槽人口	(人)	85	87	75	71	67
(2) 公共下水道人口	(人)	149,454	151,315	152,472	153,113	153,027
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口	(人)	1,290	1,159	1,163	1,084	1,037
単独処理浄化槽人口	(人)					
4. 非水洗化人口	(人)	411	379	341	307	289
(1) し尿収集人口	(人)	411	379	341	307	289
(2) 自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	(人)	4	4	4	4	4

表 3-1-1(2) 生活排水処理形態別人口 (向日市)

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1.計画処理区域内人口	(人)	55,226	56,413	57,181	57,490	57,288
2.水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	54,507	55,763	56,589	56,940	56,775
(1)合併処理浄化槽人口	(人)	14	14	14	14	14
(2)公共下水道人口	(人)	54,493	55,749	56,575	56,926	56,761
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽人口	(人)	536	482	450	431	403
4.非水洗化人口	(人)	183	168	142	119	110
(1)トイレ収集人口	(人)	183	168	142	119	110
(2)自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0
5.計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0

表 3-1-1 (3) 生活排水処理形態別人口 (長岡京市)

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1.計画処理区域内人口	(人)	80,491	80,827	81,073	81,137	81,086
2.水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	79,596	80,014	80,235	80,369	80,343
(1)合併処理浄化槽人口	(人)	71	70	58	54	53
(2)公共下水道人口	(人)	79,525	79,944	80,177	80,315	80,290
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽人口	(人)	705	637	673	613	596
4.非水洗化人口	(人)	190	176	165	155	147
(1)トイレ収集人口	(人)	190	176	165	155	147
(2)自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0
5.計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0

表 3-1-1 (4) 生活排水処理形態別人口 (大山崎町)

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1.計画処理区域内人口	(人)	15,523	15,700	15,797	15,948	16,046
2.水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	15,436	15,625	15,723	15,875	15,976
(1)合併処理浄化槽人口	(人)	0	3	3	3	0
(2)公共下水道人口	(人)	15,436	15,622	15,720	15,872	15,976
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽人口	(人)	49	40	40	40	38
4.非水洗化人口	(人)	38	35	34	33	32
(1)トイレ収集人口	(人)	38	35	34	33	32
(2)自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0
5.計画処理区域外人口	(人)	4	4	4	4	4

#### 4) 生活排水処理の実績

生活排水処理率は、表 3-1-2 に示すように推移しており、令和元年度の処理率は、99.1%となっています。

表 3-1-2 生活排水処理率の推移

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画処理 区域内人口 (人)	向日市	55,226	56,413	57,181	57,490	57,288
	長岡京市	80,491	80,827	81,073	81,137	81,086
	大山崎町	15,523	15,700	15,797	15,948	16,046
	全体(組合)	151,240	152,940	154,051	154,575	154,420
生活排水 処理人口 (人)	向日市	54,507	55,763	56,589	56,940	56,775
	長岡京市	79,596	80,014	80,235	80,369	80,343
	大山崎町	15,436	15,625	15,723	15,875	15,976
	全体(組合)	149,539	151,402	152,547	153,184	153,094
生活排水 処理率 (%)	向日市	98.7	98.8	99.0	99.0	99.1
	長岡京市	98.9	99.0	99.0	99.1	99.1
	大山崎町	99.4	99.5	99.5	99.5	99.6
	全体(組合)	98.9	99.0	99.0	99.1	99.1

公共下水道整備の進捗に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は減少を続けており、令和元年度には、平成 27 年度と比べて、し尿は約 15%の減、浄化槽汚泥は、約 8%の減となっています。

表 3-1-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集量

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
年間処理量	し尿	向日市	kℓ/年	329.67	286.45	237.89	205.99	200.21
		長岡京市	kℓ/年	362.70	352.73	311.88	344.62	291.20
		大山崎町	kℓ/年	161.97	202.89	130.59	142.59	492.76
		計	kℓ/年	854.34	842.07	680.36	693.20	984.17
	浄化槽汚泥	向日市	kℓ/年	156.57	143.04	139.24	163.36	124.71
		長岡京市	kℓ/年	566.74	557.19	519.43	495.32	544.15
		大山崎町	kℓ/年	147.17	116.53	114.89	126.25	133.51
		計	kℓ/年	870.48	816.76	773.56	784.93	802.37
	合 計		kℓ/年	1,724.82	1,658.83	1,453.92	1,478.13	1,786.54
	1日平均収集量	し尿	向日市	kℓ/日	0.90	0.78	0.65	0.56
長岡京市			kℓ/日	0.99	0.97	0.85	0.94	0.80
大山崎町			kℓ/日	0.44	0.56	0.36	0.39	1.35
計			kℓ/日	2.33	2.31	1.86	1.89	2.70
浄化槽汚泥		向日市	kℓ/日	0.43	0.39	0.38	0.45	0.34
		長岡京市	kℓ/日	1.55	1.53	1.42	1.36	1.49
		大山崎町	kℓ/日	0.40	0.32	0.31	0.35	0.37
		計	kℓ/日	2.38	2.24	2.11	2.16	2.20
合 計		kℓ/日	4.71	4.55	3.97	4.05	4.90	
し尿と浄化槽汚泥の比率		向日市	し尿	%	67.8	66.7	63.1	55.8
	浄化槽汚泥		%	32.2	33.3	36.9	44.2	38.4
	長岡京市	し尿	%	39.0	38.8	37.5	41.0	34.9
		浄化槽汚泥	%	61.0	61.2	62.5	59.0	65.1
	大山崎町	し尿	%	52.4	63.5	53.2	53.0	78.7
		浄化槽汚泥	%	47.6	36.5	46.8	47.0	21.3
	計	し尿	%	49.5	50.8	46.8	46.9	55.1
		浄化槽汚泥	%	50.5	49.2	53.2	53.1	44.9

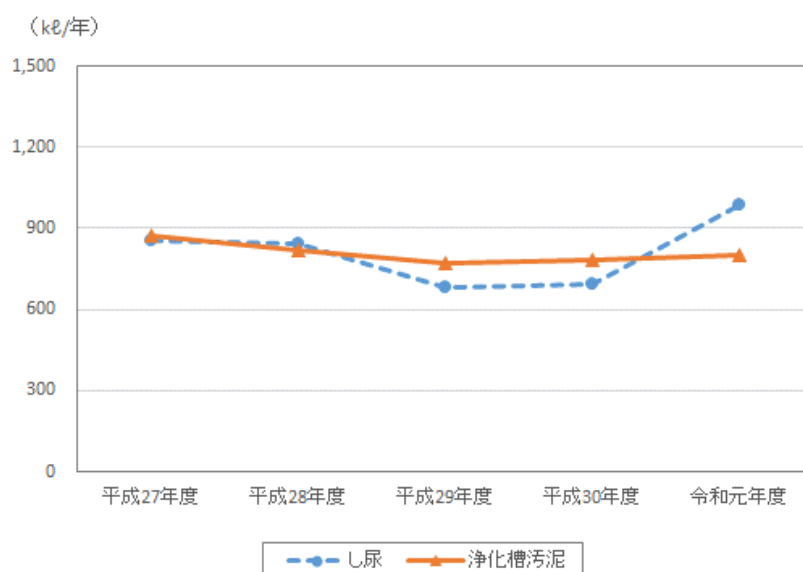


図 3-1-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移

## 5) 収集、運搬

関係市町で収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設に搬入しています。

関係市町のし尿及び浄化槽汚泥の収集体制は表 3-1-4 に示すとおりです。

表 3-1-4 し尿及び浄化槽汚泥の収集体制

	し 尿		浄 化 槽 汚 泥	
		収集運搬方法・回数等		収集運搬方法・回数等
向日市	委託	月2回 各戸収集	許可	年1～2回 各戸収集
長岡京市	委託	一般家庭 月2回 各戸収集 臨時 連絡により収集	許可	年1～2回 各戸収集
大山崎町	委託	一般家庭 月2回 各戸収集 臨時 連絡により収集	許可	年1～2回 各戸収集

表 3-1-5 月別収集実績（令和元年度）

単位:kℓ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
し 尿	66.48	67.23	59.95	70.68	76.58	64.31	80.47	86.38	82.85	102.23	101.21	125.80	984.17
浄化槽汚泥	37.66	62.37	52.59	48.78	86.83	36.36	130.24	68.94	71.76	67.67	72.09	67.08	802.37
合 計	104.14	129.60	112.54	119.46	163.41	100.67	210.71	155.32	154.61	169.90	173.30	192.88	1,786.54

## 6) 中間処理

し尿処理施設の概要は表 3-1-6～表 3-1-7 及び図 3-1-3 に示すとおりです。

表 3-1-6 施設の概要

名 称	し尿処理施設	
所在地	京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方 32 番地	
処理能力	20kℓ/日	し尿 10kℓ/日
		浄化槽汚泥 10kℓ/日
処理形式	受入・前処理・希釈・投入	
整備年度	着工	平成18年5月(改造工事)
	竣工	平成19年3月(改造工事)
供用開始	平成19年4月	
建築面積	1, 336.62 m <sup>2</sup>	
延床面積	2, 470.21 m <sup>2</sup>	

表 3-1-7 し尿処理施設の稼働状況

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間処理量①	kℓ/年	1,724.82	1,658.83	1,453.92	1,478.13	1,786.54
廃棄物投入処理量②	kℓ/年	1,701.47	1,635.54	1,430.63	1,455.38	1,763.45
投入処理日数③	日/年	234	203	212	219	235
1日当たりの廃棄物処理量 (② ÷ ③)	kℓ/日	7.27	8.06	6.75	6.65	7.50
稼働率	%	36.36	40.28	33.74	33.23	37.52

※1 ②は①からし尿処理施設沈砂等を差し引いた量である。  
 ※2 稼働率は、処理能力20kℓ/日に対しての1日の処理率を示す。

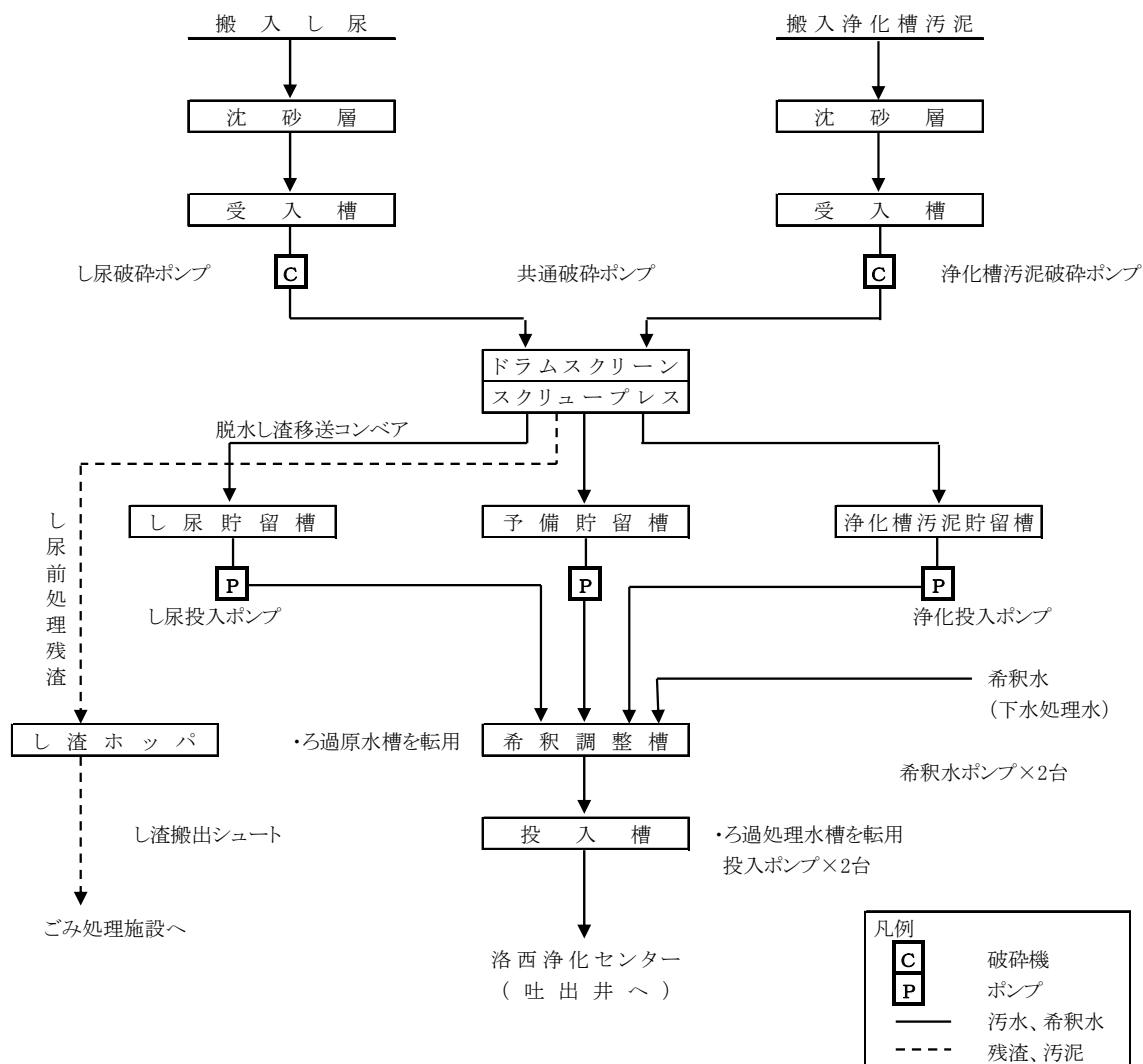


図 3-1-3 し尿処理施設の処理フロー

## 7) 最終処分

令和元年度までの最終処分量を表 3-1-8 に示します。平成 19 年度以降下水道投入としたため、最終処分対象物は、し尿処理施設沈砂と槽内清掃汚泥とします。

表 3-1-8 最終処分量

単位:t/年

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
し尿処理施設沈砂	0.38	0.43	0.05	0.22	0.10
槽内清掃汚泥	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00
最終処分量	22.38	22.43	22.05	22.22	22.10

## 8) 生活排水処理の課題抽出

### (1) 生活排水処理の課題

関係市町ともに下水道の普及に伴い、年々、生活排水処理率は上昇し、令和元年度末には 99.1% と高いレベルに達しています。今後も下水道接続の推進やわずかな公共下水道計画区域外においても合併浄化槽の普及を図ることにより、生活排水処理をさらに推進していく必要があります。

### (2) し尿処理施設の課題

現在、し尿処理施設の処理量は、公共下水道の普及に伴い、年々、減少を続けており、下水道終末処理場で処理しています。今後も処理量の低下は続くと思込まれるため、今後の処理量も鑑み、処理体制等を検討する必要があります。



## 第2節 生活排水の予測

### 1) 処理形態別人口の予測

関係市町の処理形態別人口の予測の結果は、表 3-1-9(1)～(4)に示すとおりです。

表 3-1-9(1) 処理形態別人口の予測（全体）

(各年度末推計値)

		令和元年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度	
人口動態等	1. 計画処理区域内人口	(人)	154,420	153,505	151,410	147,970	143,958
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	153,094	152,207	150,353	147,147	143,392
	(1) 合併処理浄化槽人口	(人)	67	67	65	37	34
	(2) 公共下水道人口	(人)	153,027	152,140	150,288	147,110	143,358
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽人口	(人)	1,037	1,018	839	666	475
	4. 非水洗化人口	(人)	289	278	218	158	92
	(1) し尿収集人口	(人)	289	278	218	158	92
	(2) 自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0
	5. 計画処理区域外人口	(人)	4	4	4	4	4
	要処理量	6. し尿処理量	kℓ/日	2.7	1.8	1.3	1.1
7. 浄化槽汚泥量		kℓ/日	2.2	2.1	1.8	1.4	1.1
8. 要処理量		kℓ/日	4.9	3.9	3.1	2.5	1.8
9. 計画処理量		kℓ/日	—	5.0	4.0	3.2	2.4

注) 計画処理量は、「要処理量」に変動係数1.3を乗じた計画値

表 3-1-9(2) 処理形態別人口の予測（向日市）

(各年度末推計値)

		令和元年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度	
人口動態等	1. 計画処理区域内人口	(人)	57,288	56,606	55,097	52,774	50,252
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	56,775	56,147	54,711	52,480	50,050
	(1) 合併処理浄化槽人口	(人)	14	13	12	10	7
	(2) 公共下水道人口	(人)	56,761	56,134	54,699	52,470	50,043
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽人口	(人)	403	368	321	261	202
	4. 非水洗化人口	(人)	110	91	65	33	0
	(1) し尿収集人口	(人)	110	91	65	33	0
	(2) 自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0
	5. 計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0
	要処理量	6. し尿処理量	kℓ/日	0.6	0.5	0.3	0.2
7. 浄化槽汚泥量		kℓ/日	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
8. 要処理量		kℓ/日	0.9	0.8	0.6	0.4	0.2
9. 計画処理量		kℓ/日	—	1.0	0.8	0.5	0.3

注) 「9. 計画処理量」は「8. 要処理量」に変動係数1.30を乗じた計画値

表 3-1-9(3) 処理形態別人口の予測（長岡京市）

(各年度末推計値)

		令和元年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度	
人口動態等	1. 計画処理区域内人口	(人)	81,086	81,002	80,661	79,869	78,692
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	80,343	80,245	80,069	79,416	78,403
	(1) 合併処理浄化槽人口	(人)	53	53	53	26	26
	(2) 公共下水道人口	(人)	80,290	80,192	80,016	79,390	78,377
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽人口	(人)	596	607	475	363	232
	4. 非水洗化人口	(人)	147	150	117	90	57
	(1) し尿収集人口	(人)	147	150	117	90	57
	(2) 自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0
	5. 計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0
	要処理量	6. し尿処理量	kℓ/日	0.7	0.8	0.6	0.5
7. 浄化槽汚泥量		kℓ/日	1.5	1.5	1.2	0.9	0.6
8. 要処理量		kℓ/日	2.2	2.3	1.8	1.4	0.9
9. 計画処理量		kℓ/日	—	3.0	2.3	1.8	1.2

注) 計画処理量は、「要処理量」に変動係数1.3を乗じた計画値

表 3-1-9(4) 処理形態別人口の予測（大山崎町）

(各年度末推計値)

		令和元年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度	
人口動態等	1. 計画処理区域内人口	(人)	16,046	15,897	15,652	15,327	15,014
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	15,976	15,814	15,573	15,250	14,938
	(1) 合併処理浄化槽人口	(人)	0	0	0	0	0
	(2) 公共下水道人口	(人)	15,976	15,814	15,573	15,250	14,938
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽人口	(人)	38	43	43	42	41
	4. 非水洗化人口	(人)	32	37	36	35	35
	(1) し尿収集人口	(人)	32	37	36	35	35
	(2) 自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0
	5. 計画処理区域外人口	(人)	4	4	4	4	4
	要処理量	6. し尿処理量	kℓ/日	1.4	0.5	0.4	0.4
7. 浄化槽汚泥量		kℓ/日	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
8. 要処理量		kℓ/日	1.8	0.8	0.7	0.7	0.7
9. 計画処理量		kℓ/日	—	1.0	0.9	0.9	0.9

注) 計画処理量は、「要処理量」に変動係数1.3を乗じた計画値

## 2) 生活排水処理率の予測

生活排水処理率は、表 3-1-10 に示すとおり令和元年度実績では 99.1%ですが、令和 18 年度には 99.6%に達する見込みです。

表 3-1-10 生活排水処理率の予測

(各年度末推計値)

	令和元年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
計画処理 区域内人口 (人)	154,420	153,505	151,410	147,970	143,958
生活排水 処理人口 (人)	153,094	152,207	150,353	147,147	143,392
生活排水 処理率 (%)	99.1%	99.2%	99.3%	99.4%	99.6%

## 3) し尿・汚泥等処理量の予測

し尿及び浄化槽汚泥量は、令和元年度実績では 4.9kL/日ですが、令和 18 年度には 1.8kL/日となり約 63%減少する見込みです。

し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測(日量)は、表 3-1-11、図 3-1-5 に示すとおりです。

表 3-1-11 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の予測(日量)

(各年度末推計値、単位:kℓ/日)

		令和元年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
要 処 理 量	し尿処理量	2.7	1.8	1.3	1.1	0.7
	浄化槽汚泥量	2.2	2.1	1.8	1.4	1.1
	処 理 量	4.9	3.9	3.1	2.5	1.8
計 画 処 理 量		—	5.0	4.0	3.2	2.4

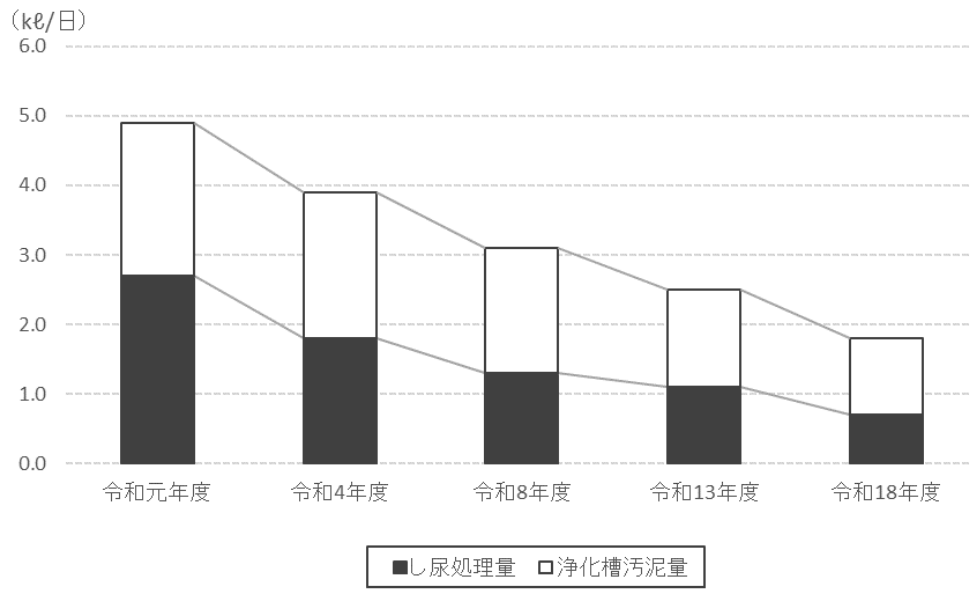


図 3-1-5 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の予測

## 第2章 生活排水の処理主体

関係市町における生活排水の処理主体は、表 3-2-1 に示すとおりです。生活排水処理主体は、今後もこの形態を継続していくものとします。

表 3-2-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道終末処理場	し尿及び生活雑排水	京都府
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	乙訓環境衛生組合

### 第3章 生活排水処理の基本方針

#### 第1節 生活排水処理の基本的な考え方

関係市町では、地域特性やその地域計画に適した処理形態を選定していく方針です。  
生活排水処理の基本方針については、以下のとおりです。

##### 基本方針

- 市街地における生活排水の処理については、公共下水道によりその処理を行うものとし、公共下水道整備事業の推進を図ります。
- 家屋が散在し、集合処理が適しない地域については、個別処理として合併処理浄化槽の普及を進めます。

#### 第2節 生活排水処理の目標

さらなる生活排水処理率の向上を目指すことから、し尿等の収集量は、減少する見通しです。

今後も、引き続き生活排水の適正処理に取り組み、生活排水の約99.6%処理を目指すものとします。(表3-3-1、表3-3-2に示すとおり)

関係市町では、この目標を達成するために、以下の示す事項について、取り組むこととします。

- 公共下水道計画区域内
  - ・公共下水道接続の啓発
  - ・下水道整備事業の推進
- 公共下水道計画区域外
  - ・汲み取り及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置転換

表3-3-1 生活排水の処理目標

	令和元年度 (基準年度)	令和18年度 (目標年度)
生活排水処理率	99.1%	99.6%

表 3-3-2 人口の内訳

	令和元年度 (基準年度)	令和18年度 (目標年度)
1. 計画処理区域内人口(人)	154,420	143,958
2. 水洗化・生活雑排水処理人口(人)	153,094	143,392

生活排水の処理目標を念頭に、目標年度における生活排水の処理形態別内訳は、表 3-3-3 に示すとおりです。

表 3-3-3 生活排水の処理形態別内訳

		令和元年度 (基準年度)	令和18年度 (目標年度)
人口 動 態 等	1. 計画処理区域内人口	(人) 154,420	143,958
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人) 153,094	143,392
	(1)合併処理浄化槽人口	(人) 67	34
	(2)公共下水道人口	(人) 153,027	143,358
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽人口	(人) 1,037	475
	4. 非水洗化人口	(人) 289	92
	(1)し尿収集人口	(人) 289	92
	(2)自家処理人口	(人) 0	0
	5. 計画処理区域外人口	(人) 4	4
	要	6. し尿処理量	kℓ/日 2.7
処	7. 浄化槽汚泥量	kℓ/日 2.2	1.1
理	8. 要処理量	kℓ/日 4.9	1.8
量	9. 計画処理量	kℓ/日 —	2.4

### 第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

#### 1) 収集運搬計画

##### (1) 収集運搬の方針

公共下水道の普及拡大が進められたことにより、し尿等の収集量は年々減少傾向にあります。今後も公共下水道の普及により、し尿処理量及び汚泥収集量ともに減少が予想されますが、今後も、引き続きし尿処理を適正に行っていく必要があります。現段階では、現況の収集・運搬体制で行うものとし、状況に合わせて適時対応するものとしします。

##### (2) 収集区域の範囲

関係市町の行政区域全域を収集対象区域とします。

##### (3) 収集運搬の方法及び量

###### a. 収集運搬体制

収集運搬体制については現状のとおりとし、し尿については委託業者が浄化槽汚泥については許可業者が行うものとして、それぞれし尿処理施設に搬入します。

なお、将来的にはし尿の収集量及び浄化槽汚泥量は減少の傾向にあるため、排出量減少への対応、計画的な収集作業の指導により、より安定した収集運搬を行っていくものとしします。

###### b. 収集方法

一般世帯及び事業所等の申し入れにより、月2回の収集を行います。また、浄化槽については、年1回以上の清掃を指導します。

###### c. 収集運搬方式

バキューム車による収集運搬方式とします。

###### d. 収集運搬対象物

計画区域内から発生するし尿及び浄化槽汚泥全量とします。

###### e. 収集運搬量

し尿・浄化槽汚泥の排出状況は、表3-3-4に示すとおりです。



表 3-3-4 し尿・浄化槽汚泥の排出量の予測

(各年度末推計値、単位:kℓ/日)

		令和元年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
要 処 理 量	し尿処理量	2.7	1.8	1.3	1.1	0.7
	浄化槽汚泥量	2.2	2.1	1.8	1.4	1.1
	処理量	4.9	3.9	3.1	2.5	1.8
計画処理量		—	5.0	4.0	3.2	2.4

## 2) 中間処理計画

### ● 中間処理の方針

し尿処理施設の状況は、隣接する下水道終末処理施設へ投入するための前処理を行っています。

#### a. 中間処理の体制

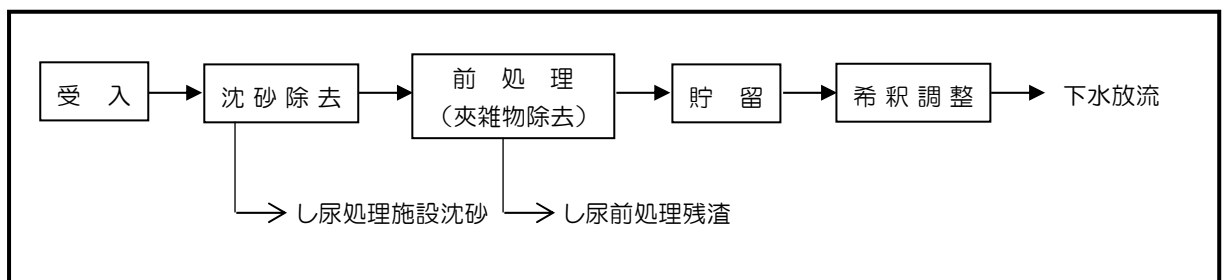
現行のとおり、処理主体は組合とし、現体制を維持していくものとします。

#### b. 中間処理対象物

収集対象区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥全量とします。

#### c. 処理方式

【希釈投入処理方式：受入・前処理、希釈投入】



#### d. 処理能力

し尿処理施設の処理能力は、以下に示すとおりです。

処理能力 : 20 kℓ/日

( し尿 : 10 kℓ/日 )  
 ( 浄化槽汚泥 : 10 kℓ/日 )

e. 経年処理量の見込み

し尿等処理量の実績及び将来予測を表 3-3-5 に示します。

し尿処理量の将来予測を見ると、今後の最大計画処理量は 5.0 kℓ/日となります。

表 3-3-5 し尿等処理量の将来予測

年 度		要処理量			計画処理量 (kℓ/日)
		し 尿 (kℓ/日)	浄化槽汚泥 (kℓ/日)	合 計 (kℓ/日)	
実績	平成27年度	2.3	2.4	4.7	—
	平成28年度	2.4	2.2	4.6	—
	平成29年度	2.0	2.1	4.1	—
	平成30年度	1.9	2.1	4.0	—
	令和元年度	2.7	2.2	4.9	—
将来予測	令和2年度	1.8	2.1	3.9	5.0
	令和3年度	1.8	2.1	3.9	5.0
	令和4年度	1.8	2.1	3.9	5.0
	令和5年度	1.6	2.0	3.6	4.6
	令和6年度	1.5	2.0	3.5	4.5
	令和7年度	1.5	2.0	3.5	4.5
	令和8年度	1.3	1.8	3.1	4.0
	令和9年度	1.3	1.8	3.1	4.0
	令和10年度	1.3	1.8	3.1	4.0
	令和11年度	1.1	1.4	2.5	3.2
	令和12年度	1.1	1.4	2.5	3.2
	令和13年度	1.1	1.4	2.5	3.2
	令和14年度	0.9	1.2	2.1	2.7
	令和15年度	0.9	1.2	2.1	2.7
令和16年度	0.9	1.2	2.1	2.7	
令和17年度	0.7	1.1	1.8	2.4	
令和18年度	0.7	1.1	1.8	2.4	

### 3) 最終処分計画

#### (1) 最終処分の方針

中間処理による処理工程中に発生する沈砂及び槽内清掃汚泥は適正な処分を図ります。

#### (2) 最終処分の方法

##### a. 最終処分の実勢体制

現行のとおり、最終処分の主体は組合とし、現体制を維持していくものとします。

##### b. 最終処分対象物

最終処分対象物は、し尿処理施設沈砂及び槽内清掃汚泥とします。

##### c. 処分方法

し尿処理施設沈砂は、勝竜寺埋立地で処分します。

槽内清掃汚泥は、これまでどおり場外処分とします。

し尿前処理残渣は、ごみ処理施設で焼却処理します。

##### d. 計画処分量

最大時計画処分量は表3-3-6より、以下のとおりです。

最大時計画処分量 : 61.0 kg/日 (5.0 kℓ/日処理)

表 3-3-6 最終処分量の将来予測

(単位: kg/日)

	令和元年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
し尿処理施設沈砂	0.3	0.7	0.7	0.7	0.7
槽内清掃汚泥	60.1	60.3	60.3	60.3	60.1
最終処分量	60.4	61.0	61.0	61.0	60.8

#### 第4節 し尿処理施設の整備に関する事項

し尿処理施設は、平成18年度に下水投入に変更するための改造工事を行いました。が、平成2年度の竣工から継続して使用している設備もあり、経年劣化や処理量の減少等を考慮し、施設の延命化・更新等の検討を進めます。



資 料 編















































































































資料2 生活排水処理形態別人口・処理量の見込み(向日市)

原単位	区分	実績												将来予測																																															
		H27年度												H28年度												H29年度												H30年度												R元年度											
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度																									
	1. 計画処理区域内人口	(人)	55,226	56,413	57,181	57,490	57,288	55,226	56,413	57,181	57,490	57,288	55,226	56,413	57,181	57,490	57,288	55,226	56,413	57,181	57,490	57,288	55,226	56,413	57,181	57,490	57,288	55,226	56,413	57,181	57,490	57,288	55,226	56,413	57,181	57,490	57,288																								
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	54,507	55,763	56,589	56,940	56,775	54,507	55,763	56,589	56,940	56,775	54,507	55,763	56,589	56,940	56,775	54,507	55,763	56,589	56,940	56,775	54,507	55,763	56,589	56,940	56,775	54,507	55,763	56,589	56,940	56,775	54,507	55,763	56,589	56,940	56,775																								
	(1)合併処理浄化槽人口	(人)	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14																								
	(2)公共下水道人口	(人)	54,493	55,749	56,575	56,926	56,761	54,493	55,749	56,575	56,926	56,761	54,493	55,749	56,575	56,926	56,761	54,493	55,749	56,575	56,926	56,761	54,493	55,749	56,575	56,926	56,761	54,493	55,749	56,575	56,926	56,761	54,493	55,749	56,575	56,926	56,761																								
	① 計画区域人口	(人)	53,840	53,840	54,400	54,400	54,400	53,840	53,840	54,400	54,400	54,400	53,840	53,840	54,400	54,400	54,400	53,840	53,840	54,400	54,400	54,400	53,840	53,840	54,400	54,400	54,400	53,840	53,840	54,400	54,400	54,400	53,840	53,840	54,400	54,400	54,400																								
	② 認可区域人口	(人)	53,840	53,840	54,400	54,400	54,400	53,840	53,840	54,400	54,400	54,400	53,840	53,840	54,400	54,400	54,400	53,840	53,840	54,400	54,400	54,400	53,840	53,840	54,400	54,400	54,400	53,840	53,840	54,400	54,400	54,400	53,840	53,840	54,400	54,400	54,400																								
	③ 併用開始区域人口	(人)	55,220	56,408	57,176	57,485	57,284	55,220	56,408	57,176	57,485	57,284	55,220	56,408	57,176	57,485	57,284	55,220	56,408	57,176	57,485	57,284	55,220	56,408	57,176	57,485	57,284	55,220	56,408	57,176	57,485	57,284	55,220	56,408	57,176	57,485	57,284																								
	④ 普及率	(人)	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%																								
	⑤ 接続済人口	(人)	54,493	55,749	56,575	56,926	56,761	54,493	55,749	56,575	56,926	56,761	54,493	55,749	56,575	56,926	56,761	54,493	55,749	56,575	56,926	56,761	54,493	55,749	56,575	56,926	56,761	54,493	55,749	56,575	56,926	56,761	54,493	55,749	56,575	56,926	56,761																								
	⑥ 接続率	(人)	98.68%	98.83%	98.95%	99.03%	99.09%	98.68%	98.83%	98.95%	99.03%	99.09%	98.68%	98.83%	98.95%	99.03%	99.09%	98.68%	98.83%	98.95%	99.03%	99.09%	98.68%	98.83%	98.95%	99.03%	99.09%	98.68%	98.83%	98.95%	99.03%	99.09%	98.68%	98.83%	98.95%	99.03%	99.09%																								
	⑦ 未接続人口	(人)	727	659	601	559	523	727	659	601	559	523	727	659	601	559	523	727	659	601	559	523	727	659	601	559	523	727	659	601	559	523	727	659	601	559	523																								
	3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽人口	(人)	536	482	450	431	403	536	482	450	431	403	536	482	450	431	403	536	482	450	431	403	536	482	450	431	403	536	482	450	431	403	536	482	450	431	403																								
	4. 非水洗化人口	(人)	183	168	142	119	110	183	168	142	119	110	183	168	142	119	110	183	168	142	119	110	183	168	142	119	110	183	168	142	119	110	183	168	142	119	110																								
	(1)尿収集人口	(人)	183	168	142	119	110	183	168	142	119	110	183	168	142	119	110	183	168	142	119	110	183	168	142	119	110	183	168	142	119	110	183	168	142	119	110																								
	(2)自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																								
	5. 計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																								
	6. 尿管	(L/人/日)	4.92	4.67	4.59	4.74	4.97	4.92	4.67	4.59	4.74	4.97	4.92	4.67	4.59	4.74	4.97	4.92	4.67	4.59	4.74	4.97	4.92	4.67	4.59	4.74	4.97	4.92	4.67	4.59	4.74	4.97	4.92	4.67	4.59	4.74	4.97																								
	7. 合併浄化槽	(L/人/日)	1.23	1.24	1.29	1.58	1.28	1.23	1.24	1.29	1.58	1.28	1.23	1.24	1.29	1.58	1.28	1.23	1.24	1.29	1.58	1.28	1.23	1.24	1.29	1.58	1.28	1.23	1.24	1.29	1.58	1.28	1.23	1.24	1.29	1.58	1.28																								
	8. 単独浄化槽	(L/人・日)	0.77	0.78	0.81	0.99	0.80	0.77	0.78	0.81	0.99	0.80	0.77	0.78	0.81	0.99	0.80	0.77	0.78	0.81	0.99	0.80	0.77	0.78	0.81	0.99	0.80	0.77	0.78	0.81	0.99	0.80	0.77	0.78	0.81	0.99	0.80																								
	9. 尿管処理量	(k0/日)	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6																								
	10. 浄化槽汚泥量	(k0/日)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3																								
	11. 要処理量	(k0/日)	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9	1.3	1.2	1.1	1.0	0.9																								
	12. 計画処理量	(k0/日)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																								

資料2 生活排水処理形態別人口・処理量の見込み（長岡京市）

区分	実績												将来予測											
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度		
1. 計画処理区域内人口	(人)	80,491	80,827	81,073	81,137	81,086	80,327	80,258	80,192	80,141	80,072	80,016	79,878	79,742	79,665	79,627	79,390	79,230	78,991	78,752	78,594	78,377		
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	79,596	80,014	80,235	80,369	80,343	80,327	80,258	80,192	80,141	80,072	80,016	79,878	79,742	79,665	79,627	79,390	79,230	78,991	78,752	78,594	78,377		
(1)合併処理浄化槽人口	(人)	71	70	58	54	53	53	53	53	53	53	53	53	53	27	27	26	26	26	26	26	26		
(2)公共有下水道人口	(人)	79,525	79,944	80,177	80,315	80,290	80,327	80,258	80,192	80,141	80,072	80,016	79,878	79,742	79,665	79,627	79,390	79,230	78,991	78,752	78,594	78,377		
① 計画区域人口	(人)	80,452	80,787	81,035	81,100	81,052	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
② 認可区域人口	(人)	80,452	80,787	81,035	81,100	81,052	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
③ 併用開始区域人口	(人)	80,233	80,589	80,805	80,978	80,924	80,975	80,906	80,839	80,773	80,706	80,637	80,499	80,361	80,224	80,166	80,028	79,789	79,549	79,309	79,069	78,831		
④ 普及率	(人)	99.7%	99.7%	99.7%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%		
⑤ 接続済人口	(人)	79,525	79,944	80,177	80,315	80,290	80,327	80,258	80,192	80,141	80,072	80,016	79,878	79,742	79,665	79,627	79,390	79,230	78,991	78,752	78,594	78,377		
⑥ 接続率	(人)	99.1%	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%	99.2%	99.3%	99.3%	99.3%	99.4%	99.4%	99.4%	99.5%	99.5%	99.5%	99.6%	99.6%	99.6%	99.7%		
⑦ 未接続人口	(人)	708	645	628	663	634	648	648	647	647	565	483	483	482	401	401	399	319	318	317	237	236		
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口	(人)	705	637	673	613	596	607	608	607	541	541	475	475	473	365	365	363	299	298	298	233	232		
4. 非水洗化人口	(人)	190	176	165	155	147	150	150	150	134	133	117	117	117	90	90	90	74	74	73	57	57		
(1)尿取集人口	(人)	190	176	165	155	147	150	150	150	134	133	117	117	117	90	90	90	74	74	73	57	57		
(2)自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
5. 計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
6. 尿管	(L/人/日)	5.22	5.49	5.18	6.09	5.41	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4		
7. 合併浄化槽	(L/人/日)	3.03	3.26	2.97	3.10	3.49	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5		
8. 単独浄化槽	(L/人/日)	1.89	2.04	1.86	1.94	2.18	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2		
9. 尿管処理量	(k0/日)	1.0	1.0	0.9	0.9	0.7	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3		
10. 浄化槽汚泥量	(k0/日)	1.6	1.5	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.2	1.2	0.9	0.9	0.9	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6		
11. 要処理量	(k0/日)	2.6	2.5	2.3	2.3	2.2	2.3	2.3	2.3	2.1	2.1	2.1	1.8	1.8	1.4	1.4	1.4	1.1	1.1	1.1	0.9	0.9		
12. 計画処理量	(k0/日)	—	—	—	—	—	3.0	3.0	3.0	2.7	2.7	2.7	2.3	2.3	1.8	1.8	1.8	1.4	1.4	1.4	1.2	1.2		



資料2 生活排水処理形態別人口・処理量の見込み（大山崎町）

区分	実績												将来予測											
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度		
1. 計画処理区域内人口	(人)	15,523	15,700	15,797	15,948	16,046	15,999	15,949	15,897	15,842	15,781	15,718	15,652	15,586	15,520	15,454	15,390	15,327	15,264	15,201	15,138	15,074		
2. 水洗化・生活排水処理人口	(人)	15,436	15,625	15,723	15,875	15,976	15,915	15,866	15,814	15,760	15,700	15,639	15,573	15,508	15,442	15,376	15,313	15,250	15,187	15,124	15,062	14,998		
(1)合併処理浄化槽人口	(人)	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(2)公共下水道人口	(人)	15,436	15,622	15,720	15,872	15,976	15,915	15,866	15,814	15,760	15,700	15,639	15,573	15,508	15,442	15,376	15,313	15,250	15,187	15,124	15,062	14,998		
① 計画区域人口	(人)	15,523	15,697	15,794	15,945	16,046	15,915	15,866	15,814	15,760	15,700	15,639	15,573	15,508	15,442	15,376	15,313	15,250	15,187	15,124	15,062	14,998		
② 認可区域人口	(人)	15,523	15,697	15,794	15,945	16,046	15,915	15,866	15,814	15,760	15,700	15,639	15,573	15,508	15,442	15,376	15,313	15,250	15,187	15,124	15,062	14,998		
③ 供用開始区域人口	(人)	15,523	15,697	15,794	15,945	16,046	15,995	15,946	15,894	15,840	15,779	15,718	15,652	15,586	15,520	15,454	15,390	15,327	15,264	15,201	15,138	15,074		
④ 普及率	(人)	99.97%	99.97%	99.97%	99.97%	99.98%	99.98%	99.98%	99.99%	99.99%	99.99%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
⑤ 接続済人口	(人)	15,436	15,622	15,720	15,872	15,976	15,915	15,866	15,814	15,760	15,700	15,639	15,573	15,508	15,442	15,376	15,313	15,250	15,187	15,124	15,062	14,998		
⑥ 接続率	(人)	99.44%	99.52%	99.53%	99.54%	99.56%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%		
⑦ 未接続人口	(人)	87	75	74	73	70	80	80	80	80	79	79	79	78	78	78	77	77	77	77	76	76		
3. 水洗化・生活排水処理人口	(人)	49	40	40	40	38	43	43	43	43	43	43	43	42	42	42	42	42	42	42	41	41		
4. 非水洗化人口	(人)	38	35	34	33	32	37	37	37	37	36	36	36	36	36	36	35	35	35	35	35	35		
(1)尿収集人口	(人)	38	35	34	33	32	37	37	37	37	36	36	36	36	36	36	35	35	35	35	35	35		
(2)自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
5. 計画処理区域外人口	(人)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
6. 尿管	(L/人/日)	11.65	15.88	10.52	11.84	42.07	12.47	12.47	12.47	12.47	12.47	12.47	12.47	12.47	12.47	12.47	12.47	12.47	12.47	12.47	12.47	12.47		
7. 合併浄化槽	(L/人/日)	—	11.40	11.24	12.35	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
8. 単独浄化槽	(L/人/日)	8.21	7.13	7.03	7.72	9.60	7.94	7.94	7.94	7.94	7.94	7.94	7.94	7.94	7.94	7.94	7.94	7.94	7.94	7.94	7.94	7.94		
9. 尿管処理量	(k0/日)	0.4	0.6	0.4	0.4	1.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4		
10. 浄化槽汚泥量	(k0/日)	0.4	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3		
11. 要処理量	(k0/日)	0.8	0.9	0.7	0.7	1.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7		
12. 計画処理量	(k0/日)	—	—	—	—	—	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9		

資料2 生活排水処理形態別人口・処理量の見込み(全体)

区分	実績												将来予測											
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度		
1. 計画処理区域内人口	(人)	151,240	152,940	154,051	154,575	154,420	153,938	153,505	153,069	152,628	152,055	151,410	150,765	150,120	149,477	148,774	147,970	147,166	146,362	145,557	144,744	143,958		
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	149,539	151,402	152,547	153,184	153,094	153,033	152,619	151,871	151,452	150,898	150,353	149,728	149,103	148,640	147,930	147,147	146,442	145,655	144,872	144,157	143,392		
(1)合併処理浄化槽人口	(人)	85	87	75	71	67	67	67	66	66	65	65	65	64	64	37	37	36	35	35	34	34		
(2)公共下水道人口	(人)	149,454	151,315	152,472	153,113	153,027	152,966	152,552	151,805	151,386	150,833	150,288	149,663	149,039	148,576	147,893	147,110	146,406	145,620	144,837	144,123	143,358		
① 計画区域人口	(人)	149,815	150,324	151,229	151,445	151,498	70,315	70,266	70,160	70,100	70,039	69,973	69,908	69,842	69,776	69,713	69,650	69,587	69,524	69,462	69,397	69,338		
② 認可区域人口	(人)	149,815	150,324	151,229	151,445	151,498	70,315	70,266	70,160	70,100	70,039	69,973	69,908	69,842	69,776	69,713	69,650	69,587	69,524	69,462	69,397	69,338		
③ 併用開始区域人口	(人)	150,976	152,694	153,775	154,408	154,254	73,225	153,768	152,905	152,464	151,893	151,248	150,603	149,959	149,396	148,693	147,890	147,086	146,282	145,477	144,665	143,879		
④ 普及率	(人)	99.83%	99.84%	99.82%	99.89%	99.89%	47.43%	99.89%	99.89%	99.89%	99.89%	99.89%	99.89%	99.89%	99.95%	99.95%	99.95%	99.95%	99.95%	99.95%	99.95%	99.95%		
⑤ 接続済人口	(人)	149,454	151,315	152,472	153,113	153,027	152,966	152,552	151,805	151,386	150,833	150,288	149,663	149,039	148,576	147,893	147,110	146,406	145,620	144,837	144,123	143,358		
⑥ 接続率	(人)	98.99%	99.10%	99.15%	99.16%	99.20%	208.90%	99.21%	99.22%	99.29%	99.30%	99.37%	99.38%	99.39%	99.45%	99.46%	99.47%	99.54%	99.55%	99.56%	99.63%	99.64%		
⑦ 未接続人口	(人)	1,522	1,379	1,303	1,295	1,227	1,234	1,216	1,195	1,100	1,078	960	940	920	820	800	780	680	662	640	542	521		
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽人口	(人)	1,290	1,159	1,163	1,084	1,037	1,042	1,031	940	928	916	839	826	812	692	680	666	590	578	565	488	475		
4. 非水洗化人口	(人)	411	379	341	307	289	291	285	278	247	241	218	212	205	172	164	158	135	129	121	99	92		
(1)尿収集人口	(人)	411	379	341	307	289	291	285	278	247	241	218	212	205	172	164	158	135	129	121	99	92		
(2)自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
5. 計画処理区域外人口	(人)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
6. 尿管	(L/人・日)	5.68	6.09	5.47	6.19	9.30	5.85	5.85	5.85	5.85	5.85	5.85	5.85	5.85	5.85	5.85	5.85	5.85	5.85	5.85	5.85	5.85		
7. 合併浄化槽	(L/人・日)	2.7	2.8	2.6	2.9	3.07	2.80	2.80	2.80	2.80	2.80	2.80	2.80	2.80	2.80	2.80	2.80	2.80	2.80	2.80	2.80	2.80		
8. 単独浄化槽	(L/人・日)	1.7	1.7	1.7	1.8	1.9	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75	1.75		
9. 尿管処理量	(k0/日)	2.3	2.4	2.0	1.9	2.7	1.8	1.8	1.6	1.5	1.5	1.3	1.3	1.3	1.1	1.1	1.1	0.9	0.9	0.9	0.7	0.7		
10. 浄化槽汚泥量	(k0/日)	2.4	2.2	2.1	2.1	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0	1.8	1.8	1.8	1.4	1.4	1.4	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1		
11. 要処理量	(k0/日)	4.7	4.6	4.1	4.0	4.9	3.9	3.9	3.6	3.5	3.5	3.1	3.1	3.1	2.5	2.5	2.5	2.1	2.1	2.1	1.8	1.8		
12. 計画処理量	(k0/日)	-	-	-	-	-	5.0	5.0	4.6	4.5	4.5	4.0	4.0	4.0	3.2	3.2	3.2	2.7	2.7	2.7	2.4	2.4		

## 資料3 用語解説

### 【ア～オ】

#### 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、ごみ、し尿、浄化槽汚泥等のことをいいます。事業活動に伴って生じる事業系一般廃棄物と、一般家庭の日常生活から生じる家庭系一般廃棄物に区別されます。

#### SDGs

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。

### 【カ～コ】

#### 家電リサイクル法

製造業者、輸入業者、小売業者、消費者の果たすべき義務と、リサイクル義務の対象となる機器（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン）を規定し、有用な部品や材料をリサイクルして、廃棄物の減量化、資源の有効利用を推進する法律です。

#### 拠点回収

公共施設等に常設されている回収箱やだれでも利用できる集団回収場所で資源等を回収することをいいます。

#### グリーン購入法

平成13年4月より、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）が全面施行されました。

「グリーン購入」とは、製品やサービスを購入する際、購入の必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することをいいます。

この法律は、国等の機関にグリーン購入の取り組みを義務づけるとともに、地方公共団体、事業者、国民もグリーン購入に努めるべきことを定めています。製品やサービスを購入

入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入するよう努めるものとしています。

## **原単位**

一単位あたりの数量を示す数値。単位には金額や重量など様々なものが使われています。

本資料では、1人1日あたりのごみ排出量をごみ排出量の原単位として扱っており、ごみ排出量を各年度人口及び年間日数で割ったものを用いています。

## **ごみ組成調査**

ごみの中に、どんな種類のごみが、どれだけ含まれているかを測定する調査です。

## **【サ～ソ】**

### **最終処分**

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分され、これを最終処分といいます。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されています。

### **再生利用・再利用**

どちらも一度使われたものを再度活用することですが、再生利用は廃棄物を素材として利用することに対して、再利用は廃棄物を同じ形で利用することを指します。

### **再生利用量**

集団回収や拠点回収などで集められた資源ごみで直接再生利用ルートに乗るものなど直接再生利用される量とリサイクル施設などの中間処理施設で処理された後に発生する処理残渣のうち再生利用される量を足し合わせた量をいいます。

### **産業廃棄物**

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び政令で定める燃え殻、汚泥、廃油、廃酸等 20 種類の廃棄物及び輸入された廃棄物をいいます。

## **残渣**

何かを取り除かれた後に残っているもののことを指します。

## **三成分**

ごみの三成分とは、水分、灰分、可燃分の三つを指します。

## **市街化区域**

積極的に住宅や店舗などを建てる地域で、おおむね10年以内に市街化を図る地域で、この地域には、用途地域を必ず定める必要があります。

## **資源有効利用促進法**

平成3年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正法として、平成12年に制定された法律です。

①事業者による製品の回収・リサイクル対象の強化、②製品の資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）、③回収した製品からの部品等の再使用（リユース）のための対策を行なうことにより循環型経済システムの構築を目指すものとしています。

## **集団回収**

自治会、婦人会、PTA、老人会、子ども会その他地域団体が中心となって古紙などの資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらう回収方法のことをいいます。

## **循環型社会**

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

## **循環型社会形成推進基本法**

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会

の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律です。

製品の製造から排出まで生産者が一定の責務を負う「拡大生産者責任」を一般原則として盛り込み、①廃棄物等の「発生抑制（リデュース）」、②使用済み製品をそのまま使う「再使用（リユース）」、③廃棄物等を原材料として利用する「再生利用（リサイクル）」、④廃棄物等を熱を得ることにより利用する「熱回収」、⑤廃棄物の「適正処分」の優先順位を明記しています。

### **消費期限**

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「安全に食べられる期限」のことで。

### **賞味期限**

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「品質が変わらずに美味しく食べられる期限」のことで。

### **食品リサイクル法**

食品の売れ残りや食べ残しといった食品廃棄物について、国、地方公共団体、事業者、消費者各主体の役割に応じた再生利用等の実施、食品関連事業者に対して具体的な基準に従った再生利用の実施を定めた法律です。

### **食品ロス**

本来ならば食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。

### **生活排水**

水質汚濁防止法（1970）では、「炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水を除く。）」と定義されています。生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水といいます。

## 【タ～ト】

### 中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないようにする処理です。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

### 長寿命化

消耗品やインフラ（生活や産業の基盤となる設備・施設）などの耐久性を向上させ、長持ちさせることをいいます。

### 都市計画区域

都市計画法という法律によって、都道府県知事や国土交通大臣が指定するエリアのことです。都市計画区域は、「市街化区域」と「市街化調整区域」「非線引き区域」に分けられます。

## 【ハ～ホ】

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律です。この法律では、廃棄物を「自ら利用したり他人に売ったりできないため不要になったもので、固形状または液状のもの」と定義し、産業廃棄物と一般廃棄物に分類しています。廃棄物の処理については、産業廃棄物は排出事業者が処理責任をもち、事業者自らか、または排出事業者の委託を受けた許可業者が処理します。一般廃棄物は市町村が処理の責任をもつこととなっています。

### フードバンク

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO等が食品メーカー等から寄付を受け、福祉施設等へ無償提供する活動のことをいいます。

## **フードドライブ**

家庭で余っている食品や飲料を持ち寄り、フードバンクなどを通じ、広く地域の福祉団体や施設などに提供する活動のことをいいます。

## **【ヤ～ヨ】**

### **容器包装リサイクル法**

一般廃棄物の減量および再生資源の利用を図るため、家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者の分別排出、市町村の分別収集、製造、販売事業者の再商品化の実施という役割分担を定めた法律です。

## **【ラ～ロ】**

### **リサイクル**

廃棄物を再利用することをいいます。原材料として再利用するマテリアルリサイクル、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクルがあります。

### **リデュース**

廃棄物の発生自体を抑制することをいい、リユース、リサイクルよりも優先されます。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造、販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるまで全ての段階での取組みが求められます。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組みが求められます。

### **リユース**

一旦使用された製品や部品、容器等をそのまま、もしくは修理などを施したうえで再び使用することをいいます。





## 一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月発行

乙訓環境衛生組合

〒618-0081 京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方 32

電話：075-957-6681 FAX：075-957-1257

URL <https://www.cleanplaza-otokuni.jp>



